



增訂
刑法
々
理圖
解

明治
37 6 21
内交

凡例

一 刑法ノ法理ハ複雑ニシテ其解釋ニ至テモ專門ノ學者各所見ヲ異ニシ歸一スル所ヲ知ラス此ヲ以テ本書ハ主トシテ先輩諸大家ノ著書學說等ヲ參照シテ編纂シ其内容ノ大畧ヲ一見瞭然タラシメシメコトヲ期セリ

一 本書ハ學說ヲ參酌シ斯法ノ法理ヲ系統ヲ追ヒテ配列シ以テ諸種ノ應試者并ニ一般本法ヲ研究セントスル士ノ記憶涉獵ニ便テラシメタルモノナリ

一 本書ハ可成簡潔ヲ旨トセルヲ以テ參照ノ法文等概ネ略語ヲ用井タリ例ヘハ單ニ(一五八)ハ本法第百五十八條(七五、一)又ハ(但)ハ本法第七十五條一項又ハ但書ノ略(刑訴七五)ハ刑事訴訟法第七十五條(監)ハ監獄則(民)ハ民法(三五年法七五)ハ三十五年

法律第七十五號等ノ略ナリ他ハ類推スヘシ
 一本書ハ前述ノ如ク先輩ノ學說ヲ拔萃ンタルニ過キスシテ敢
 テ編者ノ意見ヲ加ヘスト雖モ其綜合配置等或ハ正鵠ヲ失ス
 ルモノアラシク讀者ノ是正ヲ仰ク
 一本書ハ客年六月初版ヲ發行セシモノ今回再版ヲ爲スニ當
 リ多少訂正増補ヲ加ヘタレモ往々穩當ヲ缺クノ點尠ナカラ
 ス讀者叱正ノ勞ヲ吝ムナクンハ幸甚

明治三十七年六月

編者識

訂增 刑法々理圖解目次

緒論

第一章	刑法ト刑事法	一頁
第二章	日本刑法ノ沿革	三
第一編	刑法ノ效力	
第一章	總説	四
第二章	刑法ノ及ホス效力	六
第三章	刑事法ノ解釋及ヒ類推法	八
第二編	犯罪論	
第一章	總論	
第一節	犯罪ノ定義	一〇
第二節	犯罪ノ主體客體及ヒ犯罪ノ手段	一一

第一款	總説	一一
第二款	犯罪ノ基礎	一二
第三節	意思	
第一款	總説	一四
第二款	意思	一六
第四節	所爲	
第一款	總説	二一
第二款	所爲	二三
第二項	所爲ノ性質	二二
第三項	所爲ノ跡樣	二四
第四項	未遂犯	二七
第五項	中止犯	二八
第六項	不能犯	二九
第六項	未遂犯中止犯不能犯ノ區別	三一

第五節	權利行為	三一
第六節	放任行為	三四
第七節	明文	三七
第三章	犯罪ノ區別	
第一節	罪質ニ因ル區別	三七
第二節	犯意ノ有無ニ因ル區別	三九
第三節	現行犯	三九
第四節	犯狀ヨリスル區別	四〇
第四章	數罪俱發	
第一節	一人數罪	四二
第二節	再犯	四四
第五章	數人共犯	
第一節	共同ノ性質	四七
第二節	八共犯	四九

第一款	正犯	五〇
第二款	教唆者	五一
第三款	從犯	五二
第四款	共犯處分ノ一般標準	五三
第三編	刑罰	
第一章	總論	
第一節	刑罰ノ性質	五四
第二節	刑名	五五
第三節	刑罰ノ分類	五六
第二章	刑ノ適用	
第一節	總說	六四
第二節	加重	六四
第三節	減輕	六七
第四節	加減例	七〇

第五節	加減ノ順序	七四
第三章	刑ノ執行	
第一節	性質	七五
第二節	生命刑	七六
第三節	自由刑	七六
第四節	財産刑ノ執行	七九
第四章	刑罰執行權ノ消滅	
第一節	執行終了及ヒ犯人死亡	八〇
第二節	常上告再審	八〇
第三節	恩典	八二
第四節	期滿免除	八四

第一章	皇室ニ對スル罪	
第一節	危害罪	八六
第二節	不敬罪	八七
第二章	國事ニ關スル罪	
第一節	總說	八八
第二節	内亂罪	八九
第三節	外患罪	九七
第三章	靜謐ヲ害スル罪	
第一節	兇徒聚衆ノ罪	一〇一
第二節	官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	一〇三
第三節	囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪	一〇九
第四節	附加刑ノ執行ヲ通ルル罪	一一七
第五節	私ニ軍用ノ銃藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪	一一八
第六節	往來通信ヲ妨害スル罪	一一八

各論

第一編 公益ニ關スル罪

第七節	人ノ住所ヲ侵ス罪	一一〇
第八節	官印ノ封印破毀罪	一一一
第九節	公務ヲ行フヲ拒ム罪	一一二
第四章	信用ヲ害スル罪	
第一節	貨幣ノ偽造變造罪	一一三
第二節	官印偽造罪	一一三
第三節	文書偽造罪	一一五
第一款	總 說	一三五
第二款	官文書偽造罪	一三九
第三款	私印私書偽造罪	一四二
第四款	特種ノ證書偽造罪	一四四
第五節	偽 證 罪	一四五
第一款	總 說	一四五
第二款	偽 證 罪	一四七

第五節	度量衡偽造罪	一五一
第六節	身分詐稱罪	一五一
第七節	公然ノ投票ヲ偽造スル罪	一五二
第五章	健康ヲ害スル罪	
第一節	阿片烟ニ關スル罪	一五三
第二節	飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪	一五三
第三節	傳染病豫防規則ニ關スル罪	一五三
第四節	危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪	一五三
第五節	健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪	一五四
第六節	私ニ醫業ヲ爲ス罪	一五四
第六章	風俗ヲ害スル罪	一五四
第七章	死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪	一五七
第八章	商工農ノ業ヲ妨害スル罪	一五七

第九章	官吏瀆職ノ罪	
第一節	官吏公益ヲ害スル罪	一五九
第一款	總 說	一五九
第二款	官吏公益ヲ害スル罪	一五九
第二款	官吏人民ニ對スル罪	一六〇
第三款	官吏財産ニ對スル罪	一六三
第二編	身軀財産ニ對スル罪	
第一章	身軀ニ對スル罪	
第一節	殺 人 罪	一六四
第二節	毆打創傷罪	一六八
第三節	殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪	一七二
第四節	過失殺傷罪	一七六
第五節	自殺ニ關スル罪	一七八
第六節	擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪	一七九

第七節	脅 迫 罪	一八〇
第八節	墮 胎 罪	一八〇
第九節	幼者老疾者ヲ遺棄スル罪	一八一
第十節	幼者ヲ略取誘拐スル罪	一八二
第十一節	猥褻姦淫重婚ノ罪	一八二
第十二節	誣告及ヒ誹毀ノ罪	一八四
第十三節	祖父母父母ニ對スル罪	一八七
第二章	財産ニ對スル罪	
第一節	盜 罪	一八八
第二節	遺失物漂流物埋藏物隱匿罪	一九三
第三節	家資分散ニ關スル罪	一九五
第四節	詐欺取罪	一九六
第五節	冒 認 罪	二〇一
第六節	委託物費消罪	二〇四

第七節	贓物ニ關スル罪	二〇六
第八節	放火失火ノ罪	二〇七
第九節	決水ノ罪	二〇九
第十節	船舶ヲ覆没スル罪	二一〇
第十一節	家屋物品ヲ毀壞シ及ヒニニ〇 動植物ヲ害スル罪	二一〇
第三編	違警罪	二一一

目次終

訂増 刑法々々理圖解

齋藤與七郎著

緒論

第一章 刑法ト刑事法

刑法ノ定義 [刑法トハ犯罪ト刑罰ト] 廣義 犯罪ト刑罰トヲ定メタル國法全体ヲ總稱シ
 [ヲ定メタル國法ヲ云フ] 狹義 特ニ刑法ノ名アル法律ノミニ就テ云フ

註 一國ノ法令ノ中ニ於テ例ヘハ人ヲ殺傷シ家屋ヲ燒燬シ財物ヲ奪取スト云フ如キ或
 ル一定ノ行為カ犯罪トナリ而シテ其犯罪タル行為ニハ例ヘハ死刑徒刑役禁錮ト
 云フ如キ一定ノ刑罰ヲ加フルコトヲ定メタルモノヲ刑罰法令ト云フ

犯罪ト刑罰トノ關係ヲ規定シタルモノハ其性質悉ク刑法タルヲ以テ其規則ニ附シ
 タル名稱如何ヲ問ハス彼ノ民法商法民事訴訟法刑事訴訟法ト云フ如キ他ノ名稱ヲ
 附シタル規則ノ中ニ在リテモ若シ犯罪ト刑罰トノ關係ヲ定メタル條項アラハ其條
 項ハ刑法ノ性質ヲ有スル規則ト云ハサル可ラス (例ヘハ民事訴訟法又ハ刑事訴
 訟法ノ中ニ在ル證人呼出ニ應セサルトキ罰金ニ處セラルヘキ規定ノ如シ) 同一ノ
 理由ヲ以テ例令刑法ノ名稱アル法典ノ中ニ於テモ犯罪及ヒ刑罰ノ關係ヲ定メサル
 條項ハ刑法タルノ性質ヲ有セス徵價處分ノ條項ノ如キ其一例ナリ

刑罰法令ノ區域ノ廣キ前述ノ如ク民法商法民事訴訟法刑事訴訟法行政法破産法各

刑刑
事法
法ト

廣義ノ刑 法ト狹義 ノ刑法	一般刑法 特別刑法	總則	刑法ト刑 事法ト
<p>種警察規則等一國ノ法令ノ總テノ部分ニ散在シテ一々枚舉スルニ迫アラヌ之ヲ總稱シテ廣義ノ刑法トモ又ハ單ニ刑罰法令トモ謂フ</p> <p>刑罰法令中特ニ刑法ト名ツケタル法律アリ明治十三年七月第三十六號布告ヲ以テ公ニセラレ明治十五年一月一日ヨリ實施セラル狹義ノ刑法トモ又ハ單ニ刑法トモ謂フ世上ノ通語ニ單ニ刑法ト名ツケタル法律ハ刑罰法令中其區域最モ廣キノミナラス狹義ノ刑法則チ單ニ刑法ト名ツケタル法律ハ刑罰法令中其區域最モ廣キノミナラス其第五條第二項ニ「若シ他ノ法律規則ニ於テ別ニ總則ヲ掲ケサルモノハ此刑法ノ總則ニ從フ」ト規定シ苟モ反對ノ規則例ハ「本法ニ刑法不論罪ノ例ヲ用ヒス」ト云ヘル明文ノ如キヲ設ケサル限リハ狹義ノ刑法ノ總則ヲ總テ刑罰法令ニ適用シ得ル等ノ關係ヨリシテ更ニ之ヲ名ツケテ一般刑法トモ謂ヒ他ヲ總稱シテ特別刑法トモ謂フ</p>	<p>特別刑法中最モ著シキモノハ陸軍刑法并ニ海軍刑法是レナリ(刑法第四條參照)</p> <p>刑法ノ總則ニ反對ノ規定ナキ限リ他ノ刑罰法令ヲモ支配スルコト右ニ述ハタル如シ而シテ刑法自体ノ各本條即チ第百十六條乃至第四百三十條ヲ支配スルハ云ハスシテ明ラカナリ故ニ例ハハ謀殺又ハ故殺ノ如何ナル場合ヲ其未遂ト云フヘキカハ謀殺殺ニ關スル第百九十九條以下第百九十八條ノ規定ノ中ニ在ラスシテ總則第百一十一條第百一十二條第百一十三條ノ中ニ於テ其解決ヲ求メサル可カラズ強盜竊盜ノ共犯ノ如何ヲ知ラント欲セハ第三百六十六條乃至第三百八十四條ニ依ラスシテ第百四條以下第百十條ニ依ラサル可カラズ知ル可シ總則ノ規定ハ刑法ノ各本條ヲ初メ他ノ特別刑罰法令ノ上ニモ一々適用アルコトヲ</p>	<p>刑法アルモ之ヲ實際ニ運用センニハ別ニ之カ職制ト手續トヲ定メタル國法ナカルヘカラス是レ(刑事)裁判所構成法及ヒ刑事訴訟法アル所以ナリ刑事法トハ畢竟刑</p>	<p>刑法ト刑事法ト</p>

第二章 日本刑法ノ沿革

〔法刑事裁判所構成法刑事訴訟法ノ三ヲ合シタル名稱ニ外ナラス〕

日本刑
法沿革

第一期 太古時代	第二期 大寶律令 時代	第三期 尙武時代	第四期 現行時代
<p>太古ノ人民ハ其性質至善ニシテ決シテ犯罪ヲ犯スコト能ハサルモノト思惟セリ然レトモ偶罪ヲ犯シタルモノアル時ハ其犯罪人ハ不幸ニシテ神罰ヲ受ケテ身自ラ惡魔ト化シテ後諸般ノ罪惡ヲ行フモノトセリ而シテ其犯罪人ノ財產ハ穢レタルモノトシテ之ヲ水中ニ投スルヲ例トセリ治罪ノ手續モ犯罪ノ證明ニ付證據ナキトキハ神託ヲ乞ヘリ其後少シク進化スルニ從テ犯罪者ノ財產ヲ水中ニ投スルノ制一變シテ被害者ニ給與スルノ法トナリ再變シテ損害賠償ノ思想ヲ惹起スルニ至レリ之レヲ第一期ノ太古時代トス</p>	<p>文武天皇藤原不比等ニ命シテ大寶律令ヲ編セシメ天罪國罪トヲ分チ刑事ト兵事トヲ區別スルニ至レリ其後著々發達シテ乱世ニ當リ延歷式ヲ布キ治罪ノ手續ヲ定メ貞觀中格十二卷ヲ布キ延喜格式ヲ發布セリ之ヲ第二期ノ大寶律令時代トス</p>	<p>藤原氏ノ權衰ヘ實權武門ニ歸シ英雄四方ニ割據シテ權力ヲ爭ヒ殆ント寧歲ナキニ當リ各地ノ諸侯各自ニ法律ヲ編纂シ即チ北條氏ノ貞永式日建武式目ノ發布徳川氏ノ天下ヲ統一スルニ當リ徳川百ヶ條ノ發布等之レ尙武時代ノ第三期トス</p>	<p>維新以來明治三年新律綱領ヲ發布シ同六年改定律令ノ發布アリ同十三年現行刑法ノ發布ヲ見ルニ至レリ之ヲ第四期トス</p>

第一編 刑法ノ效力

第一章 總 說

凡テ法ノ效力問題ハ土地ニ關スル效力、人ニ關スル效力及ヒ時ニ關スル效力ノ三点アリ刑
法ハ法ノ一分派ナレハ刑法ニモ亦從テ此三種ノ效力ナカル可カラス

時ニ關スル刑法ノ效力トハ刑法ハ何ノ時ヨリ何ノ時マテ效力ヲ有スルヤヲ謂フモ
ノニシテ刑法ハ何ノ時ヨリ何ノ時マテニ發生セル犯罪行為ニ之ヲ適用ス可キヤノ
問題ニ關ス故ニ此效力ノ何タルヤヲ知ランニハ先ツ刑法ノ效力ノ時期及ヒ其效力
ノ終期ニ付特殊ノ攻究ヲ爲スヲ便ナリトス

(一)
時ニ關ス
ル刑法ノ
效力

刑法第三條ハ其第一項ニ於テ實施力ヲ生シタル以后ノ犯罪ノミニ適用スヘキコト
ヲ命ス此原則ハ第二條ノ明文ナケレハ罪ナシト云フ原則ト相表裏セルモノニシテ
適用ノ点ヨリ云ヘハ實施力ナキ法令ハ法令ナキニ等シキヲ以テ從テ領布(公布シ
テ實施力ヲ生スルコト)以后ノ所爲ノミヲ支配スルナリ刑法第三條ハ明言セスト
雖モ向キニ領布サレタル法令カ實施力ヲ失ヒシトキハ固ヨリ之ヲ適用スルヲ得ス
故ニ時ニ關スル效力ヲ畧シテ云ヘハ法令カ實施力ヲ生シタル以后實施力ヲ失フ以
前ノ所爲ノミヲ支配スルト云ハサルヘカラス之ヲ不遑己往ノ原則ト云フ
刑法第三條第二項ニ以上ニ述ヘタル原則ノ例外ヲ掲ケタリ即チ罪ヲ犯シタル當時
ノ刑法ト裁判當時ノ刑法トカ若シ異ナリ居リシ場合ニハ新法ト舊法トヲ比較シ若

總 說

(二)
土地ニ關
スル刑法
ノ效力

シ新法カ舊法ヨリ輕ケレハ已往ニ遡リテ實施力ヲ生スル以前ノ所爲ヲ支配スルナ
リ(第三條第二項ノ判決ト云ヘルハ確定判決ヲ云フ)

土地ニ關スル刑法ノ效力トハ刑法ノ效力ヲ及ホス土地ノ範圍ヲ謂フモノニシテ國
際關係ヨリ觀察シテ所謂國際刑法ナル國際法ノ一分科ヲ爲スモノナリ而シテ此間
題ニ付テハ古來學者種々ノ學說ヲ唱導シ各國ハ各自己ノ見解ニ從ヒ刑法ノ基礎タ
ル主義ヲ定メタリ

第一、屬地主義 此主義ハ讀テ字ノ如ク一國ノ刑法ハ其國內ニ生シタル總テノ犯
罪行為ニ適用ス可キモノニシテ且ツ該當國內ニ生シタル犯罪行為ノミニ適用ス
可キモノナリト爲ス學說ヲ謂フ

第二、屬人主義 一國ノ刑罰法令ハ自國ノ臣民ヲ支配スヘキモノナリ自國民ナラ
ハ犯罪ハ國ノ内外ヲ問ハス支配シ得ヘシトノ學說ヲ謂フ

第三、折衷主義 身分アル人及制限ヲ除ク外苟モ日本國內ニ於テ罪ヲ犯シタル以
上ハ其外國人ニ係ル場合ト雖モ之ヲ日本ノ刑法ニヨリテ處斷スヘシトナスニア
リ故ニ外國人カ外國ニテ犯シタルコトモ重大ナルコトハ日本刑法ヲ適用スルナ
リ又内國人カ外國ニテ被害ヲ受ケタルトキハ又犯人ニ日本刑法ヲ適用スルナリ
現行法ニハ一モ是等ニ關スル規定ナシ又自國人カ外國ニテ犯罪ヲ犯シタルトキハ
其引渡ヲ求ムル必要アリ此干係ニ付キテモ現行法ニ規定ナシ是レ殆ント凡テノ國
カ治外法權ナル有様ナレハ刑法編纂ノ當時此明文ヲ載スル必要ナシトノ論アリ而
シテ世界全体カ治外法權ニテハナカリシヲ以テ之ヲ記載スルハ大ニ必要ナリシナ

リ現行法ニ斯ル明文ナキニ外國ニ之ヲ適用スルコトヲ得ルヤ否ヤハ大問題ニシテ多數ノ國際慣例ニ從フヘキモノナレトモ區々ナルニヨリ從フコト能ハス然レトモ重大ナル事件ニハ之ヲ適用スヘキヲ穩當ナリトス

(三) 人ニ關スル刑法ノ效力ハ如何ナル人ヲ支配シ如何ナル人ニ適用スルモノナリヤニ關スルモノナレトモ刑法ノ效力ノ基本タル主義ニヨリ異ナラサルヲ得ス現行刑法ハ何等此種ノ規定ヲ存セサルヲ以テ其何レノ主義ヲ採用セルヤヲ時度シ難ク從テ現行刑法ニ如何ナル人ニ對シ其適用ヲ有スルヤノ問題ニ付テハ確乎タル斷案ヲ下スコト能ハス然リト雖モ現行刑法ノ人ニ關スル效力ハ何レノ主義ヲ採用セリトスルモ國法上及ヒ國際法上必ス多數ノ除外例ヲ認メサル可カラス

第二章 刑法ノ及ホス效力

- (甲) 土地ニ關スル效力
- 原 則
- (一) 刑法ハ日本法權ノ及フ土地ノ區域内ニ於テ適セラレヘキモノニシテ領海モ日本法權ノ及フ土地ノ區域内ナリ
 - (二) 日本人カ外國ニ於テ罪ヲ犯シタルトキハ日本刑法ヲ適用ス之レ日本刑法ヲ外國ニ行フニアラスシテ日本ニ於テ處罰ヲ行フニ過キス
 - (一) 條約ニヨリ我國カ治權法權ヲ有スル外國ニ於ケル領事館ニテ日本刑法ヲ適用ス
 - (二) 公海ニ於ケル我船船内
- 例 外

刑法ノ及ホス效力

- (乙) 時ニ關スル效力
- (一) 生 効 力
- (一) 原 則 刑法ノ發布ニ依リテ效力ヲ生スルカ故ニ發布以前ノ犯罪ニハ效力ナシ
 - (二) 例 外 所犯發布以前ニアリテ未タ判決ヲ經サルモノニ付テハ新舊法ヲ比較シ新法ヨリ舊法輕キトキハ發布以前ニ遡リテ舊法ヲ適用シ舊法重キトキハ新法ヲ適用ス(三)
- (二) 減 効 力
- (一) 消 滅 明示又ハ默示ノ廢止ニ依リテ其效力ヲ失フ默示ノ廢止トハ前ニ發布サレアル法律ト同一ノ意味ノ法律ヲ再ヒ發布シタルトキハ新法ハ舊法ニ勝ルトノ理由ヨリ前ノ法律ハ自然消滅スル場合ヲ云フ
 - (二) 戒 嚴 令 戒嚴令ヲ布キタルトキハ其期間中其同域内ニ限リ軍事裁判所ニ於テ管轄ス
- (三) 止 効 力
- (一) 原 則 日本刑法ノ行ハル土地區域内ニアリテハ何人タルヲ問ハス此刑法ノ適用ヲ受クヘキモノナリ
 - (二) 例 外 天皇ハ主權ノ本体、法律ノ淵源ナルヲ以テ其發布シ給フ法律

(丙) 人ニ關スル効力

(一) 天皇
ノ上ニ存スルモノナレハ自ラ發布シタル法令ニ羈束セララルコトナシ

(二) 外國ノ君主
元來刑法ハ君主ノ命令ナルカ故ニ臣民ニ對シテ適用スルヲ本則トス、國際法上日本ノ君主ト同等ト見做ス所ノ外國ノ君主ニ對シテハ其内地旅行中ノ場合ニモ固ヨリ適用ヲ見ス而シテ此特權ハ其從者ニモ及フモノトス

(三) 外國公使及其從者
外國公使ハ外國ノ主權ヲ代表スルモノニシテ其適用ヲ爲ササル所以ハ濫リニ外交文書ヲ發カサル不都合ヲ避クル爲メナルト一面ニハ修交ノ感情ヲ害セサルカ爲メナリ

(四) 自國ノ承認ヲ經テ入り來レル軍隊及軍艦

(五) 國會議員
帝國議會ノ議員ハ議場ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付テハ其議院外ニ於テ其責任ヲ有セス其干係ニ付テハ刑法ノ適用ヲ受ケサルモノトス

例 外

第三章 刑事法ノ解釋及ヒ類推法

刑事法ハ凡テ明文法ナラサルヘカラス(第二條)故ニ習慣法ニ依リテ罰スルコトヲ得ヌ又明文法ヲ擴メテ處罰スルコトヲ得ヌ且又明文法ニヨリ罰ス可キ犯罪ト雖モ明文以外ノ刑ヲ科スルコトヲ得ヌ然レトモ法文ニヨリ直チニ斷定シ得ル場合ト

刑事法ノ解釋及ヒ類推法

(一) 解釋

熟慮ヲ要スル場合トアリ於此乎刑事法ノ解釋ヲ要ス刑事法ノ解釋ニ付テハ左ノ諸點ニ注意スルヲ要ス

- 一、法律ノ意義ハ法文ノ意味ニ依ルヘク立法者ノ意見ヲ問フヲ要セス
- 二、法文ノ意味ハ法文上ノ意味ト法律上ノ術語及ヒ理論トニ依リ解釋スルヲ要ス
- 三、法律ノ文字ハ管ニ使用シタル文字ニノミ拘泥セス使用セラレタル他ノ場所ニ比照シテ解釋セサルヘカラス
- 四、法律草案ノ理由書又ハ議會ノ議事録ハ法律ノ成立セル以前ニ於ケル草案ノ意見ニシテ既ニ成立シタル法律ノ意見ニ非ス法律カ其法律中ニ包含セシメタル文字ニ依テ解釋セサルヘカラス

(二) 類推

刑事法ノ解釋ハ刑事法ノ意義ヲ知ルニ在リ之ニ反シ刑事法ノ類推(比附援引)ハ法文中未決定ノ問題ナルモ裁判上并ニ執行上ノ必要ヨリ其問題ノ答案ヲ法文ニ求ムルノ方法ナリ從來法律ノ類推ニ二種アリトシ(一)法理上ノ類推(二)法文上ノ類推トセリ此二種ノ類推ハ民法上ニ於テハ明文ナキモ其適用ニ付キ疑ヲ容ル、者ナシ之ニ反シテ刑事法ニ於テハ法律ナケレハ刑罰ナシトノ諺ニ基キ學問上并ニ立法上刑事法ニ類推ヲ許サストノ說一定セルカ如シ我現行刑法第二條モ同一ノ原則ヲ採用シタリ然レトモ一切ノ類推ヲ許ササルモノト速斷ス可カラズ刑法第二條ヲ分解決スルトキハ其禁令ハ左ノ三種ノ類推ヲ禁スルニ止マル

- 一、裁判官犯罪ノ種類ヲ隨意ニ設クルコト
- 二、裁判官刑ノ種類ヲ新設スルコト

三、裁判官刑ノ加重減輕ノ情狀ヲ新設スルコト
右三種以外ノ類推ハ刑法第二條ノ直接ニ禁止スル所ニアラス故ニ現行刑法ヨリ論
スレハ刑事法上一切ノ類推ヲ許サストノ説ハ正當ニアラス

第二編 犯罪論

第一章 總論

第一節 犯罪ノ定義

(一) 定義 犯罪トハ法律ニ於テ罰スル法物毀損ノ不法ノ所爲ヲ謂フ

第一、法律ニ於テ罰スル所爲ナラサルヘカラス犯罪ト他ノ不法ノ所爲トノ差ハ實ニ此点ニアリ民法ニモ亦所謂不法行爲アルモ之ヲ稱シテ直チニ犯罪ト言ハサル所以ノモノハ刑法ニ於テ之ヲ犯罪トシテ罰セサルカ故ナリ

刑法ハ一定ノ法物保護ノ爲メニ立法者ノ發スル禁令命令ナリ人ヲ殺セハ刑法ニ處ス他人ノ物ヲ竊取スレハ禁錮ノ刑ニ處ストノ規定ハ其裏面ニ於テ他人ヲ殺スヘカラス他人ノ所有物ヲ竊取スヘカラストノ禁令ヲ當然包含セラレ又失火罪ノ内ニハ人ノ家屋物品ヲ燒失セサル様注意スヘシトノ命令ヲ包含スルモノトス此禁令命令ニ違背スルハ即チ不法

犯罪ノ定義

(二) 要件

第二、不法ニシテ法物毀損ノ所爲ナルコト

(ナリ)

刑法ニ使用スル所爲ナル文字ニハ二様ノ意味アリ一ハ人間ノ動作ヲ稱シ一ハ人間ノ動作ト之レカ結果トヲ併稱ス此ニハ第一ノ意味ニ於テ所爲ナル文字ヲ用ヒタリ法律上所爲ハ人ノ動作ノ全部ヲ稱スルニアラスシテ意思ノ働キニ基ケル人ノ動作ナリ意思ノ働キニ基カサル動作ハ法律上所爲ト稱セス一ノ出來事ナリ此意義ニ於ケル所爲ハ當ニ刑法上ノミナラス他ノ法律ニ於テモ一般ニ慣用セラル、所ナリ

第二節 犯罪ノ主體客體及犯罪ノ手段

第一款 總論

(一) 犯罪ノ主體
茲ニ一ノ犯罪アリト假定スレハ何者カ夫レヲ犯ス能力ヲ有スルカ又何者ニ對シテ犯スコトヲ得ルヤト云フニツノ問題ヲ生ス主體客體論是ナリ犯罪ノ主體トナリ得ルモノハ人類ニ限ルト云フハ現今ノ通則ナリ而シテ刑法上人ト稱スルハ有形人ニ限り無形人即チ法人カ犯罪ノ主體トシテ所罰セラル、コトアリヤ否ヤハ學理上及實際上其未タ一致セサル所ナリ

犯罪ノ客體ハ法令カ社會ノ生存上保護スルノ必要アリト認ムル利益ハ悉ク客體トナリ得ルナリ故ニ(一)有形人ハ生命身體自由財產名譽等ヲ有ス之ヲ侵害セラル、ニヨリテ犯罪ノ客體トナル(二)彼ノ主體トナリ得ルヤ否ヤノ不明瞭ナル法人ニ至

總論

(二) 犯罪ノ客
 リテモ法人トシテ存在及名譽等ヲ有シテ犯罪ノ客トナル有形人無形人以外ノモノハ法律ノ保護ヲ受クルニ當リテハ權利ノ物トナルモノナリ故ニ其物自身ヲ被害者ト云フコト能ハス損害ヲ起シタル所以ノ目的物ナリ

(三) 手段
 手段トハ本人カ特定ノ場合ニ特ニ撰定シタル所爲ノ形式ナリ手段ハ人ニヨリテ種々異ナリタル意味ニ用キ犯人ハ或ル目的ヲ以テ或ル所爲ヲナスモノナルカ其決心ヨリ目的ヲ達スル迄ノ間即チ其途中ヲ手段ト云フモ妥當ニアラス犯人ノ所爲ノ特別ノ形体ヲ手段トハ云フナリ

第二款 犯罪ノ基礎

(甲) 犯人
 犯罪ノ主トタルヘキモノハ犯人即チ人類ニシテ人類モ能力者タルコトヲ要ス

(乙) 犯人ノ能力ニ要スル條件
 (一) 自己ニ關スル知覺アルモノナルコトヲ要ス
 (二) 他人又ハ外物ニ關スル知覺アルモノナルコトヲ要ス
 (三) 是非ヲ辨別スルノ知覺アルコトヲ要ス
 (一) 十二歳以下ノ幼者
 (二) 白痴又ハ瘋癲者
 (三) 暗啞者
 (四) 一時知能ノ喪失ニ基クモノ

(丙) 無能力者

犯罪ノ基礎

(二) 犯罪ノ客
 (一) 總テ肉體ヲ有スル人類ハ能力者タルト無能力者タルトヲ問ハス客トナリ得ルモノナリ
 (二) 法人ハ主トナルコトハ得サルモ客トナルコトヲ得ルナリ何トナレハ法人ハ財産ノ主トナルコトヲ得ヘキモノナレハナリ

(甲) 手段ノ意義
 手段トハ主トナル客トナル間ニ介シテ其連絡ヲ通スル所爲ヲ云フ故ニ犯罪ノ成立スルニハ主トナル客トナル三者ナカルヘカラス又人類ハ主トナル客トナルノミナラス時ニ手段トナルコトアリ即チ力ノ強キモノニ手ヲ捉ヘラレ強テ他人ヲ打タシメラレタル場合ノ如キハ其人ハ主トナル客トナルヲ以テ論セラレシテ手段トシテ論セラル、モノトス何トナレハ犯罪ノ媒介タルニ過キサレハナリ

(乙) 手段ノ効用
 (一) 犯罪ノ証明ニ供フヘキモノニシテ犯罪ノ手段アレハ其犯罪ノ所爲タル意思ノ存在ヲ推測スルコトヲ得
 (二) 犯罪ノ手段トシテ使用シタル器械ノ種類ニ依リ刑ノ加重減輕ヲ來タスコトアリ
 (三) 其ノ手段ノ如何ハ犯罪行爲上、準備、既遂、未遂ヲ定ムルニ付重要ノ關係アリ

第三節 意思

第一款 總說

人アリ犯罪トナルヘキ所爲ヲ行ヒタリトテ直チニ刑法上ノ責任アリト云フヘカラス所爲ト
犯罪ノ事實ト原因結果ノ關係ヲ要スル外尙ホ其所爲タル一定ノ意思ノ動キニ基クニアラサ
レハ之ヲ犯罪トシテ處罰スルコトヲ得サルモノトス犯罪ニハ一定ノ意思ノ動キヲ必要トス
ルコトハ現行刑法全篇ニ通スル骨子ナリ

犯(一) 意
犯意トハ犯罪ノ法定條件タル事實ヲ知テ之ヲ實行セントスル意思ノ動キナリ犯罪
ノ法定條件トハ刑法第二篇以下各本條ニ規定スル所ノ犯罪ノ成立要素ニシテ各犯
罪ニ就テ各別ニ之ヲ論定セサルヘカラス其法定條件タル事實ヲ知ル以上ハ之ヲ實
行スルノ意思ノ動カ所謂犯意ナルモノニシテ刑法上責任ヲ生スルニハ是ヨリ以
外ノ事實ヲ知ルヲ必要トセス

爲スヘキ注意ヲ怠リタルニ因リテ法律上罪トシ罰ス可キ結果ヲ生シタルトキハ過
失ニ基ク犯罪ト云フ
法律ハ一定ノ法物ノ毀損ヲ禁令スルノミナラス又法物ヲ毀損セサルヘキ注意ヲ用
ユルコトヲ命令スルモノアリ然ルニ此注意ヲ用キサル爲メ罪トナルヘキ結果ヲ生
シタルトキ所謂過失犯アリトス故ニ過失犯ハ常ニ不爲ノ所爲ニ基クモノト云フヲ
得ス爲ス所爲ニシテ過失ニ基ク犯罪アルハ固ヨリナリ過失犯ハ人ノ智力ノ及ハサ

總說

犯(二) 意
爲スヘキ注意ヲ怠リタルニ因リテ法律上罪トシ罰ス可キ結果ヲ生シタルトキハ過
失ニ基ク犯罪ト云フ
法律ハ一定ノ法物ノ毀損ヲ禁令スルノミナラス又法物ヲ毀損セサルヘキ注意ヲ用
ユルコトヲ命令スルモノアリ然ルニ此注意ヲ用キサル爲メ罪トナルヘキ結果ヲ生
シタルトキ所謂過失犯アリトス故ニ過失犯ハ常ニ不爲ノ所爲ニ基クモノト云フヲ
得ス爲ス所爲ニシテ過失ニ基ク犯罪アルハ固ヨリナリ過失犯ハ人ノ智力ノ及ハサ

ル點ヲ罰スルモノニアラス意思ノ動キノ欠點ヲ罰スルモノナリ故ニ過失犯モ亦犯
意罪ト同シク意思ヲ罰スルモノトス

犯意ニ基ク犯罪ハ法定ノ犯罪條件タル事實ヲ實行セントスル意思ノ動
キニ基キ豫期シタル結果ノ生シタル場合ニシテ過失ニ基ク犯罪ハ法定
ノ犯罪條件タル事實ヲ實行スルノ意思ナクシテ其結果ノ生シタル場合
ナリ即チ犯意ノ有無ヲ以テ過失罪ト犯意罪トノ區別ヲ爲スモノナリ

犯意ナキノ点ハ過失無意共ニ同一ナリト雖モ過失ニ基ク犯罪ニハ左ノ
條件ヲ必要トス
イ、犯人ハ用ユヘキ注意ヲ用ヒサルコト
ロ、若シ犯人カ注意ヲ用ユレハ罪トナルヘキ結果ヲ生セサルコト
無意ノ場合ハ右ノ如キ條件ヲ必要トセス即チ無意ノ場合ニハ過失アル
コトナキナリ故ニ過失ト無意トノ區別ハ過失ノ有無ニ依ルモノトス

別意過失(三) 意又トノハ無犯
別意過失(イ) 意トノ區
別意過失(ロ) 意トノ區
第一說 通常人ノ用ユル注意ノ程度ヲ標準トス
第二說 用ユヘキ注意ハ犯人各別ニ就テ其程度ヲ定メサルヘカラス
第三說 注意ヲ缺クノ点即チ注意ノ程度ノ標準ニ就テハ第一說至當ニシテ第二說
其當ヲ得タルモノニアラス然レトモ豫知シ得ラルヘキ結果ヲ豫知セサル點ニ付
テハ犯人ノ心神上ノ能力ヲ參酌シテ注意ノ程度ヲ決スルヲ要スト蓋シ第二說妥
當ナラン

第二款 意思

(一) 意思ノ様

- (一) 人ノ意思ハ其欲スル處ノ必要ヲ満足セシメントスル爲メ希望ニ因リ發
動スルモノニシテ犯罪ヲ爲スノ趣旨即チ遠因又ハ目的トナルモノナリ
- (二) 決心トハ犯罪タル所爲ノ實行ヲ爲ス直接ノ原因タル意思ニシテ外形ニ
表ハレタルハ決心ナリ
- (三) 犯意トハ情ヲ知テ國法カ犯罪トシテ示シタル所爲ヲ實行スル決心ヲ云
フ

條 (イ)

- (一) 罪ヲ犯ストキナルコトヲ要ス
- (二) 知覺精神ノ喪失者タルコトヲ要ス

(甲) 精神喪失者

(ロ) 喪失ノ効

- (一) 精神病者ナルモ全癡ノ後罪ヲ犯セハ有罪ナリ
 - (二) 罪ヲ犯シタル後知覺精神喪失ノ狀況ニ陥リタル者ハ刑ノ
執行ノ停止ハアルモ無罪タルコトヲ得ス
 - (三) 知覺精神ヲ喪失シタル原因ノ如何ニ由リ責任ヲ異ニスル
コトナシ故ニ喪失ノ原因アレハ悉ク無罪ノ宣告ヲ爲サ、
ルヘカラス
- 〔無罪ヲ宣告スルハ喪失ノ原因ニ因テ異ナラス故ニ飯ヘ酒

意思

(二) 辨別心ヲ
欠ク無罪

幼(乙)者

條 (イ)

- (一) 十二歳以下ノ幼者ナルコト
- (二) 辨別心ナキモノト推定

(四)

ヲ多分ニ飲用シ 酩酊カ原因トナリテ喪失スルモ無罪ナリ
併シ勇氣ヲ籍リル爲メ飲用シタルトキハ格別ナルモ其レ
カ原因トナリテ喪失セハ無罪ナリ

幼者ノ爲
メ減輕

- (一) 十二歳以上十六歳未満ノモノナレハ十二歳以下ノモノニ
比シ稍辨別心アルモノトシテ重罪輕罪ナレハ刑二等ヲ減
スルナリ 違警罪ニ付テ此制限ナシ
- (二) 十六歳以上二十歳未満ノモノナレハ重罪輕罪ニ就テハ刑
一等ヲ減シ 違警罪ニ付テ減スルコトナシ之レ違警罪ハ輕
微ニシテ犯意ヲ要セストノ注意ニ出ツ

瘡啞者 (丙)

- (イ) 瘡啞者ハ普通ノ人ニ比シ知能不完全ナルカ故ニ辨別心ナキモノトシ
テ其罪ヲ論セス
- (ロ) 瘡啞者ト雖モ果シテ知能不完全ナルヤ否ヲ裁判官ニシテ調査セシメ
果シテ辨別心ナキ時ニ無罪ニスヘキモノトスハ
- (ハ) 五年ニ過キササル間懲治場ニ留置スルコトハ差支ナシ
- (イ) 抗拒スヘカラサル強制ニ逢ヒタルコトヲ要ス

(甲) 人為強制
條件

- (ロ) 第一ノ結果トシテ其意ニアラサル所爲ヲ爲シタルコトヲ要ス
 - (ハ) 被害事實アレコトヲ要ス
- 右ノ條件アレハ反証ナクシテ當然無罪タリ

(乙) 天災強制
條件

- (イ) 天災又ハ意外ノ變ニ依リ避クヘカラサル危害ニ逢ヒタルコト
- (ロ) 第一ノ結果トシテ其意ニアラサル所爲ヲナシタルコト
- (ハ) 自己又ハ親屬ノ身軀ヲ防衛スルニ出テタル所爲ナルコト
- (ニ) 他ヲ害シタルコト

(三) 自由意思
ヲ欠ク無
罪

(丙) 七十五條
ノ一項ト
別ケタル
區

(丁) 意思ノ自

- (イ) 七十五條ノ一項ハ人為的強制ニ依ル自由ノ欠缺ヲ示シ二項ハ之ニ準スヘキ或場合ヲ示シタルモノナリ
- (ロ) 又一項ハ犯人カ自己ノ身軀ニ強制ヲ受ケ其意ニアラサル強制行爲ヲ爲シタル場合ニハ無罪トシ二項ハ法律カ規定スル條件ヲ具備スルニアラサレハ如何ナル場合ト雖モ自由ノ欠缺トハ認メス即チ天災地變ノ際ニ自己又ハ親屬ノ身軀生命ヲ防衛スルニ出テタル所爲ト云フ條件付ニアラサレハ二項ノ適用外ナリ
- (イ) 犯人カ受ケタル強制ハ犯人カ豫見シ得ヘカリシヤ否ヤ豫見スルコト得ルナレハ自ラ好シテ強制ヲ受ケタルモノナレハ抗拒スヘカラサル意外ノ制強ト云フヘカラス
- (イ) 受ケタル強制ハ犯人ノ意思ニ恐怖心ヲ起サシメタルヤ否ヤ犯罪行爲

由ラ欠キ
タルヤ否
ヤヲ知ル
標準

(戊) 七十五條
ノ一項ノ例
外

- (ロ) ヲ爲ニアラサレハ避クルコトヲ得サリシヤ否ヤ若シ犯罪ヲナサ、ルモ避クルコトヲ得ルニ拘ハラズ之ヲ爲シタルトキハ己ムヲ得サルニ出テタルニアラサル故無罪タルコトヲ得ス
 - (ハ) 犯人ノ受ケタル強制ハ現實ナリヤ否ヤ現實ナラサル場合ニ於テハ通常犯罪行爲ヲナサスシテ避ケ得ヘキカ故ニ犯罪構成ス
- 他ノ法律命令ニヨリ自己若クハ親屬ノ身軀ニ危難アル場合ト雖モ防衛行爲ヲ行フコトヲ得サルモノアリ (海員法、海軍刑法、巡查、消防夫ノ規定等參照)

(甲) 犯意ヲ欠
ク行爲ノ
性質

- (一) 無犯意行爲
ノ意義
犯意ナキ行爲トハ相當ノ注意ヲ欠キタル爲メ生シタル所爲ニシテ之ニ因リテ意外ノ損害ヲ他人ニ加ヘタル狀態ヲ云フ
- (二) 無犯意行爲ノ條件
(イ) 相當ノ注意ヲ欠キタル爲メ生シタル所爲ナルコト
(ロ) 相當ノ注意ヲ欠キタル爲メ意外ノ損害ヲ他人ニ加ヘタル事
(ハ) 行爲者ハ無罪ヲ主張スルニハ直接ニ犯意ナキコトヲ証明スルコトヲ要ス
- (三) 無犯意行爲者ノ責任
(イ) 原則ニ無犯意行爲ハ罪ヲ犯ス意ナキ爲メ無罪ナリ
(ロ) 故意ナシト雖モ相當ノ注意ヲ欠キ且之ヲ罰スル明
外 文アルトキハ有罪ナリ (過失犯)

(四) 犯意ト過失ノ區別

- (イ) 過失トハ相當ノ注意ヲ欠キタル意思ノ狀態ヲ云ヒ犯意トハ國法ハ犯罪トシテ示シタル所爲ヲ實行スル決心ヲ云フ
- (ロ) 過失ニハ一定ノ目的ナキモ犯意ニハ或行爲ヲ爲スト云フ決心アリ
- (ハ) 過失犯ニハ未遂犯ナキモ有意犯ニハ之レアリ
- (ニ) 過失犯ハ或ル例外ヲ除ク外常ニ犯罪行爲トナラサルモ有意犯ハ常ニ有罪ノ推定ヲ受ク

(四) 犯意ナキ無罪

(一) 事實不識ノ意義

罪トナルヘキ事實ヲ知ラストハ或所爲ノ目的物若クハ手段ニ犯罪構成ノ能力ノ具ハルヲ覺ラサルヲ云フ

(二) 事實不識者ノ責任

- (イ) 罪トナルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタルモノ無罪ナリ
- (ロ) 情ヲ知り罪ヲ犯スノ意アリテ始メテ犯罪ノ故意ナリト云フコトヲ得又情ヲ知ルモ罪ヲ犯スノ意ナキカ故ニ無罪トナルコトアリ

(乙) 事實ノ不識

(二) 犯意ナキ所爲トシタルモノハ無罪トナル

罪ヲ犯ス意ナキ所爲ヲ爲シタルモノ、無罪ヲ主張スルニハ直接ニ犯罪ナキコトト罪トナル所爲ヲ實行スル決心ナキコトヲ証明セサルヘカラスト雖モ罪トナルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタルモノ無罪ヲ主張スルニハ直接ニ所爲ノ目的物又ハ手段ニ犯罪構成ノ要素アルヲ知ラサリシト云フコトヲ証明セサル

(一) ハカラス

(四) 法律ノ不識

(一) 法律不識者ノ責任

法律規則ヲ知ラスシテ犯シタルモノハ有罪トス即チ犯罪ナクシテ犯シタルモノト異ナレハナリ

第四節 所 爲

第一款 總 說

犯罪ヲ表示スル所ノ所爲 (作爲、不作爲) ニシテ一舉ニ法律ノ認ムル結果ヲ表ハシタルトキニハ別段ニ議論ヲ生セスト雖モ事實上若クハ理想上犯罪ノ最后ノ形ヨリ結果ニ達スル点ニハ數多ノ小段落アリ陰謀、豫備、着手、實行、終結等はシナリ

以上ノ各階段ハ何レモ犯意ヲ表示シタル場合ニ限リテ始メテ之ヲ謂ヒ得ルナリ犯意ノナキ場合例ヘハ過失犯ニ付テハ其陰謀豫備着手等ハ有リ得サルナリ例ヘハ刀ヲ揮リ上ルモ殺意ニ出テ居ラサルトキハ殺人ノ豫備ニモ着手ニモアラサルコトハ論ヲ俟タス故ニ過失犯ニハ豫備陰謀着手等ハアラサルナリ犯意ノ有無ヲ問フコトナクシテ一種ノ損害賠償ノ如キモノ

總 說

トシテ罰金ヲ科スルコトアリ故ニ過失罪ニハ決シテ未遂犯ト云フコトアリ得ヘカラサルナ
リ、ランブラ持テ歩キ過失ニヨリテ落シ家ヲ焼失シタルトキニハ過失罪ニシテ未遂犯ニハア
ラス

第二款 所 爲

(甲) 所爲ノ意

所爲トハ一定ノ決心ヲ外形ニ顯ハシタル身体ノ動作ヲ云フ故ニ外形ニ
顯ハレタル身体ノ動作アルモノ之ヲ指揮スル決心ナキトキハ所爲アリト
云フコトヲ得ス所爲アリト云フニハ必ラス之ヲ命シタル決心ナカルヘ
カラス

第一項
所爲ノ性

(乙) 所爲ノ責
任條件

(イ) 是非善惡ヲ識別シ其所爲ノ惡事タルヲ知リテ後爲シタルコトヲ要ス
(辨別アルモノ)
(ロ) 惡事タルヲ知ルヲ以テ之ヲ爲サント欲スレハ爲サ、ルコトヲ得ルニ
拘ハラス爲シタルコトヲ要ス(自由アルモノ)
(ハ) 特更ニ惡事ト知リツ、實行シタルコト要ス(犯意)
辨別自由犯意ノ三者ハ責任ノ基礎ナリ

陰謀トハ二人以上ノ間ニ一定ノ罪ヲ犯サントノ意思ノ合致シタル有様
ヲ云フナリ故ニ一人ヲ以テスル所ノ計畫ハ刑法上云フ所ノ陰謀ニ非ス
此点カ豫備ト異ナル一ノ要点ナリ(豫備ハ一人ニテ出來ルナリ陰謀ハ豫

(二) 陰

謀

備ノ一種ト見テモヨシ)又一方ヨリ申出タル所ヲ他ノモノカ承諾セサル
限リハ陰謀ハ成立セサルナリ刑法第百十一條ノ初ニ罪ヲ犯サンコトヲ
謀リト云ヘルハ取リモ直サス陰謀ノコトヲ云フモノニシテ特ニ明文ナ
キ限リハ全ク罰セサルナリ而シテ之ヲ罰スル特別ノ例ハ國事犯ニ關ス
ル第百二十五條第二項ノ如キ是レナリ

(甲) 意

豫備トハ犯意ヲ表示シタル所ノ所爲ニシテ實行ノ着手ニ至ラ
義サルモノハ之ヲ概括シテ豫備ト謂フナリ

(乙) 原

則(イ) 豫備ノ所爲ハ何等ノ犯罪モ成立セス
(ロ) 豫備ハ通常社會ニ一定ノ害ヲ與ヘス

(二) 豫

備

豫備ノ所爲ト雖モ社會ニ對シテ一定ノ害アルモノハ之ヲ罰ス
即チ内乱ヲ起ス決心ニ依リ私ニ軍用ノ鐵砲彈藥ヲ製造シタル
トキノ如キ場合ハ豫備ノ所爲ナリト雖モ之ヲ罰スル明文アリ

(丙) 例

害ナキ内ニ犯人ヲシテ自ラ中止セシメ成ルヘク社會ノ損
害ヲ未發ニ防ク政畧ニ出ツ

(丁) 豫備ヲ罰
セサル理

豫備ヲ罰セサルハ社會ニ害ナキカ爲メナリ然レトモ害ア
ルトキハ特ニ明文ヲ掲ケテ之ヲ罰セリ罰スルハ豫備ノ所
爲ニアラスシテ豫備犯タル特別罪ナリ

第二項
所爲ノ躰
様

(三)
着手

(甲)
意義

犯人カ目的トスル所ノ法律上ノ結果ニ達セントスル姿勢ヲ有
スル行爲ヲ云フ

(乙)
効果

(一) 着手ノ所爲ニ對シテハ未遂犯ノ成立シ又ハ成立セサルコ
トアリ
(二) 着手ノ所爲ノ爲メニ未遂犯ノ成立スルコトハ下ノ條件ヲ必
要トス

(丙)
着手未遂
犯ノ條件

(一) 着手ノ所爲アルコトヲ要ス
(二) 一定ノ罪ヲ犯ス決心アルコトヲ要ス此決心ナケレハ犯罪
ノ着手トモ實行トモ豫備トモナラス
(三) 着手後ハ犯人意外ノ障害ニ依リタルコトヲ要ス(一一二)
實行ノ着手ト實行ノ着手ニ至ラサル豫備ノ行爲トノ區別ノ標
準ハ說ク所一様ナラス重モナル學說左ノ如シ
第一說ニ曰ク或ル一定ノ所爲カ其本人ノ犯意ヲ識別シ得ルニ
達シタルトキハ既ニ實行ニ着手シタルモノナリ之ニ反シテ如
何ナル罪ヲ犯スノ意ニ出テタルカヲ知ル能ハサルモノハ豫備
ニ過キスト然レトモ一定ノ所爲ニヨリ犯意ヲ識別スルト云フ
コトハ到底不能ニ屬ス
第二說ハ未遂ヲ罰スル主意ヨリ論ヲ立テリ未遂ヲ罰スルハ所

(丁)
着手ト豫
備トノ區
別ノ標準

謂害ノ危險ヲ罰スルナリ故ニ着手ナリヤ豫備ナリヤト云フコ
トモ結局危險ノ程度ニヨリテ區別セサルヘカラス實行ニ接近
シ居ルモノナレハ着手トナルモノニシテ實行ニ隔タリ居ル場
合ナレハ豫備トシテ考ヘサルヘカラスト
第三說ハ實行終結前ノ各小段落ハ着手ト看做サマルヘカラス
故ニ例ヘハ人家ヲ燒カントスルニ當リ其家ニ近ツキテ火ヲ傳
フルニ足ルモノヲ列ハ之ニ油ヲ注キ將ニ火ヲ移サントスル場
合ノ如キハ此段落ヲ經サレハ目的トスル家ヲ燒クコト能ハス
換言スレハ着手ト着手ノ行爲ハ格段ナル場合(本人カヤル場
合)ニ於テ其實行ノ一部分ヲナシ之ヲ分離シテ考フルヲ得サ
ル性質ノモノヲ行ヘハ着手ト云ハサルヘカラスト

(二)
意義

犯罪ノ實行トハ時ト舉動ノ關係ニ於テ犯人カ其目的ト爲シタ
ル法律上ノ結果ヲ生セシムヘキ諸般ノ行爲ヲ完結シタル狀躰
ヲ云フ

(四)
實行
効果

(イ) 實行ノ所爲ニ依リ既遂犯ノ成立スルハ勿論欲効犯ノ成立
スルコトアリ
(ロ) 欲効犯ノ成立スル條件ハ下ノ如シ
(イ) 實行ノ所爲アルコトヲ要ス

欲效犯ノ條件

- (ロ) 罪ヲ犯ス決心アルコトヲ要ス
 - (ハ) 犯人ノ犯サントスル罪ハ結果ノ生スルヲ待テ未遂犯ニ間フヘキモノナルコトヲ要ス
 - (ニ) 犯人意外ノ升錯ニ依リ遂ケサルモノナラサルヘカラス
- (四) 既遂犯
實行ノ所爲ヲ終結スルニ當リテ若シ法律カ特ニ或ル結果ヲ其成立要素トシテ掲ケ居ラサルトキハ實行ヲ終結スルト全時ニ既遂犯トナル

意義

未遂犯トハ犯罪タル所爲ノ實行ニ着手シタルモ未タ遂ケサル狀ヲ云フ

意義及ヒ要素

要件

- 一、一定ノ罪ヲ犯ス意思ナカルヘカラス
 - 二、其罪ヲ遂クル
- (イ) 實行ノ所爲ヲ終結スト雖モ法律カ其罪ニ付テ豫定スル所ノ結果ヲ生セサル場合
(ロ) 罪ヲ遂ケサリシ事實カ犯人自身ノ意ニ出テスシテ他ノ妨害ニ出テタルヘカラス是レ中止犯ト區別スル唯一ノ標準ナリ

着手未遂

此未遂犯ハ犯罪ニ着手シタルモ意外ノ障害ニ依リ未タ其效果ヲ生セサルモノヲ云フ

未遂犯ノ種別

(イ) 着手未遂
(ロ) 實行未遂
此未遂犯ハ犯罪ヲ實行シタルモ意外ノ升錯ニ依リ其目的タル效果ヲ生セサルヲ云フ(一一二)

第三項 未遂犯

(丙) 未遂犯ノ處分

(一) 減等ノ理由

(イ) 未遂犯ハ既遂犯ノ刑ヨリ一等又ハ二等ヲ減スルハ己レノ犯サントスル罪ノ着手又ハ實行ヲ爲シタルモ他ノ障害又ハ升錯ニ依リ止メラレタルカ故ナリ
(ロ) 未遂犯ハ社會ニ與ヘタル害惡ハ既遂犯ヨリモ少ナキカ故ナリ

(イ) 重罪ノ未遂犯ナルトキハ各本條ノ規定ニ從ヒ未遂犯ニ處スルモ輕罪ハ例外ヲ除ク外明文ナケレハ罰セス
(ロ) 違警罪ノ未遂犯ハ全ク罰セス之レ社會ニ對シテ害ナキカ故ナリ

(丁) 未遂犯既別

犯罪實行ノ程度ニシテ法定ノ犯罪條件ヲ完成シタルトキハ之ヲ既遂犯ト稱シ犯罪條件ノ一部ニ着手スル所爲アルトキハ之ヲ未遂犯ト云フ故ニ既遂犯ト未遂犯トハ程度上ノ差ニシテ性質上ノ區別ニアラス

(甲) 意義

中止トハ犯人ニ於テ既ニ犯罪ノ所爲ノ實行ニ着手スルモ尙ホ之ヲ中止シテ其目的タル結果ノ發生ヲ防止スルコトヲ名ケテ中止犯ト云フ

(イ) 着手後ノ中止條件

- (一) 犯人自己ノ意思ニ依リ目的タル犯罪ヲ實行セスシテ止ミタル場合ナラサルヘカラス若シ意外ノモノニ防ケラレタルトキナレハ未遂犯ナリ
- (二) 犯人意外ノ障害ニ依リ妨ケラレサル前ナルコトヲ要ス

所爲

第四項 中止犯

(乙) 中止犯ノ條件

(丙) 中止犯ノ理由

- (一) 犯人ノ希望セル犯罪ハ結果ヲ待テ既遂犯ニ問フモノナラサルヘカラス
- (二) 犯人自ラ實行セシテ中止シタルコトヲ要ス
- (三) 意外ノ升錯ナキ前ナルコトヲ要ス

(丙) 中止犯ノ理由

(丙) 中止犯ノ理由

(丙) 中止犯ノ理由

(丙) 中止犯ノ理由

不能犯トハ犯人ニ於テ犯罪構成ニ必要ナル行為ヲ行フト雖モ犯罪ノ手段又ハ目的ノ錯誤ニ依リ犯罪ヨリ生スヘキ直接ノ效果ヲ収ムルコト能ハサル場合ヲ云フ

犯罪ノ目的物全ク成立セサルカ又ハ其目的物ハ犯罪ノ成立ニ必要ナル資格ナキトキ
〔實際上犯罪ノ目的物ハ現存セサルニアラサルモ犯罪ノ成立ニ必要ナル資格ナキトキ〕

第五項 不能犯

(乙) 不能犯ノ種別

(甲) 目的ニ關スル不能

罪ノ當時犯人カ之レアリト信セシ場合ニ存在セザリシトキノ如キ之レナリ

(乙) 手段ニ關スル不能

犯罪ノ實行ニ供シタル所ノ方法ハ其性質上ノ犯罪ヲ實行スルニ足ルヘキモノナルモ犯人意外ノ事變ニ制セラレテ犯人其目的ヲ達スル能ハサルトキノ如キ場合

(甲) 不能犯ノ條件

(イ) 犯人ニ於テ犯罪構成ニ必要ナル行為ヲ行ヒタルコトヲ要ス
(ロ) 犯人カ直接ニ目的トシタル効果ヲ収ムルコトヲ得サルコトヲ要ス
(ハ) 犯人ノ目的ヲ遂クルコトヲ得サリシハ犯罪ノ手段又ハ目的ハ錯誤ニ因リタルコトヲ要ス

不能犯ニ付テハ諸説紛々歸一スル所ヲ知ラス左ニ學說ヲ紹介セン
第一説ニ曰ク絶對ニ不能ナルモノハ其目的ニ關スルト手段ニ關スルトヲ問ハス無罪ナリ之ニ反シテ相對的(或ハ干係的)ノ不能ノ場合ハ全シク目的乃至手段ニ關スルヲ問ハス有罪ナリ

第二說 目的物ニ關スル場合ナレハ絶對的タルト關係的タルトヲ問ハス處罰セス之ニ反シテ手段ノ不能ハ凡テ罰スルトノ說ナリ

第三說 目的物ヲ欠クカ爲メニ犯罪成立ノ法律上ノ條件ヲ欠クトキナラハ無罪ナリ之ニ反シテ手段ノ不能ト稱スヘキモノナシト

第四說 抑モ或ル結果ハ之ヲ生シ得ルカ生シ得サルカニ途其一ヲ出テス故ニ不能若クハ可能ト云フ區別ハ出來ルカ干係的ノ不能ト云フコトハ許スヘカラサル考ヘナリ法文ヲ見ルニ效力ナクハ罰セスト云フカ如キ制限ハ全ク見當ラサル處ニシテ解釋上ハ絶對的不能ト雖モ處罰セサル可カラスト論ス

第五說 ハ以上ノ諸說各一長一短アルヲ免カレズ全ク不能ノ場合ト雖モ尙ホ處罰スルト云フカ如キハ罪トナルヘキ所爲ノ根本ノ觀念ニ矛盾セリト云ハサルヘカラス彼ノ作爲ノ場合ニハ原因結果ノ干係ナルヘカラスト云フカ所謂所爲ニ付テノ根本ノ思想ナリ若シモ此連絡ヲ全ク想像シ得サルモノヲモ處罰スヘシト論スルニ至リテハ恰モ所爲ナキニ拘ハラヌ罰スヘシト云フニ大差ナシト云ハサルヘカラス乍併他ノ一方ニテ

(乙) 不能犯ノ效果

至ク結果ノ生スルヲ待ツ能ハサルコトハ未遂犯一般ノ特色ナリ故ニ此ニツノ考ヲ調和シテ目的物若クハ犯人ノ特ニ撰ミタル方法カ法律上ノ要素ニ干係スルモノナラス若シ之ヲ欠ケ居ラハ罪ハ成立シ得スト要スルニ此論旨ハ犯人ノ所爲カ危険アレハ罰スルト云フ論ト主意ニ於テハ敢テ異ナル所ナキナリ

第六項 未遂犯中 止犯不能 犯ノ區別

- (甲) 未遂犯ハ重罪ニアリテハ悉ク罰セラレ 輕罪ニ在リテハ罰スルモノト罰セサルモノトアルモ中止犯及不能犯ハ罰セス違警罪ニ付テハ未遂犯ヲ罰セス
- (乙) 未遂犯ハ意外ノ障害又ハ升錯ニ依リ其目的ヲ遂ケサルモ中止犯ハ自ら犯罪行爲ヲ中止シ不能犯ハ犯罪ノ目的物又ハ手段ニ能力ナキカ故ニ目的ヲ達スルコトヲ得サルモノトス
- (丙) 未遂犯不能犯ハ惡意ノ点ニ付キ同一ナルモ中止犯ハ大ニ恕スヘキ点アリ又未遂犯ハ犯罪行爲タルモ不能犯又ハ中止犯ハ犯罪行爲ト云フハ不當ナリ

第五節 權利行爲

或所爲ハ之ヲ行フ權利アルモノ之ヲ行フトキハ固ヨリ罪トナラス權利ナクシテ行ヘハ之レカ責任ヲ免ルコトヲ得サルモノナリ故ニ一般犯罪ノ成立要素トシテ權利ナクシテ行フトノ條件必要ナリ又權行ナクシテ行フト雖モ責任ノ根據タル辨別自由故意ヲ欠キタルトキモ無罪タリ

吾人ノ權利ハ必ス公權ヲ藉リテ實行セラルト雖モ此公權ナルモノハ時ニ吾人ノ權利ヲ保護スルニ充分ナルコトヲ得サルコトアリ即チ事ノ切

(一) 權利行爲ノ基本

(一) 正當防衛ノ意義

迫シテ公權ヲ待ツノ逸ナキ時ニモ尙ホ公權ニ依ラサレハ甘シテ損害ヲ受ケサルヘカラストセハ吾人ハ公權アルカ爲メ却テ權利ヲ障害セラル結果ヲ生ス茲ニ於テ法律ハ如此場合ニ吾人自ラ腕力ニ訴ヘテ權利ヲ完フスルコトヲ得セシメタリ是レ正當防衛權ノ起ル所以ナリ

(二) 正當防衛ノ條件

第一、暴行ハ身軀又ハ生命ニ對スルモノナルコト
第二、暴行ハ不正ノ侵害タルコト
第三、防衛行爲ハ其必要ノ程度ヲ超ヘサルコト
第四、其暴行ハ防衛者不正ノ所爲ニ依リ自ラ之ヲ招キタルニアラサルコトヲ要ス

(三) 正當防衛

(一) 防衛權ヲ行フ範圍

- (一) 身軀ニ對スル罪トアルカ故ニ生命又ハ身軀ヲ組織スル有形ノ軀體ニ對スル障害行爲ハ勿論身軀ノ自由貞節及節操ニ關スル行爲モ含ム
- (二) 名譽ハ身軀ヲ組織スル要素ニアラサルノミナラス他日回復ノ途アルカ故名譽ヲ毀損サレタル爲メノ正當防衛ハ認メス
- (三) 防衛ノ行爲ハ公力ノ缺ヲ補フモノナレハ被害ノ自己タルト他人タルトヲ問ハス
- (四) 防衛ノ手段ニ於テ必要ノ限度ヲ越ヘ之ヲ防衛スルニハ殺傷ノ行爲ヲ要セサルニ拘ハラステ更ニ暴行人ヲ殺傷シタルトキハ正當防衛トシテ無罪トスルコトヲ得ス

爲權利行

(二) 職務行爲

(甲) 職務上行爲ノ條件

- (一) 本屬長官ノ命令アリタルコトヲ要ス
- (二) 屬官ノ職務上ノ行爲タルコトヲ要ス
- (三) 適法ノ命令タルコトヲ要ス

(乙) 職務外ノ行爲

- (一) 屬官カ職務ヲ以テ爲シタルモノニアラサレハ無罪トナラス職務ニアラサルコトヲ知りテ犯セハ罪トナルヘキ事實ヲ知り特更ニ行ヒタルモノニシテ普通ノ犯罪タリ
- (二) 知ラスシテ行ヘハ其責任ハ長官ニ在リ

- (一) 無責任行爲ハ各個人ノ權利ヲ害スルモ國家ハ此被害者ヲ保護スヘキ權利ヲ棄テ唯罪トシテ之ヲ論セサルニ止マリ他人ヲ害スルノ權利ヲ認ムルコトナキモ正當防衛ハ國家カ單ニ其權利ヲ放棄スルニ止マラス更ニ不正ノ攻撃ヲ受クルモノニ附與スルニ正當防衛權ヲ行フコトヲ許セリ

(四) 財產ニ對スル防衛權

- (五) 暴行既ニ去リタル後ニ害ヲ暴行人ニ加ヘタルモ正當防衛タラス
 - (六) 已ムヲ得サルニ出テタルヤ否ヤハ行爲者ハ暴行者ノ年齢男女強弱及ヒ行爲ノ時場所其他ノ狀況ニ依リ判斷セサルヘカラス
- 財產ニ對シテ正當防衛權ヲ認ムルト云フ議論アルモ元來正當防衛權ハ固ト一私人カ腕力ヲ以テ公權ヲ補フ例外ナレハ解釋ヲ嚴格ニシテ財產ニ對シテハ正當防衛權ハ認メサルモ正當防衛權ニ準スル一種特別ノ不
論罪トスルヲ可トスヘキナリ

(四) 正當防衛
ト無責任
ノ區別

- (一) 無責任行為ハ加害者被害者共ニ同等ノ地位ニアルモ正當防衛ノ場合ニアリテハ攻撃サレタル所爲ハ必ラス不正ナルヲ要ス故ニ正當防衛者ニ反撃ヲ爲シタルモノハ之ヲ止ムヲ得サル所爲トシテ不論罪トスルコトヲ得ス
- (二) 權利行為ハ之ニ關係シタルモノ幾人アルモ悉ク無罪ナルモ無責任ノ場合ハ責任ノ基礎タル精神上ノ要素ヲ欠キタル者ノミ無罪タリ
- (三) 正當防衛ハ他人ノ爲メニ行フコトヲ得ルモ無責任行為ハ之ヲ行フコトヲ得ス
- (四) 正當防衛權者ハ民法上ノ損害賠償ヲ受ケサルモ無責任行為ハ民法上損害アレハ賠償ノ責ヲ免レヌ

第六節 放任行為

(二) 總說

刑法ノ關係ヨリシテ我々ノ一切ノ行為ヲ見ルトキハ三種ニ分ツコトヲ得其一ハ罪トナル行為第二ハ權利トナル行為第三ハ放任行為ナリ從來刑法ヲ説クモノカ罪ニ相對スルニ權利ヲ以テシ權利ニ相對スルモノハ罪トシテ單ニ所爲ヲ二分シタリ然レトモ尙一步ヲ進メテ考フレハ權利トシテ保護ヲ受クルコトモナク且犯罪トシテ處罰スルコトナキ間ノモノカ甚々深山アルナリ故ニ放任ト云フ語ハ法律力之ヲ保護セズ罰セズト云フ丈ケノ意味ナリ特ニ刑法ニ基キ論スヘキ放任行為ハ其一ハ刑法第七十五條ノ場合他ノ一ハ被害者ノ承諾ニ出テタル行為ナリ然レトモ猶ホ其他ニ放任サレテ居ル性質ノモノアリ

為 放任行

(二) 第七十五條

(甲) 強制ニ因ル不論罪ノ條件
(七五ノ一)

- (イ) 身軀又ハ精神ニ強制ヲ受クルコトヲ要ス
- (ロ) 強制ハ人ノ所爲トコトヲ要ス
- (ハ) 暴行脅迫ハ強制者ノ身軀又ハ精神ノ自由ヲ奪フニ足ルモノナルコトヲ必要トス
- (ニ) 暴行脅迫ハ被強制者カ犯罪ヲ爲スヨリ他ニ之ヲ通ルノ方法ナキコトヲ要ス

註

如何ナル強制ニ對スルモノナルカハ事實問題ナリ又強制ト稱スルハ有形ノ強制換言スレハ人ノ身軀ノ自由ヲ奪フモノヲ云フカ或ハ無形ノ強制即チ精神ノ自由ヲ奪フニアルカ本條ノ性質ヲ論スルニ付テ果シテ意思ノ自由ヲ失フニ基ク無罪ト認ムヘキヤ否ヤハ說ノ分ル、處ナリ然レモ何レノ說ヲ採ルニシテモ身軀ノ自由ヲ失ヒタル爲メニ其人ノ行為ト見ルヘキモノカナケレハ本條ノ範圍外トナルナリ何トナレハ本條ハ犯罪ノ意思アリ且ツ犯罪ノ行アル場合ニノミ適用セラレ意思ナク行為ナキ場合ニハ適用セス、

其意ニアラサル所爲ト云ヘルハ犯意ナキ行為ト解釋スルコトヲ許サス犯意ヲ欠クニ基ク無罪ハ已ニ第七十七條ニ明文アリテ之ヲ第七十五條ニ再ヒスル道理ナシ而シテ草案ノ解釋其他本條ノ場合ノ沿革ヲ考フル時ハ意思ノ自由ヲ喪失シタル場合

一ヲ規定シタルモノタルハ明カナリ

(乙) 危難ニ對スル防衛ノ條件
 (イ) 天災又ハ意外ノ變ナルコト
 (ロ) 自己若クハ親屬ノ身軀ニ危難アルヲ要ス
 (ハ) 自己若クハ親屬ノ身軀ニ及ホス危難ハ現在ニシテ避クヘカラサルモノタルヲ要ス

(三) 被害者ノ承諾

刑罰法令ニ列舉シ居ル行為ノ中如何ナルモノハ被害者ノ承諾アルヲ理由トシテ無罪ト云フコトヲ得ルカト云フ說ヨリモ承諾アルト云フコトヲ理由トシテ無罪トナルニハ第一ニ其被害者カ處分シ得ル權利ニ對スルモノナラサル可カラス第二ノ制限トシテ仮令處分シ得ル權利ナリトモ其處分カ公益ヲ害シ若クハ第三者ノ權利ヲ害スルモノナレハ承諾ハ無効ニシテ加害ノ行為ハ必スシモ無罪ナリト云フコト能ハスト此說ノ適當ナルヤ否ヤハ別問題ニシテ左ノ二制限ヲ付シテ考ヘサルヘカラス

一、事實上承諾ヲ與ヘサル場合ハ何レノ說ニヨリテ論スルモ此問題ノ以外ニ蓋措カサルヘカラス

二、ノ制限ハ被害者カ承諾シタル爲メニ加害者ノ行為カ權利ト爲リシ場合ハ權利行為トナルモノニシテ又問題外ナリ

斯ノ如ク濫利ニモアラス只承諾アル爲メニ無罪トナル以上ハ其性質ハ放任行為ト云フノ外ナシ

第七節 明文

明文

(一) 明文ノ必要

現今文明國ニ於テ或所爲ヲ犯罪行為ト爲ストハ法律ノ明文ヲ要ストセリ特ニ刑法ニ於テ然リトス若シ夫レ明文ナカラシ裁判官ハ意見次第ノ處分ヲ爲スコトアルモ如何トモスル能ハス仮リニ公平ノ處分ヲ爲ストスルモ如何ナルモノハ犯罪トナルト云フコトニ付意見ヲ異ニスルトキハ全一ノ所爲ハ或ハ有罪トナリ或ハ無罪トナルノ恐レアリ故ニ我刑法ハ第二條ヲ設ケテ其弊ヲ除ケリ

(二) 明文ノ效果

(一) 或事件ヲ有罪ト判決スルトキハ何條ニ依リ判決セシカヲ判決文ニ示ササルヘカラス示ササレハ破毀ノ理由トナルナリ

(二) 如何ニ類似ノ條文アリト雖モ明文ナキ場合ニハ有罪ノ判決ヲ下ス能ハス之レニ條ノ規定アルカ故ナリ

(三) 故ニ明文ハ犯罪成立要素ノ一ナリ

第三章 犯罪ノ區別

第一節 罪質ニ因ル區別

- (一) 重罪
- (二) 輕罪
- (三) 違警罪

罪質ニ因ル區別

(一) 刑ノ加重ニ依ル罪

- (一) 刑罰ヲ加重スル場合ニハ罪質變セズ罪質ノ變スルハ減刑ノトキニノミ限ル
- (二) 減輕ノトキモ減シテ余リタル刑ヲ各本條ノ刑ト同一ニ法律カ認ムルカ故ニ罪質ヲ變セズ
- (三) 從犯未遂犯特別ノ減刑ノ三者ハ其減シタル刑ヲ各本條ノ刑ト同様ニ認ムルカ故ニ罪質ヲ變セズ
- (四) 宥恕自首酌量ノ三減刑ハ減シテ余リタルモノヲ各本條ノ刑ト同一ニスルカ故ニ罪質ヲ變セズ

(二) 標準ノ區別

- (一) 刑法ノ第七條ニ列舉セル犯罪ハ重罪ニシテ第八條ハ輕罪第九條ハ違警罪ナリ故ニ七條ニ示ス刑罰ヲ科スル犯罪ハ重罪八條ニ示スハ刑ハ輕罪ニシテ第九條ニ示シタルハ違警罪ナリトハ刑ヲ見テ罪質ヲ知ル主義ヲ採リタル結果ナリ
- (二) 加重減輕ハ法律ノ規定カ自ラ加減スルノ外尙ホ他ニ裁判官ノ職權ヲ以テ刑ヲ減スルコトヲ許セリ
- (三) 重罪輕罪等ヲ區別スル標準ハ之ニ科シタル刑名ノ如何ニ依リテ區別スヘキモノトス

(四) 益區別ノ實

- (一) 數罪俱發ト再犯加重ニ付區別アリ
- (二) 時効期間ニ區別アリ
- (三) 宥恕減刑ニ付區別アリ
- (四) 仮出獄免幽閉等ニ付區別アリ

犯有因別
無意
區ニノ

(一) 意義

- (一) 有意犯トハ犯罪成立ニ意思ヲ要スルモノル云ヒ總テノ犯罪ハ悉ク有意
- (二) 無意犯トハ總テノ犯罪成立ニ意思ヲ要セサルモノヲ云ヒ即チ過失犯失
- (三) 無意犯トハ火等ノ如キ犯罪ヲ云フ
- (四) 重罪ニハ無意犯ナルモノナシ輕罪ニハ明文アルニアラサレハ罰セズ違警犯ハ普通無意犯ナリ
- (五) 有意犯ニハ未遂犯アルモ無意犯ニハ未遂犯ナシ
- (六) 有意犯ニハ犯罪ノ用ニ供シタル物件アルモ無意犯ニハナシ
- (七) 無意犯ニハ教唆罪ハ成立セズ
- (八) 訴訟手續ヲ異ニセリ

第二節 犯意ノ有無ニ因ル區別

(二) 益區別ノ實

- (一) 附加刑ノ處分ニ付區別アリ
- (二) 數人共犯ノトキニ正犯從犯ノ處分ニ付區別アリ
- (三) 未遂犯ノ減等異ナル
- (四) 訴訟手續ヲ異ニセリ

第三節 現行犯

(一) 現行犯トハ犯罪ヲ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際發覺シタル狀態ヲ云フ

〔二〕 非現行犯トハ犯罪行為ヲ行ヒ終リテ其後ニ至リ發覺シタル狀跡ヲ云

現行犯

- 〔一〕 現行犯ナレハ當該官吏巡查又ハ憲兵卒ハ勿論一個人ト雖モ令狀ナクシテ逮捕スルコトヲ得ルモ非現行犯ノ場合ニハ逮捕スルコトヲ得サルカ故ニ若シ逮捕セハ時ニ處刑ヲ免レズ
- 〔二〕 賭博犯ハ現行犯ニアラザレハ罰セズ
- 〔三〕 現行犯トシテ又ハ現行犯トシテ終リタル際發覺シタルトキ
 - (一) 一人又ハ數人ニ犯人トシテ追呼サレタルトキ
 - (二) 兇器其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身軀被服等ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料トスヘキトキ
 - (三) 家屋内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢証スル爲メ又ハ犯人ト思料スヘキモノヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ處分ヲ求メタルトキ
- 〔四〕 現行犯トシテ又ハ現行犯トシテ終リタル際發覺シタルトキ

第四節 犯狀ヨリスル區別

- 〔一〕 行犯トハ積極ノ行為ニ依リ成立スル犯罪ヲ云フ
- 〔二〕 不行犯トハ消極ノ行為ニ依リ成立スル犯罪ヲ云フ
- 〔三〕 不行犯ニハ普通未遂犯成立セズ

罪狀區別

- 〔一〕 即時犯トハ犯罪實行ニ僅少ノ時間ヲ要スル犯罪ヲ云フ
- 〔二〕 繼續犯トハ犯罪實行ニ長時間ヲ要スル犯罪ヲ云フ
- 〔三〕 繼續犯ハ長時間ヲ要スルカ故ニ時ニ刑ヲ加重セラル、コトアルモ即時犯ニハ右ノ如キコトナシ
- 〔四〕 公訴ノ時効ニ付キ即時犯ハ其當時ヨリシ繼續犯ハ最終ノ日ヨリ起算ス
- 〔五〕 連續犯トハ一個ノ意思ニテ罪トナルコトヲ多數ノ舉動カ時ノ連續ニ依リテ生シタル犯罪ニシテ元來カラ云ヘハ即時犯ナルモ便宜上數個ノ犯罪ヲ一罪ト看做シタルモノナリ
- 〔六〕 單行犯トハ一度ノ行為ニ依リ成立スル犯罪ヲ云フ
- 〔七〕 慣行犯トハ同一ノ所爲ヲ數度ニ爲シタル犯罪ヲ云フ
 - (イ) 二者ヲ區別スル利益ハ公訴ノ時効ノ起算点ヲ定ムルニアリ
 - (ロ) 單行犯ハ一回ノ行為ニテ犯罪成立スルモ慣行犯ハ一回ノ行為ニテハ犯罪成立セズ
- 〔八〕 即時犯ハ所爲ヲ實行スルニ必要ナル時間ノ長短ニ依リ觀察シタルモノナルモ單行犯ハ犯罪ノ成立ニ必要ナル所爲ノ度數ヨリ觀察シタルニ依リ區別ヲ生セリ

(二) 繼續犯 繼續犯ハ一回ノ所爲ノ爲メニ長キ時間ヲ費スモ慣行犯ハ數度ノ所爲ヲ要スル結果トシテ長キ時間ヲ費スノ區別アリ

(三) 繼續犯連 繼續犯ハ一度ノ所爲アルノミナルモ連續犯ハ數度ノ所爲アリ

(四) 即時犯連 連續犯ニ合マル、各所爲ハ之ヲ連續スル意思ヲ絶テハ各一罪トナル

(一) 慣行犯連 慣行犯ハ一度ノ所爲ニテハ罪トナラサルモ連續犯ノ各所爲ハ

(二) 慣行犯連 慣行犯ハ一度ノ所爲ニテハ罪トナラサルモ連續犯ノ各所爲ハ

(三) 慣行犯連 慣行犯ハ一度ノ所爲ニテハ罪トナラサルモ連續犯ノ各所爲ハ

(四) 慣行犯連 慣行犯ハ一度ノ所爲ニテハ罪トナラサルモ連續犯ノ各所爲ハ

(一) 數度同一ノ所爲アルコトハ相似タリ

(二) 二者共一犯意ヲ以テ貫ク点モ相似タリ

(三) 二者共ニ長キ時間ヲ費ス点モ相似タリ

第四章 數罪俱發

第一節 一人數罪

(一) 數罪俱發トハ全一ノ犯人ニ付テ確定判決ヲ受ケサル二個以上ノ罪ノ發覺シタル狀

定 義 能ヲ云フ

此主義ノ趣旨ハ一罪アレハ一刑之ニ伴フハ刑法ノ通則ナリ併ラハ數罪ノ場合ニ於テハ數刑ヲ併科スルハ又刑法ノ原則ニ適合スルモノナリト

(一) 併科主義 謂フヲ得ヘシ此主義刑法ノ純理ニ適合セルカ如キモ二個ノ弊害アリ併科主義ハ總テノ犯罪ニ通シテ之ヲ適用スル能ハサルノ弊害アリ(ロ)併科主義ハ刑罰ノ酷ニ失スルカ爲メ却テ刑法ノ精神ニ反スルノ恐アリ故ニ不可ナリ

(二) 吸收主義 吸收主義ハ數罪中最モ重キ所爲ニ對シテ刑ヲ科シ他ノ輕キ所爲ハ盡ク重キ所爲中ニ吸收スト云フニ在リ是レ佛國刑法及ヒ我現行刑法ノ採用スル所ノ主義ナリ此主義ニ依レハ併科主義ニ於ケル如キ弊害ヲ見ルコトナシト雖モ又他ニ大ナル弊害アルヲ見ル即チ數罪ヲ犯シタル場合ニ於テ唯其重キ所爲ノミニ付キ之ヲ罰シ輕キ所爲ハ悉ク重キ所爲中ニ吸收スルモノナリトシテ之ヲ不問ニ付スルトキハ則チ犯人ハ好シテ數罪ヲ犯スニ至ルノ弊害ヲ生ス

(三) 制限併科主義 此主義ハ第一ノ併科主義ヲ制限シテ弊害ヲ防キ數罪ノ各所爲ヲ罰シテ而シテ第二ノ吸收主義ノ弊害ヲ除キタルモノナリ此主義ハ原則上數個ノ犯罪ニ對シテ悉ク刑罰シ併科シテ其併科ノ程度ヲ制限シテ第一主義ノ如キ弊害ヲ免レンコトヲ欲シタルナリ即チ數個ノ罪ヲ犯シタル者アルトキハ其數罪ヲ混一シテ特別ノ一罪ト爲シ之ニ科スルニ特別ノ刑ヲ以テセント欲スルニ在リ改正刑法草案ニ於テモ亦此新主義ヲ採リ死刑及ヒ無期刑ヲ除キ禁錮以上ノ有期刑ハ制限併科ノ主義ヲ採リ罰金

一人數

(二) 俱發處分ニ付テノ主義

(三) 制限併科主義

一及ヒ違警罪ノ刑ニ付テハ無制限併科ノ主義ヲ採用セリ

(三) 條 件 (一)一人ニテ二個以上ノ罪ヲ犯シタルコトヲ要ス (二)其二個以上ノ罪ハ何レモ有罪ノ確定判決前ニ犯シタルモノナルコトヲ要ス

(一) 違警罪二個以上俱ニ發シタルトキハ併科ス

(二) 重罪輕罪共ニ發シ未タ判決ヲ經タルトキハ一ノ重キニ從テ處分ス

(四) 俱發處分 (一)罪ハ他ノ一罪ノ判決ヲ經タル後ニ發シタルトキハ重キモノハ之ヲ問フモ輕キハ不問ニ付ス然レトモ刑期ハ前發ノ刑ト通算ス

(四) 數罪俱發ト再犯ト併發ノ場合ニハ再犯ト他ノ後ニ發覺セシ犯罪トヲ比較シテ一ノ重キニ從テ其重キ刑ト前ノ判決ヲ經タル刑ヲ通算スルコトヲ得ス

(五) 沒收ト徵收ノ處分ハ科料スルモ差支ナシ

(五) 効 力 (一)罪既ニ發覺シテ其事件一ノ裁判所ニ繫屬中ナルトキハ其後ニ至リ他ノ裁判所ニテ他ノ一罪發覺セシトキハ前ノ裁判所ノ管轄ニ屬ス

第二節 再 犯

(一) 意 義 再犯トハ刑ノ執行ヲ受クヘキ確定判決ヲ受ケタル後更ニ他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フ

(二) 條 件 (一)前ニ刑ノ執行ヲ受クヘキ確定判決ヲ受ケタルコトヲ要ス (二)再ヒ罪ヲ犯シタルコトヲ要ス

(三) 再犯處分

(一) 再犯者ハ初犯ノ刑ニ懲リスシテ再ヒ犯シタルモノナルカ故ニ初犯ノ刑ニ一等ヲ加フ二犯三犯以上又一等ヲ加フ

(二) 違警罪ヲ再犯ヲ以テ論スルニハ一年以内ニ同一裁判所ノ管轄内ニテ犯スニアラサレハ罰セス

(三) 前ニ輕罪ヲ犯シ其後重罪ヲ犯シタルトキハ再犯ヲ以テ論セス前ニ重罪ヲ犯シタル後輕罪ヲ犯シタルトキハ再犯トシテ一等ヲ加フ

(四) 前ニ輕罪ヲ犯シ其後輕罪ヲ犯シタルトキモ再犯トシテ一等ヲ加フ

再犯加重ヲ爲スニ付テハ何レノ場合ニテモ左ノ制限ヲ忘ルヘカラス

第一、制限 重罪ノ刑ヲ加重シテ死刑ニ入ルトキハ之ヲ加重スルコトヲ得ス(六六ノ但)

第二、制限 輕罪ノ刑ヲ加重シテ重罪ノ刑ニ入ルコトヲ得ス(七〇)

第三、制限 違警罪ノ刑ヲ加重シテ輕罪ニ入ルコトヲ得ス(七〇ノ二)

再犯加重ハ總テノ犯罪ニ共通スルヲ以テ原則トスト雖モ左ノ例外アルヲ知ラサルヘカラス

第二注意 (一)囚徒逃走罪(一四二、一五六)

(二)附加刑ノ執行ヲ免レタル罪ノ場合

第三注意 再犯加重ヲ爲スニ付テハ初犯ノ罪質ヲ以テ之カ根據ト爲サスシテ現ニ言渡シタル刑ヲ以テ其根據ト爲ス

再 犯

(四) 再犯加重ニ付テノ注意

第四注意
 刑期限内再度罪ヲ犯スニ因リ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキハ何レノ刑ヲ先
 キニスヘキ乎第九十五條ハ之ニ答ヘテ曰ク「刑期再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑
 ノ宣告シタル時ハ先ツ其定役ニ服スヘキ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者
 ノ後ニス若シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ定役ニ服セザ
 ル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キ者ヲ執行ス罰金科料ニ該ル者ハ順序ニ拘ハ
 ラス各之ヲ徴収ス

第五注意
 再犯加重ト減輕シ同時ニ到着シタルトキハ如何ナル方法ニ依リテ以テ
 加重ト減輕ノ抵觸ヲ免ルコトヲ得ル乎第九十九條ハ之カ規定ヲ爲シ
 テ曰ク「犯罪ノ情狀ニ因リ總則ニ照シ同時ニ本刑ヲ加重減輕スヘキ時ハ
 左ノ順序ニ從テ其刑名ヲ定ム但從犯及ヒ未遂罪ノ減等其他各本條ニ記
 載スル特別ノ加重減輕ハ其加減シタル者ヲ以テ本刑ト爲ス(一)再犯加重
 (二)宥恕輕(三)自首減輕(四)酌量減輕」ト而シテ其適用ハ困難ナル問題
 ナルモ要スルニ第九十一條第九十二條及ヒ第九十三條ニ所謂重罪輕罪
 違警罪ニ該ルトキ云云ノ重罪輕罪違警罪ハ是レ犯罪法ノ性質ヲ以テ定
 メタル罪タルニ外ナラサルナリ

(五) 數罪俱發
 (一) 一人ニテ二個以上ノ罪ヲ犯シ其ノ中ノ或罪ハ既ニ有罪ノ確定判決ヲ受ケ其後
 再ヒ犯シタル罪ハ再犯ナリ
 (二) 一人ニテ二個以上ノ罪ヲ犯シ其ノ一罪ニ付確定判決ヲ受ケ其後他ノ一罪ハ判決
 數罪俱發

ト再犯トノ區別
 (一) 確定前ニ犯シタル罪ナレハ確定判決ノ前ニ發覺シタルト後ニ發覺スルモ同
 シク數罪俱發ナリ
 (二) 結果上(イ)再犯ニハ刑罰ヲ併科ス
 (三) 善異(ロ)再犯ノ場合ニ於テハ刑罰ヲ加重ス

第五章 數人共犯

第二節 共犯ノ性質

(一) 共犯ノ意
 法律違犯ノ行爲ハ常ニ必ラスシモ一人ノ意思及一人ノ行爲ニ依リ生スルモノニア
 ラス時ニ多數人カ相集合シテナシタル行爲ニ依リ生スルコトアリ數人ニテ罪ヲ犯
 スモ數人共犯トナラサル場合アリ即チ(一)數人ニテ數罪ヲ犯シタル場合ニ數人個
 々獨立シテ一罪ヲ犯シタルトキハ共犯トナルコトナシ(二)數人ニテ一罪ヲ犯スモ
 數人共犯トナラサル場合アリ所謂必要上ノ共犯ノ場合ナリ要スルニ數人共犯トハ
 多數ノ犯人カ同一ノ目的ニ向フテ相結合シ一個又ハ數個ノ罪ヲ犯ス状態ヲ云フ

(二) 成立條件

(甲) 一般成立要素
 (一) 內素
 (イ) 互ニ情ヲ知ルコトヲ要ス
 (ロ) 共ニ犯スノ意思アルコトヲ要ス
 (乙) 外素
 (イ) 犯罪行爲ニ加工ノ所爲アリトスルニハ犯罪ニ加工シタリ
 (ロ) 犯罪行爲ニ加工ノ所爲アリトスルニハ犯罪ニ加工シタリ
 (ニ) 犯罪行爲ニ加工ノ所爲アリトスルニハ犯罪ニ加工シタリ
 (三) 犯罪行爲ニ加工ノ所爲アリトスルニハ犯罪ニ加工シタリ

共犯ノ性質

(二) 身分ノ成否ニ關スル他ノ共犯者ニ對スル學說

(乙) 特別ノ成立條件

- (イ) 加工スル行為ハ常ニ犯罪行為タルコトヲ要ス
- (ロ) 正犯以外ノモノ即チ教唆者及ヒ從犯ノ行為カ罪トナルニハ其加工セラルタル罪カ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ要ス
- (ハ) 法律カ定メタル方法ニテ加工スルコトヲ要ス

共犯中ノ一人ニ身分ニヨリ罪ノ成立スル原因アル場合ニ身分ナキ他ノ共犯者ニモ其效力ヲ及ホスヤ否ヤ即身分ナキ者ニ對シテハ犯罪成立スルヤ否ヤニ付キ左ノ三說アリ

第一說ハ身分ナキ者ト雖モ身分アル者ト同一ニ論セサルヘカラストシテ同第百六條ノ規定ニハ正犯ノ身分ヨリ別ニ刑ヲ加重スヘキトキハ他ノ正犯、教唆者、從犯ニ及ホスコトヲ得ストアリ然レトモ身分ニ因リ罪ノ成立スル場合ニ就テハ刑法中何等ノ規定ナシ故ニ身分アル者ト身分ナキ者ト共犯ナル場合ニ於テハ第百四條ノ二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯トナストノ規定ニ基キ身分ナキ者モ亦身分アルモノト同一ニ論セサルヘカラスト

第二說身分ナキ者ハ身分アルモノト同一ニ論スルヲ得ス其論者ニヨリ法律ハ身分アルカ爲メニ其犯人ヲ罰ス故ニ身分ナキ者ヲ之ト同一ニスヘキ理由ナシ第百六條ニ身分ニ由ル加重ノ場合ノミヲ特ニ規定シタル所以ノモノハ身分ニ因リ罪ノ成立スル場合ニハ身分ナキ者身分アル者ト共犯トナルモ其效力ヲ及ホスモノニアラザルコトハ當然ナルカ爲ナリ左スレハ若シ法律ニシテ身分ナキ者ニ對シテモ猶ホ犯

罪ヲ成立セシメントセハ特ニ明文ヲ以テ規定セサルヘカラスト

第三說ハ曰ク共犯者中身分ナキ者ハ共ニ正犯タルヲ得サルモ教唆者及從犯タルコトヲ得ト其要旨ハ身分ヲ要素トスル犯罪ハ其身分アル者ニアラザレハ之ヲ犯スコトヲ得ス故ニ數人ノ共同正犯アル場合ニ於テ身分アル者ハ罰セラルヘキモ身分ナキモノハ犯罪構成ノ要素ヲ缺クヲ以テ正犯トシテ處斷スルコトヲ得ザルヤ明カナリ然レトモ教唆者從犯ハ是ニ異リ第百五條ニハ人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者ハ亦正犯トスルナリ又第百九條ニハ重罪輕罪ヲ犯スコトヲ知テ云々正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ云々ト規定スルヲ以テ何人ト雖モ教唆者若クハ從犯トナルニ妨ケナシ即チ身分ナキ者ト雖モ身分ヲ要スル犯罪ノ教唆者、從犯タルヲ得ルモノトスレハ法文ノ解釋上當然ノ結論ナリト

第二節 數人共犯

(一) 定義(正犯トハ二人以上現實ニ罪ヲ犯シタル狀態ヲ云フ)

(二) 條件 (イ) 現實ニ犯罪トナルヘキ行為ヲ行フコト (ロ) 法律カ犯罪トシテ規定シタル罪其者ヲ犯スコト

(イ) 被告人ノ所爲カ分離シテ一切他人ノ所爲ナシト假定スルモ尙ホ犯罪トナルヘキヤ否ヤ分離スルモ犯罪ト見做スコトヲ得レハ正犯ナリ

(三) 正犯ヲ知

(ロ) 一ノ所爲ヲ分離スレハ罪トナリ得サルモ他ノ犯罪ノ成立ニ欠クヘ

第一款 正犯

標準

(一) カラサルモノニシテ且時ヲ同フセハ正犯ナリ
(二) 一ノ所爲ヲ分離スレハ犯罪トナルコトヲ得ルモノナレハ從犯ナリ

(四) 正犯ノ處分

(甲) 裁判上ノ加重
裁判上ノ加重ハ各本條ノ刑ノ最高度ニ上ルヲ限度トシテ上級ノ刑ヲ加フル能ハサルカ故ニ他ノ正犯ニ影響ヲ及ホサス

(乙) 裁判上ノ減輕
裁判上ノ減輕ナル酌量減輕ハ裁判官ノ職權ヲ以テ刑ヲ減輕スルモノナルカ故ニ其範圍ト適用トヲ限ル能ハス從テ他ニ影響セス

(一) 身分ニ基
正犯中ノ一人再犯ノ故ヲ以テ刑ヲ加重サル、モ他ノ正犯ハ加重サル、コトナシ

(二) 所爲ニ基
強盜ノ共犯人中其ノ内ノ一人兇器ヲ携帯シタルモノアルトキハ携帯セサル共犯人モ加重ヲ受クルモノナリ

(三) 身分ニ基
幼者ト共犯セントキハ幼者ノ故ヲ以テ幼者ノミ減輕ヲ受クルモノナリ

(一) 定義

教唆者トハ自己ノ意思ヲ以テ他人ニ通シテ他人ヲシテ犯罪行爲ヲ爲スノ決心ヲ形成セシムル所爲ヲ云フ

共數人犯

第二款 教唆者

(二) 條件

(甲) 故意ヲ以テ他人ニ重罪又ハ輕罪ヲ犯ス決心ヲ生セシメタルコトヲ要ス

(乙) 被教唆者ハ刑法ニ重罪輕罪トシテ掲ケアル所爲ヲ實行スルコトヲ要ス

(丙) 違警罪ニアラサルコトヲ要ス

(三) 教唆者ノ責任ノ基礎

(甲) 共犯ノ成立スルニハ其共犯人ノ帶フル處ノ責任ノ基礎ハ余ク別事ナリ

(乙) 被教唆者ノ身分ニ屬スル無責任ノ原因ハ教唆者ニ關セサルノミナラズ之カ爲メニ被教唆者ハ重罪ノ刑ヲ受クルヤ否ヤハ教唆罪ノ成立ニ關係ナシ

(四) 處分

(甲) 原則 則(教唆者ハ正犯ト同シク處分ス

(乙) 例 外

(イ) 教唆者ハ輕罪ヲ教唆シタルニ被教唆者ハ重罪ヲ犯シタルトキハ教唆者ノ教唆セシ輕罪ニ付テノミ罰セラル、モノナリ

(ロ) 教唆者ハ重罪ヲ教唆シタルニ輕罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ教唆セシ以外ノ行爲ナレハ罰セラレス以內ノ輕罪ナレハ輕罪ニ付テノミ處罰サル、モノナリ

(一) 定義 從犯トハ重罪又ハ輕罪ヲ犯ス情ヲ知リテ故意ヲ以テ法律ニ定メタル方

法ニ依リ正犯ヲ幫助シ又ハ之ヲ容易ナラシメタル所爲ヲ云フ

(イ) 情ヲ知り且故意ヲ以テ爲シタルコトヲ要ス

(ロ) 他ニ正犯アルコトヲ要ス

(ハ) 正犯ハ重罪又ハ犯罪ナルコトヲ要ス

(ニ) 法律ヲ以テ定メタル方法ヲ以テ爲シタルコトヲ要ス
ホ) 正犯ヲ幫助シ之ヲ容易ナラシメタルコトヲ要ス

(イ) 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ比シ一等ヲ減シテ處分ス

(ロ) 正犯現ニ行フ處ノ罪ニシテ從犯者ノ知ル處ヨリ重キ時ハ唯其知ル處ノ刑ニ照シテ一等ヲ減ス

(ハ) 身分ニ基ク加重減罪ハ他ノ共犯者ニ影響ヲ及ホサス所爲ノ狀態ニ基ク加重減罪ハ他ノ共犯者ニ及ホストノ原則ハ從犯ニモ適用ス

第三款 從犯

(四) 教唆ノ教
教唆ノ教
從犯ノ教
從犯ノ教

(甲) 教唆ノ教
教唆ノ教

第百五條ニハ人ヲ教唆シテ重罪又ハ輕罪ヲ犯サシメタルモノハ亦正犯トナストアリ本條ハ實行者ヲ教唆スル場合ノミヲ規定シ教唆ノ教唆及從犯ノ教唆ハ犯罪タラサルモノト言ハサルヘカラス勿論第一ノ教唆ニシテ間接ニ實行者ヲシテ犯罪ヲ決心セシムルニ至リタルトキハ實行者ノ教唆トシテ罰セラルヘキモ教唆ノ教唆トシテ刑法上ノ責ヲ負フヘキモノニアラサルナリ(反對論アルモ蓋シ不當ナラン)

(乙) 教唆ノ從
教唆ノ從

第百九條ニ其他豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ云々トアリ正犯ヲ幫助シ云々トハ實行正犯ヲ幫助シ云々ト解釋スルヲ至當トスルカ故法律上教唆ノ從犯ハ從犯ノ從犯ナルモノト存セサルハ明カナリ

第一、正犯ト從犯トハ其責任ヲ異ニス

第二、加重ノ場合ニ於テ利益アリ正犯數人ナルトキハ或ル犯罪ニ付テハ刑罰ヲ加重スト雖モ正犯ト從犯トヲ合セテ二人以上ナルトキハ加重ノ例ニ從フモノニアラス

(五) 正犯ト從
犯ト區別
スル實益

第三、數人共犯ノ場合ニ於テ犯罪構成ノ條件ニ加擔シタルノ事實アリタルトキハ常ニ之ヲ罰スルコトヲ得然ルニ從犯ニ於テハ唯豫備ノ所爲ヲ爲シタルノミヲ以テ未タ犯罪ヲ構成スルモノニアラス必スヤ正犯ノ發生ヲ俟タサルヘカラス縱令豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助スルモ若シ正犯ニシテ罪トナラサルモノナルトキハ從犯獨リ刑ヲ受クルコトナシ例ヘハ自殺犯ノ如シ

第四款 共犯處分
一般處分

(一) 共犯者中ノ一人辨別若クハ精神ノ自由ヲ欠クモノアリテ同一ノ所爲アリナカラ無罪ノ宣告ヲ受クルモ他ノ共犯者ハ固ヨリ刑ヲ免ル、コトヲ得ス
(二) 身分ノ關係ヨリシテ宥恕全免ヲ與フルモノアリトモ他ノ共犯者ハ之ヲ理由トシテ刑ヲ免ル、コトヲ能ハサルノミナラス共犯トシテ罰セララルモノナリ

(三) 共犯者中ノ一人身分ニ依リ公訴ヲ起スコトヲ得サルカ故ニ罪ノ有無ヲ判決スル能ハサルモノアリトスルモ他ノ共犯者ニ對シテハ公訴ヲ起シ有罪ノ判決ヲ下タスコトヲ得ルモノナリ

第三編 刑 罰

第一章 総 論

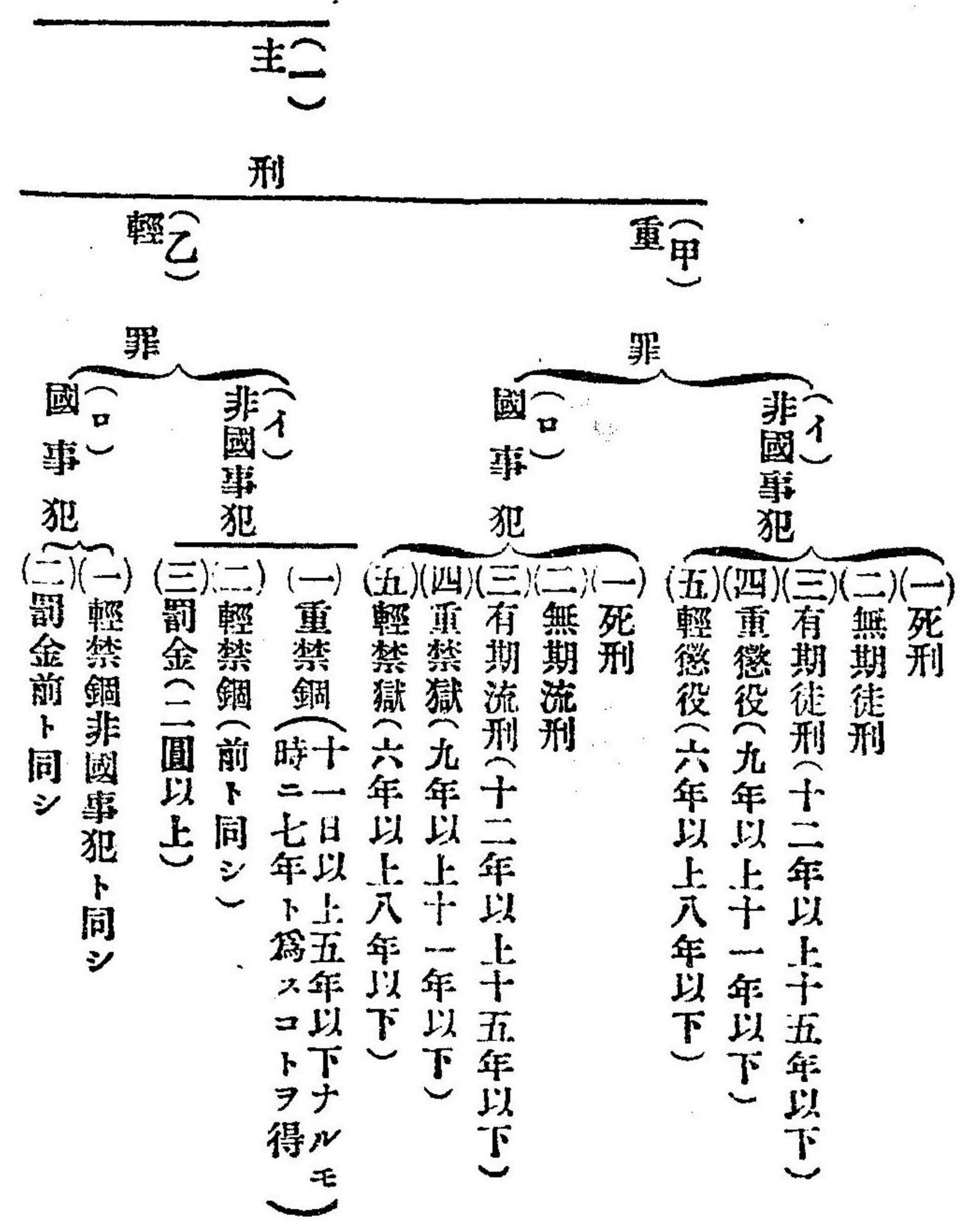
第一節 刑罰ノ性質

(二) 定 義 刑罰トハ國家ノ機關タル裁判所ニ於テ犯罪人ナリトノ宣告ヲ受ケタル者ニ科スル苦痛ヲ云フ

刑罰ノ性質

- (一) 刑罰ハ適法ノモノナルコトヲ要ス
- (二) 刑罰ハ各犯罪人ニ對シテ平等均一ナラサルヘカラス
- (三) 刑罰ハ犯人ノ一身ニ止マルモノナラサルヘカラス
- (四) 犯人ニ苦痛ヲ與フルモノナラサルヘカラス
- (五) 刑罰ハ容易ニ其執行ヲ中止シ得ヘキモノナラサルヘカラス
- (一) 刑罰ハ國家カ一私人ニ加フルモノナラサルヘカラス
- (二) 國家カ一私人ニ加フル處ノ苦痛ナラサルヘカラス
- (三) 刑罰ハ犯罪ヲ理由トシテ科セサルヘカラス
- (四) 刑罰ハ苦痛ナラサルヘカラス

第二節 刑 名



刑名

(丙) 違警罪
 (イ) 拘留(十日以下ナルモ加ヘテ十二日ト爲スコトヲ得)
 (ロ) 科料(一圓九十五錢ナルモ加ヘテ二圓四十錢ト爲スコトヲ得)

(甲) 宣告スルモノ
 (一) 輕罪ノ刑ニ附加スル監視
 (二) 附加ノ罰金
 (三) 沒收

(乙) 宣告セザルモノ
 (一) 剝奪公權
 (二) 停止公權
 (三) 禁治産
 (四) 重罪ノ刑ニ附加スル監視
 (五) 死刑無期徒流刑ノ期滿免除ニ附加スル監視

(三) 主刑ト別加刑トノ區別
 (一) 主刑ハ常ニ宣告スト雖モ附加刑ニハ宣告スヘキモノト宣告セサルモノトアルモ當然或主刑ニ伴フモノトアリ
 (二) 輕罪ノ刑ニ附加スル監視ニハ最長期ト最短期トヲ定メ附加ノ罰金ニハ最高額ト最少額ヲ設ケタル場合及金額ヲ一定セサル場合アルカ故ニ宣告セサレハ刑期又ハ金額ヲ知ルコトヲ得ス
 (三) 沒收ハ沒收スヘキ物件ハ宣告セサレハ知ルコト能ハサル爲メナリ

第三節 刑罰ノ分類

(一) 生命刑
 生命刑即チ死刑ハ刑ノ最上ニ位スル處ノ重罪ナリ

(甲) 性質
 (イ) 定義
 自由刑トハ國家カ犯罪人ノ自由ヲ剝奪又ハ制限スル刑ヲ云フ
 (ロ) 自由刑ノ特質
 (一) 犯罪人ノ自由ヲ剝奪又ハ制限スルモノナリ
 (二) 國家カ犯罪ヲ理由トシテ犯罪人ノ自由ヲ剝奪又ハ制限スルモノナリ

(乙) 有期無期
 (イ) 無期ノモノ
 (一) 無期徒刑
 (二) 無期流刑
 (ロ) 有期ノモノ
 (一) 有期流刑有期徒刑
 (二) 重禁獄重懲役
 (三) 輕禁獄輕懲役
 (四) 重禁錮輕禁錮
 (五) 拘留
 (六) 監視

(丙) 定役
 (イ) 有ルモノ
 (一) 無期徒刑有期徒刑
 (二) 重懲役輕懲役
 (三) 重禁錮

(一) 輕禁獄重禁獄輕禁鋼
(二) 無期流刑有期流刑
(三) 拘留監視

(丁) 主タルモ
(一) 主タル
(二) 附加ノ
無期有期ノ徒刑流刑重輕ノ懲役禁獄禁鋼及拘留ナリ

(イ) 定 義 財産刑トハ國家カ犯罪ヲ理由トシテ個人ノ資産ヲ徴収スル刑罰ヲ云フ

(甲) 定 義 罰金及ヒ科料モ財産刑ナルカ故ニ國家カ犯罪ヲ理由トシテ犯罪人ノ金錢ヲ徴収スル刑罰ナリ

第一
罰金科料

(二)
罰金

(イ) 罰金ハ二圓以上ニシテ主刑タルモノト附加刑タルモノトアリテ凡テ宣告スルコトヲ要ス(二二六)
(ロ) 罰金ハ宣告アリタルヨリ一ヶ月内ニ完納スルコトヲ要ス若シ其限内完納セサルトキハ一圓ヲ一日ニ接算シテ輕禁鋼ニ換ヘラル附加ノ罰金モ主刑ニ拘ハラヌ一月内ニ納メサレハ換刑處分ヲ受ク(二二七)

分刑
類罰

(三)
財産刑

(ロ)
種別

(乙)
處分

(二)
科料

(ハ) 附加ノ罰金ヲ科スルハ犯人ニ對シテ自由ヲ剝奪スルト同時ニ金錢ヲ徴収シテ主刑ノ效力ヲ補フ爲メタリ
(イ) 科料ハ常ニ主刑ニシテ其額五錢以上一圓九十五錢以下ニシテ宣告スルヲ要ス(二二九)
(ロ) 科料ハ十日内ニ完納スヘキモノトス若シ其期限内ニ完納セサレハ一圓ヲ一日ニ折算シテ拘留ニ換ヘラルコトアリ(三〇)

(丙) 刑罰タル效果
(イ) 犯人ノ死亡ト共ニ執行權消滅ス
(ロ) 公訴ハ三年刑ノ時効ハ七年ニテ消滅ス(五九、刑訴八)

(二)
禁制品

法律ニ於テノ禁制品トハ法律ハ吾人ニ對シテ製造輸入所有販賣等ヲ禁シタルヲ云フ意ニテ法律ハ物件其者ヲ禁シタルニアラサルナリ(四三ノ一號)

一 其犯罪ハ有意ナルコトヲ要ス過失罪

(甲)
沒收ス
キ物件

第二 沒收

(一) ノトキニ偶犯人カ持居ルモ犯罪ノ要
 (二) ニ供シタリト云フコトヲ得ス
 (三) 其物品ハ犯人ノ所有ナルコト(四三ノ
 (四) 二號)
 (一) 犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯罪ニヨリ直接
 (二) 犯罪ニヨ
 (三) ニ得タルモノニアラサレハ沒收スルコト
 (四) 得タル
 (五) モノ
 (六) ヲ得ス

(乙) 刑罰外ノ
 沒收 犯人以外ノモノヨリ其モノ、所有ニアラサル禁制
 品ヲ沒收スルハ刑罰ニアラスシテ行政處分ナリ

(丙) 沒收處分
 (一) 被告人判決言渡前ニ死亡セハ相續人ヨリ沒收ス
 (二) ルコトヲ得ス
 (三) 被告人無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタルトキハ犯
 (四) 罪ニ因テ得タル物件又犯罪ノ用ニ供シタル物件
 (五) ナシ故ニ沒收ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

(甲) 權利上ノ附加刑トハ犯罪者ニ耻辱ヲ與ヘシカ爲メ犯罪者ノ有スル權利
 意ヲ剝奪又ハ停止シ兼テ治産ヲ禁スルヲ云フ

- (一) 國民ノ特權
- (二) 官吏トナルノ權

(四) 權利上ノ附加刑

(乙) 公權剝奪

(イ) 剝奪スルキ權利

- (一) 勳章年金位記賞号恩給ヲ給スルノ權
- (二) 外國勳章ヲ佩用スルノ權
- (三) 兵籍ニ入ルノ權
- (四) 裁判所ニ於テ証人トナルノ權但單ニ事實ヲ陳述スルハ此
 限リニアラス
- (五) 後見人トナルノ權但親屬ノ許可ヲ得テ子孫ノ爲メニスル
 ハ此限リニアラス
- (六) 分散者ノ管財人トナルノ權
- (七) 學校長及教師學監トナルノ權(三二)

(ロ) 效果

- (一) 重罪ノ刑ニ處セラレタルモノカ當然前記ノ權利ヲ行フコ
 トヲ得ス
- (二) 重罪ノ刑ニ處セラレタルモノハ前記九種ノ權利ヲ有セサ
 ルトキハ能力ノミヲ失ヒ將來之ヲ得ル能ハス(三二)
- (三) 停止公權トハ有期ノ剝奪公權又ハ公權ヲ享有スル能力ヲ失フ
 ヲ云フ(三二)
- (イ) 停止公權ハ一時公權ヲ享有スル能力ヲ失フモノナリ
- (ロ) 停止公權ハ禁錮又ハ監視ヲ終ルマテ公權享有ノ能力ヲ失
 フモノナリ

(丙) 停止公權

ノ性質

- (一) 一定ノ期限ヲ過クレハ權利享有ノ能力ヲ回復ス
- (二) 公權ヲ停止サル、當時官職ヲ有セシモノハ一時能力ヲ失フカ故ニ官職モ失ヒ公權享有能力ヲ回復スルモ當然復職セス

(三) 公權剝奪ト停止ノ區別

- (一) 公權剝奪ハ永久的ノモノナルモ停止公權ハ一時的ノモノナリ
- (二) 剝奪公權ハ重罪刑ニ附加スヘキモノナルモ停止公權ハ輕罪ノ刑ニ附加ス
- (三) 公權剝奪ハ永久的ノモノナル故大赦又ハ特赦ヲ受クルニアラサレハ公權享有ノ權利ナキモ停止公權ハ一定ノ期間ヲ過クレハ當然享有ノ權利生ス

(二) 意義

禁治産トハ重罪ノ主刑ノ終ルマテ犯罪人ニ對シテ財産ノ處理ヲ爲ス私權ヲ行フコトヲ禁スルヲ云フ

(一) 性質

- (イ) 財産ヲ處理スル私權ヲ行フコトヲ禁スルモノナリ
- (ロ) 重罪ノ主刑ヲ終ルマテ財産ヲ處理スル私權ヲ行フコトヲ得サルモノナリ
- (ハ) 財産ニ關スル私權ヲ自ラ行使スル能力ノ剝奪ニシテ享有スル能力ノ剝奪ニアラス

(丁) 禁治産

(戊) 剝奪公權ト禁治産ノ區別

(三) 設ケタル理由

- (イ) 之ヲ設ケタルハ犯罪人カ私權ヲ行使スルコトヲ得ルトセハ之ニ依リテ多少愉快ヲ買フコトヲ得テ刑ノ苦痛ヲ減スル恐レアルカ爲メナリ
- (ロ) 獄吏其他ノモノニ賄賂ヲ容レ待遇ヲ寛ナラシメ甚シキハ脱獄ヲ計ル危険アルカ爲メナリ

(一) 公權剝奪ハ權利ノ享有及行使ヲ剝奪スルモノナリト雖モ禁治産ハ權利ノ享有ヲ失フモノニアラスシテ唯權利ノ行使ヲ爲シ能ハサルノ

(二) 剝奪公權ハ犯人ノ出獄後ニ於テ效力ヲ生スルモ禁治産ハ主刑ノ執行期間其效力ヲ生シテ主刑ノ執行終レハ犯人自ラ財産ヲ管理シ又ハ處分スルコトヲ得ルナリ

(三) 剝奪公權ハ欠席判決ノ場合ニ於テモ效力ヲ生スルモ禁治産ノ處分ハ對席判決ノ場合ニアラサレハ效力ヲ生セス即チ一ハ出獄後ノ制裁ニシテ一ハ獄中ノ制裁ナルトニ依リ異ナレリ

(四) 民事ト刑事トノ區別

- (イ) 民事ノ後見ニハ二個ノ目的アリ一ハ無能力者ノ身体上ノ監護ニハ財産ノ管理ナルモ刑事上ノ後見ハ被後見人ハ獄中ニアルカ故之ヲ監護スル要ナク唯財産ヲ管理スレハ足レリ

民事上ノ禁治産者ハ生來ノ無能力ナルカ故ニ全然財産ノ管理又ハ處分ノ能力ナキ刑事上ノモ無能力者ハ自己ノ一身ニ屬スル離婚ノ訴等ニ付テハ能力アリ

第二章 刑ノ適用

第一節 總 說

裁判官ハ犯罪人ニ對シテ法律ノ規定ニ基キ犯罪事實ヲ取調ヘタル上其犯罪事實ニ相當スル刑罰ヲ示定スルヲ云フ

總 說

意 (一) 義 (二) 準適用ノ標 (三)

- (一) 犯罪ト刑罰トハ權衡ヲ保タサルヘカラス
- (二) 罪惡ノ大ナル犯罪ニ輕キ刑ヲ科シ小ナルモノニ重キ刑ヲ科スルカ如キコトナキヲ要ス
- (三) 法律ノ規定ヲ以テ豫メ犯罪ニ相當スル刑罰ヲ示定シ傍ラ裁判官ハ之ヲ加減シテ刑ヲ科スルコトヲ要ス

第二節 加 重

- (一) 無期徒刑無期流刑ニ刑罰ヲ加ヘテ死刑ニ入り輕罪ヲ加ヘテ重罪ニ入りテ違警罪ヲ加ヘテ輕罪ニ入ルコトヲ許サス
- (二) 刑ノ加重ハ裁判上ノモノト法律上ノモノタルト問ハス加重ノ結果トシテ罪質ヲ變スルコトヲ許サス

加 重

裁判上ノ加重トハ犯罪事件ノ狀況ニ應シ加重ノ原因アレハ重キ刑ヲ科スルヲ云フ

法律上ノ加重トハ犯罪ノ狀況ニ應シ法律ノ規定カ刑ヲ重クスルヲ云フ

主觀的加重トハ犯人ノ身ニ添付スル事情ヲ理由トシテ法律ノ規定カ刑一等ヲ重クスルヲ云フ(再犯加重ノ場合之レナリ)

客觀的加重トハ犯罪事實ニ添付スル事情ヲ理由トシテ法律ノ規定カ刑ヲ加重スルヲ云フ(強盜ノ兇器ヲ所持シタルタメ加重スル場合ノ如シ)

主觀的加重タル犯人ノ身ニ添付スル事情ヲ理由トシテ加重スル場合ニハ其犯人ノミニ止リ共犯者ニ及ホサルモ客觀的加重タル犯罪事實ニ添付スル事情ヲ理由トスル強盜ハ二人以上ノ爲メニ加重スル場合ニハ共犯者モ加重サル、モノナリ)

裁判官カ所犯ノ情狀重キヲ理由トシテ刑ノ最高度ヲ越ユルコトヲ得ス

裁判官カ所犯ノ情狀重キヲ理由トシテ刑ノ最高度ヲ越ユルコトヲ得ス

科料ハ加ヘテ二圓四十錢ニ至リ禁錮ハ加ヘテ七年ニ至ルコトヲ許シタル條文ハ法律上ノ加重ノ結果トシテ刑期金額ノ最高度ヲ越ユル場合ニ適用スヘキモノニアラス

(一) 一般加重
一般加重トハ刑法カ犯罪全体ニ通シ刑罰加重ノ原因トシタルハ再犯ニシテ犯人ノ身ニ添付スル事情ナルカ故ニ一般加重タルト同時ニ主觀的ノ加重ナリ

(二) 特別加重
特別加重ノ原因ハ各本條ニ規定シアリテ其種類多シト雖モ之ヲ大別セハ犯人ノ身ニ添付スルモノ即チ主觀的特別加重ノ原因ト犯罪事實ニ添付スルモノ即チ客觀的特別加重ノ原因ノ二ト爲スコトヲ得

(四) 各種加重

(イ) 罪種成立要素
罪種成立要素トハ各犯罪即チ第二編以下ニ於テ窃盜罪詐欺取財ト云フカ如ク一種ノ犯罪ニ限リ必要ナル要素ナリ

(ロ) 罪樣成立要素
罪樣成立要素トハ一犯罪カ或ル特殊ヲ具ヘタルモノニ限リ成立ニ欠クヘカラサル要素ヲ云フ即チ田野盜ト云フカ如ク或特殊中ノ特定シタル特殊ノミノ成立要素ヲ指スモノヲ云フ

(三) 罪種及罪種成立要素別
(ハ) 二者ノ區別
(甲) 罪種成立要素ハ其一ヲ欠ケハ無罪又ハ別種ノ罪トナルモ特別加重ノ原因ハ之ヲ欠クモ之ヲ具フルモ罪種ヲ變セス罪樣成立要素ハ法律カ其一以上ノ形跡如何ヲ定ムルニ依リ更ニ同種ノ犯罪中一定ノ特殊ヲ具ヘタルモノモ特別加重ノ原因ハ之ヲ具フルモ特殊ヲ異ニシタル同罪ノ犯罪トナラス

(二) 特別加重ノ原因トシタルハ再犯ニシテ犯人ノ身ニ添付スル事情ナルカ故ニ一般加重タルト同時ニ主觀的ノ加重ナリ

第三節 減輕

(イ) 酌量減輕トハ犯罪ト刑罰トノ權衡ヲ保タシムル爲メニ裁判官自己ノ權能ニ依リ犯罪者ニ與フル處ノ減輕ヲ云フ

(ロ) 本
(一) 犯罪ト刑罰トノ權衡ヲ保タシメサルヘカラス
(二) 刑罰ノ程度ハ犯人ノ情狀犯罪事實ノ狀況ニ依リ定メサルヘカラス

(乙) 酌量減輕ノ原因
(一) 犯罪人カ如何ナル目的ニテ罪ヲ犯セルカ窃盜罪ニ付テ云ヘハ親ノ飢渴ヲ救ハンカ爲メナルカ又ハ自己ノ快樂ヲ得ルノ手段ニテ盜ミタルカラ審査シテ酌量減輕ヲ與フヘキモノトス
(二) 犯罪事實ノ狀況大ニ原諒スヘキモノアルヲ理由トスルコト

減輕

(二) 宥恕減刑

(丙) 與フル範

- (一) 重罪輕罪違警罪ノ區別ナク與フヘキモノトス
- (二) 酌量減刑ニ依リ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得ルモ三等四等ト減スルコトヲ得ス其一等減スルカ二等ヲ減スルカノ標準ハ裁判官ノ自由ノ權能ナリ
- (三) 酌量罪刑ハ法律上ノ加重減輕ト共ニ併セテ適用スルヲ妨ケス
- (四) 附加刑ニ對シテモ酌量減刑ヲ適用スヘキモノトス(附加ノ罰金)

(甲) 性質

- (イ) 宥恕減刑トハ一定ノ原因アル場合ニ於テ犯罪ノ性質ヲ變更セシメテ刑ノ一部ヲ減スルヲ云フ
- (ロ) 要件
 - (一) 一定ノ原因アルコトヲ要ス
 - (二) 減刑スルモ犯罪ノ性質ヲ變更セサルコト
 - (三) 減刑ハ刑ノ一部ヲ減スルコトヲ要ス

(乙) 原因

- (イ) 幼者
 - (一) 幼者ハ十二歳以上十六歳未満ノモノナレハ二等ヲ減ス(八三)
 - (二) 幼者ハ十六歳以上二十歳未満ノモノナレハ一等ヲ減ス(八二)
- (ロ) 挑發
 - (一) 暴行ヲ受ケタル爲メ暴行人ヲ殺傷セシ場合(三〇九)
 - (二) 姦通ヲ覺知セシ場合(三一一)
 - (三) 晝間ノ家宅侵入ヲ防ク爲メニ出テタル殺傷(三一二)

(三) 特別減刑

(二) 特別減刑ト宥恕減刑ノ區別

(イ) 特別減刑トハ法律ノ規定自身ハ刑ノ一部ヲ免シテ之ニ何等ノ名稱ヲ附セサルヲ云フ各本條ニ其類例アリ常ニ客觀的ノ事情ヲ見テ減スルモノヲ云フ

(イ) 刑ヲ減スルニ付特別減刑ヲ先ニシテ宥恕減刑ヲ後ニスヘキモノトス

(ロ) 特別減刑ニ依リ重罪ヲ輕罪ニ輕罪ヲ違警罪ニ減スルモ宥恕減刑スルモ罪質ヲ變更スル效力ナシ

(四) 無責任ト刑ノ全免ノ場合

- (一) 無責任ノ場合ニハ犯人ハ刑罰ヲ受クルノ能力ナキヲ以テ法律上制裁ナキモ刑ノ全免ハ犯罪ノ責ヲ負フ能力アルモ他ノ條件アルカ爲メ之ニ科スル處ノ刑ノ執行ヲ免スルニ過キス
- (二) 無責任ト刑ノ全免トハ訴訟手續ニ於テモ同一ナラス無責任ノ場合ニハ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲スヲ得ト雖モ刑ノ全免ノ場合ニハ必ラス公判ニ於テ言渡ヲ爲スヘキモノトス
- (三) 刑ノ全免ハ法律ノ明文ニ依リテ特定シタル外之カ主張ヲ許サ、ルモ無責任ノ場合ニハ總テノ犯罪ニ適用ス

(イ) 意 犯人自カラ未發ノ犯罪ヲ官ニ告知シタルカ故ニ法律カ刑ヲ減輕又ハ全免スルヲ云フ自首シタル爲メ全免スルモ罪質ハ變セ

自首

性質

- (一) 自己ノ犯罪アルコトヲ要ス
- (二) 發覺セサル前ニ官ニ告知スルコト
- (三) 謀故殺罪ニアラサルコトヲ要ス
- (四) 犯罪捜査ノ勞ヲ省クコトニアリ
- (五) 有罪者ヲ不問ニ附セサルコト
- (六) 無辜ヲ逮捕處罰スルノ憂ヒナキコト

第二 効果

- (一) 謀故殺以外ノ犯罪ナレハ刑一等級ヲ減シ謀故殺ナレハ自首スルモ法律上減等セズ
- (二) 財産ニ對スル犯罪ニ付テハ自首減刑ノ外ニ法律上ノ減刑ヲ併セテ科スルコトアリ
- (三) 自首ニ基ク減輕ハ法律上ノ減輕ナリト雖モ主觀的ノモノナルカ故ニ罪實ヲ變スル效力ナシ
- (四) 自首シタル爲メ第八八條第一二六條ノ場合ニハ刑ノ全免ヲ受ク

第四節 加減例

- (一) 加減例トハ刑ヲ加重減輕スルニ當リテ何レマテヲ一等級ト云フカ又其一等以上ヲ加重又ハ減輕スルニ當リテ制限スルヲ云フ
- (二) 重罪ノ刑ハ(一)民刑(二)無期徒刑(三)有期徒刑(四)重懲役(五)輕懲役ノ五種アルカ故ニ一等級ヲ加フレハ其上級ノ刑ヲ科シ一等級ヲ減スレハ下級ノ刑ヲ科ス

重罪ノ加 重罪ノ刑名一ハ一等級ナルカ故ニ一等級ヲ加重スル毎ニ刑名ヲ變スルモノナリ但無期徒刑ヲ加重シテ死刑ニ入ルヲ許サス

(一) 輕罪ノ主刑タル禁錮罰金ヲ加減スルハ各本條ニ記載シアル刑期金額四分ノ一ヲ一等級トス(七〇)

(二) 禁錮ハ其期間十一日以上五年以下ト爲スノ規定アリト雖モ各本條ヲ見レハ更ニ之ヲ一月以上一年以下若クハ二月以上二年以下ト云フカ如キ期間ニ小分シテ最長期最短期ヲ異ニスルモノニシテ足ラス(罰金モ亦同シ)故ニ各本條ニ於テ刑期金額四分ノ一ヲ一等級トシテ加減セシムル所以ナリ

(三) 禁錮 二月以上四年以下ノ禁錮ニ一等級即チ四分ノ一ヲ加フレハ二月十五日以上五年以下ノ禁錮トナリ又一等級ヲ減スレハ一月十五日以上三年以下ノ禁錮トナルナリ

(四) 罰金 二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ一等級即チ四分ノ一ヲ加フレハ二十五圓以上二百五十圓以下トナリ又減スレハ十五圓以上百五十圓以下ノ罰金トナルナリ

(五) 二等級以上ノ加減 同一原因ニ依リテ二等級以上ヲ加減スルトキハ其加減セントスル基本刑ノ四分ノ二ヲ加減シ三等級ヲ加減スルトキハ四分ノ三ヲ加減シ結極四等ヲ減シテ零トナリ四等ヲ加ヘテ二倍トナル計算ナリ

加(二)重

(六) 附加刑中罰金以外ノモノニ對シテハ加減ノ問題起ラス附加ノ罰金ハ主刑ニ從テ加減ス

(七) 加重若クハ減輕ノ原因中從犯ノ減輕未遂犯ノ減輕特別ノ減輕特別加重等ノ加重若クハ減輕シタルモノヲ基本トシ其四分ノ一ヲ一等トス

(二) 違警罪ノ主刑タル拘留科料ヲ加重スルニモ各本條ニ記載シアル刑期金額四分ノ一ヲ一等トス

(丙) 違警罪ノ主刑タル拘留ハ其期間一日以上十日以下ナリ十日ノ最長期ヲ有スル拘留ハ一等ヲ加フレハ十二日十二時間トナシ十二日ヲ超過シタル部分ハ切リ棄ラルルナリ即チ加ヘテ輕罪ニ入ルコトヲ得サル結果トス

(三) 科料ノ最多額ハ一圓九十五錢ナリ然レトモ加重ノ結果トシテ二圓四十錢ニ至ルコトヲ得一圓九十五錢ニ一等ヲ加フレハ二圓四十錢ニ等以上ヲ加ヘテ二圓四十錢以上ニ上ルトキハ切棄ツヘキモノトス(七二)

(甲) 重罪ノ減輕 (イ) 重罪ハ五種アリテ一等ヲ減スル毎ニ下級ノ刑トナル而シテ加重ノ場合ニハ合ニハ明文ヲ以テ無期刑死刑ニ入ルコトヲ禁スルモ減輕ノ場合ニハ其明文ナキ故減輕ノ結果重罪ヲ輕罪ト爲スコトヲ得

加減例

減(三)輕

輕

(丙) 違警罪ノ減輕 拘留ハ減盡スルモ一日以下ニ下スコトヲ得スコトハ五錢以下ニ下スコトヲ得ス減輕ノ結果一日又ハ五錢以下ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ除棄シテ全免スヘキカ全免ハ明文アルヲ要ス明文ナキ以上ハ一日ノ拘留五錢ノ科料ニ處スヘキモノトス(七二)

(乙) 輕罪ノ減輕 禁錮ヲ減盡シタルトキハ拘留ニ處シ罰金ヲ減盡シタルトキハ科料ニ處ス(七二)

(ロ) 重罪ノ主刑タル最下級ノ輕懲役ハ六年以上八年以下ナリ之ヲ減輕スレハ輕罪ノ十一日以上五年以下ノ禁錮トナル僅カ一等ヲ減シテ六年ヨリ十一日ノ禁錮ニ處スルコトアラハ寬大ニ失スト認メタルヨリ一ノ制限ヲ設ケテ輕懲役ニ當ルモノ減輕スヘキトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處スルヲ以テ一等トスト定メタリ(六九)

(丁) 附加罰金ノ減輕 附加ノ罰金ハ主刑ニ從ヒ金額四分ノ一ヲ一等トシテ加減ス罰金ノ下ニ位スル附加ノ金額ナシ故ニ之ヲ減シタルトキハ主刑ノミヲ科スヘキモノトス(七四)

(甲) 意 刑ヲ言渡ス場合ニ其期間ヲ計算スル際往々一日一月一年ニ端數ヲ生スルコトアリ從テ何時間ヲ一日トスルカ何日ヲ一月トスルカ何ヶ月ヲ一年トスルカヲ決定セサルヘカラス

加減計算

- (一) 再犯加重
 - (二) 宥恕減輕
 - (三) 自首減輕
 - (四) 酌量減輕
 - (五) 未遂犯
 - (六) 特別加重
 - (七) 特別減輕
- 計算方法
- (イ) 一日ト稱スルハ二十四時間トシテ計算シ一日ニ滿タサルトキハ除乘シテ宣言スヘキモノトス
 - (ロ) 一月ト稱スルハ三十日トス曆ニ從ヘハ一ヶ月ト云フハ二十八日三十日三十一日ノ三種アルモ法律上ノ一ヶ月ハ三十日ナリ
 - (ハ) 一年ト云フハ十二ヶ月ナリ

第五節 加減ノ順序

加減ノ順序

- (一) 加重減輕ノ基礎トナル刑ハ原則トシテハ各本條ニ刑名ヲ示シアル刑ナリ
- (二) 加重減輕スヘキ原因アレハ右ニ列舉シタル原因中ノ(五)以下ハマテナレハ其加減シテ殘リタルモノヲ基礎トシテ其中ヨリ(一)ヨリ(四)マテノモノ、原因ノ加減ヲ實行スヘキモノトス
- (三) 酌量減輕
- (四) 未遂犯
- (五) 特別加重
- (六) 特別減輕
- (七) 再犯加重
- (八) 宥恕減輕
- (九) 自首減輕
- (十) 酌量減輕

加減ノ原因

加減ノ基礎

- (一) ヨリ(四)マテノ原因ハ法文ニ順序ヲ明ニセル故相殺スルコトヲ得ス
- (二) ヨリ(八)マテノ原因ハ法文ニ順序ノ示セルモノナキ故加重ト減輕ト相殺スルコトヲ得
- (三) ナレバ若シ他ノ原因ナクハ各本條ノ刑ノ四分ノ一カ一等トナリ之ニ反シテ
- (四) ヨリ(八)マテノ原因アレハ罪ヲ減シテ殘リタルモノ、四分ノ一カ一等ナリ
- (五) 加重ノ場合ヲ除キ(二)ヨリ(四)マテノ減輕ハ罪質ヲ變セス又(五)ヨリ(八)マテノ減輕ナレハ罪質ヲ變セス

第三章 刑ノ執行

第一節 性質

執行ノ性質

- (一) 生命刑
- (二) 自由刑
- (三) 財産刑
- (四) 要セザルモノ
- (五) 實形的ノ執行ヲ要セサルモノハ能力刑ニシテ能力刑ハ刑ノ宣告アレハ當然其效カヲ生スルモノナリ
- (六) 有罪ノ判決ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス
- (七) 有罪ノ判決ハ確定シタルモノナルコトヲ要ス(刑訴三二七)

- (三) 有罪ノ確定判決カ大赦其他ノ原因ニヨリテ消滅セサルモノナルコトヲ要ス
- (四) 執行官ノ命令アリタルコト(執行官ハ生命刑ノ場合ニハ検事及司獄官ナリ其他ハ多クハ検事ナリ(刑訴三二〇))

第二節 生命刑

生命刑

- (一) 場所(生命刑執行ノ場所ハ監獄内ニ於テ相當官吏立會ノ上密行ス(一一、刑法附則一))
- (二) 執行ノ方法ハ種々アルモ現今ハ苦痛ヲ感セス迅速ヲ主トスルカ故ニ絞殺ヲ採用セリ
- (三) 裁判確定後司法大臣ノ命ヲ待テ執行ス
- (四) 司法大臣ノ命アリテヨリ三日内ニ執行スヘキモノトス(刑訴三二八)
- (五) 大祭日ニアラサル日ニ於テ爲スヘキモノトス(一四附四)
- (六) 懷胎ノ婦女ナレハ生兒ノ死生ニ拘ハラズ産後一百日ヲ經タルニアラサレハ執行スルコトヲ得ス(一五、附則五)

第三節 自由刑

- (一) 徒刑ハ無期有期共ニ嶋地ニ送リテ執行ス(一七)
- (二) 流刑モ無期有期共ニ島地ノ獄ニ幽閉シテ執行ス(二〇)
- (三) 懲役モ輕重二種アリテ各期間内内地ノ懲役場ニ入レテ執行ス(二二)
- (四) 禁獄モ懲役ト同シ(二三)

執行ノ場

- (五) 禁錮モ輕重二種アリテ内地ノ監獄ニ於テ重禁錮ハ定役ニ服セシメ輕禁錮ハ定役ナシ(二四)
- (六) 拘留ハ拘留所ニ留置シテ執行ス(二八)

定役

- (一) 定役ハ刑法上決シテ輕重ノ區別ナシ徒刑モ懲役モ禁錮モ其定役ノ性質程度ニ至テハ法律上寬嚴ノ區別ナシ然レトモ罪質ニ依リテ定役アルモノトナキモノトヲ區別セリ
- (二) 效果(百日以上定役ニ服シタル囚人ハ工錢ヲ受ク)

- (一) 凡テ刑期ハ宣告ノ日ヨリ起算シテ裁判確定ノ日ヨリ定役ニ服セシム
- (二) 被告人初審ノ宣告ニ服セス上訴ヲ爲シ其上訴正當ナルトキハ前裁判宣告ノ日ヨリ起算スルモ不當ナレハ後ノ宣告ノ日ヨリ起算ス之レ(一)
- (三) 檢事ノ上訴セントキハ其可否共ニ被告人ノ與リ知ラサルモノナレハ前ノ裁判宣告ノ日ヨリ起算ス
- (四) 辯護士又ハ親屬ヨリ上訴ヲ爲シタル場合又ハ前二者ノ附帶ノ上訴ヲ爲シタル場合又ハ上訴ノ判決ニ依リテ申立ノ一部ニ負ケ一部ニ勝テタルトキハ明文ナキ故理論ニ依リテ決セサルヘカラス

刑期計算

- (甲) 起算点

起算方法

- (一) 受刑ノ日ハ時間ヲ論セス一日トシテ刑期ニ算入ス
- (二) 放免ノ日ハ執行以外ノ日ニ於テナスヘキモノトス即チ滿刑ノ翌日午前十時前ナリトス
- (三) 逃走中ハ執行日ナシ然レトモ執行中ニ裁判所ニ呼出サレタル日ハ算入ス

得ル條件

- (一) 流刑以外ノ重罪輕罪ノ自由刑ニ處セラレタルモノナルコトヲ要ス 違警罪ニハ適用ナシ流刑ニハ免幽閉アル爲メ此適用ナシ(五三)
- (二) 獄則ヲ守リ改悛ノ情アルコト(全上)
- (三) 無期徒刑ノ囚ハ十五年其他ハ刑期四分ノ三ヲ過キタルコトヲ要ス(全上)
- (四) 刑ノ期間ニ更ニ重罪輕罪ヲ犯サ、ルコトヲ要ス(五七)

仮出獄

效果

- (一) 仮出獄ヲ許サレタルモノ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ出獄ヲ停止シテ再ヒ執行ス(五六)
- (二) 仮出獄ヲ許シタルハ改悛ノ情アリトシタル結果ナリ
- (三) 仮出獄ヲ許サレタル間ニ刑期滿了セハ放免サル
- (四) 仮出獄ヲ許サレタルモノハ行政上ノ處分ニ依リ禁治産ノ幾部ヲ免セラル、コトアリ

假出獄免幽閉監視

免幽閉

(甲) 免幽閉 無期流刑ノ囚徒五年ヲ經レハ行政ノ處分ニテ幽閉ヲ解カル、コトアリ有期徒刑ノ囚三年ヲ經タル後又同シ(一一)

假出獄ト區別

- (一) 仮出獄ハ流刑以外ノ自由刑ニ適用シ免幽閉ハ流刑囚ニ適用ス
- (二) 經過シタル年限ニ付テハ仮出獄ハ十五年又ハ刑期四分ノ三ナルモ免幽閉ハ流刑ハ五年其他ハ三年ナリ
- (三) 獄外ニ出テ仮出獄ニハ特別監視ヲ付スルモ免幽閉ニハ如此コトナシ
- (四) 仮出獄ヲ得タルモノ其後重罪ヲ犯セハ仮出獄ヲ取消サ、ルモ免幽閉ニハ如此明文ナキ故一旦得タル免幽閉ハ取消サ、ル事ナシ

假免監視

幽閉ヲ免レテ出獄ヲ許スト同一ノ主意ニ依リテ改悛ノ情アルモノニ對シテ彼ノ附加刑ノ自由刑タル監視ヲ假リニ許スコトヲ得此場合更ニ重罪ヲ犯セハ其日數ヲ扣除シテ舊ニ復セシム

第四節 財産刑ノ執行

- (一) 罰金(主刑ノモノト附加刑タルトヲ問ハス)
- (二) 科料
- (三) 沒收

執行ノ目的物

ノ財産刑執行

- (一) 言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
- (二) 上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事
- (三) 罰金ハ宣告アリタル日ヨリ一ヶ月内ニ完納スヘキモノトス(二七)
- (四) 科料ハ言渡アリタル日ヨリ十日内ニ完納スヘキモノトス(三〇)
- (五) 沒收ニハ明文ナキ故時間ニ制限ナシ
- (六) 罰金ハ一ヶ月科料ハ十日ヲ過クルモ完納セサルコトヲ要ス(二七)
- (七) 執行官ノ命令アルコトヲ要ス(全上)

第四章 刑罰執行權ノ消滅

第一節 執行結了及犯人死亡

了執行結了犯人死亡

- (一) 有罪ノ判決確定前ナレハ公訴權消滅ス
- (二) 有罪ノ判決確定後ナレハ刑ノ執行權消滅ス

第二節 非常上告再審

非常上告トハ法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル第一審又ハ第二審ノ裁判確定後其事件ノ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命令又ハ自己ノ職權ニ依リ上告ヲ爲スヲ云フ

非常上告再審

- (一) 非常上告
 - (二) 再審
- 法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シタルカ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ要ス
- 其事件ニ付上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ自己ノ職權又ハ司法大臣ノ命令ニ依リ上告スルコトヲ要ス
- 非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シテ無罪又ハ相當ノ刑ヲ言渡スヘキモノトス
- 再審トハ重罪又ハ輕罪ノ刑ヲ言渡シタル裁判確定後法定ノ原因アルヲ理由トシテ被告人ノ利益ノ爲メニ爲スヲ云フ
- 確定ノ判決アルコトヲ要ス
- 法定原因アルコトヲ要ス(刑訴三〇一)
- 被告人ノ利益ノ爲メナルコトヲ要ス
- 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴又ハ上告裁判所ノ檢事、被告カ死亡シタリトセハ其親屬ヨリ爲シタルコトヲ要ス
- 非常上告ハ不當ニ法律ヲ適用シタルヲ理由トスルモ再審ハ不當ニ事實ヲ認定シタル理由トス

(三) 非常上告
ト再審ノ
區別

(イ) 非常上告ハ重罪輕罪違警罪ヲ通シテ爲スコトヲ得ルモ再審ハ重罪輕罪ノ場合ニ依ル
(ロ) 非常上告ハ原判決ノ上告ヲ受クルノ權アル裁判所ノ檢事又ハ司法大臣ノミ提起スルコトヲ得ルモ再審ハ其他ニモ提起スルコトヲ得

第三節 恩 典

大(二)

赦

効(二)

意(二)

大赦トハ裁判言渡ノ前後ヲ問ハス公訴權及刑罰執行權ヲ消滅セシムル效力ヲ有スルモノヲ云フ

(イ) 大赦ハ犯罪事實ニ對シ犯人ニ對スルモノニアラサルヲ以テ正犯從犯ヲ問ハス其犯罪事件ニ對シテ責任ヲ負フモノハ一般ニ此恩典ヲ受ク
(ロ) 大赦ハ犯罪事實ヲ遺忘セシムルモノナルヲ以テ曾テ犯罪ノ成立セサルト同一視スルカ故ニ再犯加重トナラサルノミナラス當然復權ヲ得

(ハ) 大赦ハ公訴權又ハ刑罰執行權ヲ消滅セシム

意(二)

特赦トハ囚人ニ對シ確定シタル刑ノ全部又ハ一部ヲ免スルヲ云フ

特(二)

赦

効(二)

(イ) 特赦ハ人ニ對シ其刑ヲ免スルモノナルヲ以テ指定セラレタル特定人ニ限り其效果アリ
(ロ) 特赦ハ刑ヲ免スルモ其罪ハ消滅セシムルコトナキヲ以テ再犯加重ノ原因トナリ又當然復權セス

(ハ) 特赦ハ既往ニ及ハス則チ裁判確定後ニ行フヘキモノナルヲ以テ將來ニ向ツテノミ效力アリ

恩 典

(三) 大赦ト特別
大赦ノ區別

(四) 復
權

(一) 大赦ハ犯罪事實ニ與ヘタル恩典ナルカ故ニ其種ノ罪ヲ犯シタルモノハ同時ニ多數ノ犯罪人ヲ免除スルモ特赦ハ赦狀ニ記載サレタル犯人ニ限り他ニ及ハス
(二) 大赦ハ裁判ノ前後ヲ問ハスシテ犯罪事實其者ヲ取消シ特赦ハ執行權ノ全部又ハ一部ヲ取消スモノナレハ裁判確定後ニアラサレハ其適用ナシ

(三) 大赦ハ犯罪事實其者ヲ取消スカ故ニ大赦ニ遇ヒタル犯人ハ再犯ノ理由トナラス特赦ハ執行權ヲ取消シテ有罪ノ判決其者ハ取消スモノニアラサレハ特赦ニ遇ヒタル犯罪人ハ再犯ノ理由トナルナリ

(四) 大赦ニ遇ヒタルモノハ當然復權ヲ得ルモ特赦ハ赦狀中特ニ記載アルニアラサレハ之ヲ得ス

(五) 大赦ハ犯罪事實其者ヲ取消ス效力アルカ故犯人死亡後ト雖モ取消スコトヲ得ルモ特赦ハ執行權ノ取消ヲ目的トスルカ故犯人ノ死亡後ハ取消スコトヲ得ス

(甲) 復權トハ一タヒ剝奪セラレタル權利ヲ回復セシムルニアラスシテ將來ニ向ツテ剝奪セル權利ヲ回復スル能力ヲ附與セラル、ヲ云フ

(一) 主刑ヲ終リ又ハ主刑ノ時效ヲ得テ監視ニ附セラレタルコト

條(乙)

件

- (一) 主刑ヲ終リタル日又ハ時効ヲ得テ監視ニ付セラレタル日ヨリ五年ヲ經タルトキ
- (二) 公權享有ノ能力ヲ附與シテ差支ナキ情狀アルコト

第四節 期滿免除

意(イ)

義

有罪ノ判決アリタル後一定ノ期間執行ヲ免レタル爲メ執行權ノ發生ヲ妨ケ又ハ執行權ト共ニ刑ヲ消滅セシムルヲ云フ

性(ニ)

質

條(ロ)

- (一) 一定ノ期間ヲ經過シタルコト
- (二) 有罪ノ確定判決ヲ經タルモノナルコト
- (三) 一定ノ期間中斷セラレタルコト

效(ハ)

果

法定期間ノ經過ニ依リテ期滿免除ヲ得タルモノハ捕ニ就クト雖モ刑ノ執行ヲ受ケス

主(甲)

刑

- (一) 死刑ハ三十年
- (二) 無期徒刑ハ二十五年
- (三) 有期徒刑ハ二十年
- (四) 重懲役重禁獄ハ十五年
- (五) 輕懲役輕禁獄ハ十年
- (六) 禁錮罰金ハ七年
- (七) 拘留料料ハ一年

期滿免除

期(ニ)

間

算期(三)
點間(三)
起

對(甲) 關(乙)

附加刑

- (一) 罰金ハ主刑ノ期間ト同一ニ期滿免除ヲ受ク
- (二) 沒收ハ五年
- (三) 剝奪公權停止公權監視ハ期滿免除ヲ得ス
- (一) 對席判決ナレハ刑ノ執行ヲ逃レタルヨリ起算ス
- (二) 罰金科料ハ完納期日ノ翌日ヨリ起算ス
- (三) 沒收ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス
- (一) 宣告ノ日ヨリ起算ス
- (二) 捕ニ就キ再ヒ逃走セシトキハ逃走ノ日ヨリ起算ス

各論

第一編 公益ニ關スル罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第一節 危害罪

(一) 天皇トハ皇室典範第一章ノ規定ニ基キ皇位ヲ繼承シ大日本帝國ヲ統治シ賜フ御方ヲ奉稱ス

(イ) 皇 后 (皇太后ハ皇室典範ノ規定ニ依リ皇后ニ立タセラレタル御方ヲ奉稱ス)

(ロ) 皇 太后 (皇太后トハ先帝ノ皇后ヲ奉稱ス)

(ハ) 太皇太后 (太皇太后トハ先々帝ノ皇后ヲ奉稱ス)

(ニ) 皇太子トハ是又皇室典範ノ規定ニ依リ皇太子ニ立タセラレタル御方ヲ奉稱ス

(四) 皇族トハ天皇三后皇太子ヲ除キタル以外ノ皇太子妃、皇太孫、皇族、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ヲ奉稱ス

犯罪ノ所爲ハ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタルコトヲ要ス危害ト云ヘハ廣キニ失スルモ歐打其他危險ナル所爲ハ皆之ニ包含ス而テ加ヘントアルカ爲メ實行ノ一部ハ勿論着手及ヒ豫備ノ所爲ヲモ包含セリ之レ豫備犯ヲ罰スル例外ナリ

成立要素

(甲) 犯罪ノ客 皇太子トハ是又皇室典範ノ規定ニ依リ皇太子ニ立タセラレタル御方ヲ奉稱ス

(乙) 犯罪ノ所 皇族トハ天皇三后皇太子ヲ除キタル以外ノ皇太子妃、皇太孫、皇族、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ヲ奉稱ス

危害罪

(一) 天皇三后皇太子ナルトキハ危害ヲ加ヘ了リタルト危害ヲ加ヘントシテ未タ遂ケサルトヲ問ハス皆ナ死刑ニ處ス此危害ヲ加ヘントシテ未タ遂ケサルハ未遂犯ナルカ如キモ之レ未遂犯ニアラスシテ危害ヲ加ヘントシタルト云フ一個特別ノ犯罪ナリ

(乙) 天皇三后皇太子外ノ皇族ナルトキハ危害ヲ加ヘタル場合ト危害ヲ加ヘントシタル場合ヲ區別シ危害ヲ加ヘ了リタル場合ニハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル場合ニハ無期徒刑ニ處スルコト、セリ(一一六、一一八)

成立要素

(甲) 犯罪ノ客 天皇三后皇太子ニ對スルモノナルコトヲ要ス

(乙) 犯罪ノ所 勿論尙モ皇室ノ御尊榮ヲ侵スニ足ルト認レハ悉ク不敬罪ヲ構成ス此不敬罪ニハ故意ヲ要ス而シテ其故意ハ積極ト消極トヲ包含ス

第二節 不敬罪

(イ) 犯罪ノ客 皇太子ニ對スルモノナルコトヲ要ス

(ロ) 皇陵若クハ皇族ニ對スルモノナルコトヲ要ス而シテ皇陵トハ御歷代ノ天皇ノ御墳墓ヲ云フ

不敬ノ所爲アルコトヲ要ス即不敬ノ所爲トハ普通人ノ誹毀又ハ侮辱ハ勿論尙モ皇室ノ御尊榮ヲ侵スニ足ルト認レハ悉ク不敬罪ヲ構成ス此不敬罪ニハ故意ヲ要ス而シテ其故意ハ積極ト消極トヲ包含ス

(甲) 天皇、三后、皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加セラレ皇族ニ對シテ不敬ノ所爲アレハ二月以上四年以下ノ重禁錮十圓以上百圓以下ノ罰金ニ附加セラレ何レモ六月以上二年以下ノ監視ニ付セラレ(一一七、一一九、一二〇)

不敬罪

一處 分 (乙) 不敬罪ニハ豫備又ハ未遂犯ナシ
 (丙) 御歴代ノ天皇ニ對スル不敬ノ所爲ハ百十七條ノ不敬罪トシテ罰ス之レ公罪ニシテ一私人ニ對スル私罪トハ異ナルカ故ナリ

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 總 說

國事犯ノ定義ニ就テハ泰西及我國ノ學者間種々ナル定義ヲ下トシテ曰ク政事の犯罪トハ國家ノ政事の組織ヲ害スル犯罪ナリ曰ク政事の犯罪トハ國家ノ政事の秩序ヲ破壞、變更又ハ擾亂スルコトヲ目的トスル犯罪ナリ曰ク形式上ノ定義ハ云々抽象的定義ハ云々ト二個ノ定義ヲ下シタルアリ是ニ於テ或ル學者ハ曰ク凡ソ定義ナルモノハ或特定シタル一個ノ複雜ナルモノニ付テ其中ヨリ其モノヲ組成スル精素ヲ採擷シ之カ真相ヲ表スルモノナレハ抽象、形象ト云フ如キ二様ノ定義アル可キ筈ナシ凡ソ定義ナルモノハ他物トノ區別ヲ明ニスルモノナレハ一ノ定義ハ常ニ必ス其定義セラルヘキ物ノ要素ハ勿論其範圍ノ大小ニ於テモ亦全ク相一致セサルヘカラス彼等ノ定義ハ國事犯罪其者ニ對シテ此條件ヲ具備スルヤ彼等ノ定義ハ其泰西諸家ノ如ク政事の犯罪其モノニ對シテ下シタルモノトスレハ例令其用語ヲ異ニスルモ其意相同シク政事の犯罪ノ真相ヲ穿テタルモノト云フヲ得ヘキモ我所謂國事犯罪ナルモノハ政事の犯罪ノ或一部分ニ冠シタル所ノ名稱ニシテ泰西諸家カ所謂政事の犯罪ト其範圍ヲ同ウスルモノニアラス政事の犯罪ハ我所謂國事犯罪ノ外或ハ新聞條例ニ於テ或ハ出版法ニ於テ或ハ集會政社法ニ於テ其數少ナカラス然ラハ彼等カ國事犯罪ノ定義ナリトシテ掲ケ

總 說

タル定義ハ決シテ穩當ナリト云フヘカラス依テ我輩ハ所謂ラク「國事犯罪トハ學者カ所謂政事の犯罪ノ一種ニシテ刑法第二編第二章中ニ規定スルモノノ換言セハ國家ノ主權其モノヲ侵害スルコトヲ目的トスル犯罪ノ一種ニシテ刑法第二編第二章中ニ規定スルモノヲ云フ」ト定義スルヲ以テ至當ナリト

第二節 内乱罪

(一) 朝憲紊乱
 (二) 以テ内乱ヲ起ス罪

(甲) 朝憲紊乱
 (イ) 目的
 (ロ) 邦土借窃
 (ハ) 目的

(乙) 内乱ヲ起スコトヲ要ス
 (イ) 内乱トハ内國戰爭ト云フ意ニシテ數多ノモノハ團結シテ官ニ抗敵スルヲ云フ即チ能力ヲ以テ政府ノ財ヲ奪ヒタルカ如キハ強盜ニシテ之ヲ區別スルハ目的ノ如何ニ依ル朝憲ヲ紊乱スル目的ナレハ内乱罪ナルモ其他ノ目的ナレハ強盜又ハ他ノ犯罪トナル

(イ) 政府ヲ顛覆ストハ帝國ヲ共和國トシ又ハ現在ノ皇統ヲ廢シテ他ノ帝國ヲ組織スルカ如キヲ云フ

(ロ) 邦土ノ借窃トハ日本國土ノ一部ヲ押領スルヲ云フ押領トハ其部分ニ行ハル、日本ノ主權ヲ奪ヒテ獨立スル意ナリ

(ハ) 目的トハ朝憲紊乱ノ結果ヲ得ントノ希望ニシテ舉兵ノ行爲ヲナサントノ決意ヲ生セシメタル原因ナレハ此ノ目的ナル語ハ舉兵ノ遠因ヲ意味シテ内乱罪構成ノ要素タリ

(イ) 内乱トハ内國戰爭ト云フ意ニシテ數多ノモノハ團結シテ官ニ抗敵スルヲ云フ即チ能力ヲ以テ政府ノ財ヲ奪ヒタルカ如キハ強盜ニシテ之ヲ區別スルハ目的ノ如何ニ依ル朝憲ヲ紊乱スル目的ナレハ内乱罪ナルモ其他ノ目的ナレハ強盜又ハ他ノ犯罪トナル

成立要素

(一) 軍備ノ物品ヲ劫掠スル
 (甲) 内乱ヲ起スノ目的アルコト
 (乙) 軍備ノ物品ヲ劫掠スルコト
 軍備ノ物品ヲ劫掠シタルコトヲ要ス軍備ノ物品トハ兵器彈藥船舶金銀其他凡テ直接又ハ間接ニ戰鬪ノ用ニ供スヘキ物品ヲ云フ

(二) 政府ヲ變乱スルノ目的アルコトヲ要ス此政府ヲ變乱スルト云フ語ト政府ヲ顛覆又ハ邦土ノ僭竊ト云フ語ハ彼ト是レトハ同一ノ語ナルモ後者ハ事能重大ニシテ舉兵等ノ手段ニ依ラサレハ目的ヲ達スルコト能ハサルモ政府ヲ變乱スルトハ單純ナル謀殺ナル行爲ニ依リ其目的ヲ遂クルヲ得ルトノ差アルノミ

(三) 政府ヲ變乱スルノ目的アルコトヲ要ス茲ニ人ト云フハ要路ノ人ヲ指ス即チ此人ノ生死存亡ハ國家ノ施政上ニ變動ヲ生スヘキ人ナラサルヘカラス要路ノ人ナルヤ否ヤハ事實裁判官ノ判定ニ依テ分ル

(丙) 兵ヲ舉グ
 條文ニハ單ニ兵ヲ舉クルニ至ラスト雖モト云ヘルノミニシテ其陰謀又ハ豫備アル場合ニ限リ本條ノ犯罪成立トハ明定セスト雖モ假ニ其豫備陰謀存在セス一人單獨政府變乱ノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル場合迄本條ノ犯罪ト成ルトセハ(1)條文ノ

ハ豫備アル事ヲ要ス
 「兵ヲ舉クルニ至ラスト云フ語ハ全ク無用ノ長文ナラン(2)豫備ノ所爲アリ且ツ政府ニ抗敵ノ所爲アリテ初メテ内乱ノ既發ニ準シタル前條ト權衡ヲ失シ(3)内乱既發以前ニ併發シタル非國事犯ノ所爲ハ獨リ犯人ノ遠因國事ニ關スルヲ理由トシテ國事犯ト認ムル能ハサル學理ニ反スルニ至ルヲ以テナリ

(一) 未遂犯
 未遂犯トハ犯罪ニ着手又ハ實行ノ所爲アリテ犯人意外ノ障害又ハ升錯ノ爲メニ遂ケサルトキニ成立スルモノニシテ通常ハ無罪又ハ減刑ノ理由トナルモ内乱ニ關スル未遂ハ之ニ反シテ犯人カ其企望シタル目的ヲ遂ケサリシコトヲ意味スルモノニアラスシテ犯人ニ於テ法律ノ罰シタル所爲ヲ遂ケサルコトヲ意味スルカ故ニ内乱罪ノ未遂犯ハ未遂ノトキト雖モ既遂ト同シク本刑ヲ科スト規定セルカ如シ(一二五)

(二) 豫備
 豫備ノ所爲ハ之ヲ罰セサルヲ原則トスルモ内乱ノ如キ重大ノモノハ之ヲ罰スル例外ノ規定ニシテ(一)兵ヲ招集スルコト(二)兵器金銀ヲ準備スルコト(三)軍用品ヲ作り現政府ノ軍事ヲ取調フル等ヲ稱シテ豫備ノ所爲ト云フ(注意)内乱ノ際金銀ヲ一般人民ヨリ掠取シタルトキハ強盜ニシテ政府ノ所有ナレハ其目的内乱ヲ起スニアルトキハ内乱罪ノ豫備罪ニアラズシテ内乱ノ罪ト同シク罰セラル(一二五)

「陰謀トハ二人以上相集リテ犯罪行爲ヲ謀議計畫スル外形ノ舉

罪(二) 容

(甲) 意 義 動ニシテ之ヲ犯罪進行ノ程度ヨリ云フトキハ未タ決心ノ狀況ニ在ルモノヲ云フ

(イ) 一定ノ目的ニテ内乱ヲ起ス目的アルコトヲ要ス

(ロ) 二人以上アルコトヲ要ス故ニ一人ノ決心ヲ以テ之ヲ公ニシタルノミニテハ陰謀ト云フコトヲ得ス

(ハ) 二人以上ノ間ニ謀議シタル外形ノ舉動アルコトヲ要ス

(丙) 由 陰謀トハ犯罪ノ決心ヲ他人ニ告ケ他人ハ之ニ同意セシ場合ヲ云フモノナレハ決心ヲ對スルニアラスシテ二人以上ノ決心ノ一致セシ状態ヲ對スルナリ即チ決心ノミヲ對スル例外ノ場合ニアラスシテ犯罪ノ意思ト所爲アル故ニ罰ス

(甲) 意 義 自首トハ内乱ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ官ニ告知スルヲ云フ(一一二六)

(イ) 未タ事ヲ行ハサル前ナルコトヲ要ス

(ロ) 官ニ告知スルコトヲ要ス

(ハ) 事ノ發覺前ナルコトヲ要ス

(ニ) 自己ヲ逮捕シ得ルノ地位ニ置クコトヲ要ス

(三) 陰謀 (一) (二) (五)

(四) 自首

内乱罪

(甲) 朝憲ヲ紊ルニシテ内乱ヲ起シタル處分

(二) 教唆者

教唆者トハ内乱ノ所爲ヲ發生セシメタルモノヲ指スモノニシテ若シ此教唆者ナキトキハ内乱ノ所爲モ發生セザリシモノニシテ其ノ罪狀ノ重キ首魁ト同一ナルカ故ニ此教唆者モ死刑ニ處セリ(全上)

(三) 群衆ノ指揮者又ハ其他ノ樞要ノ職ヲ爲シタルモノ

群衆ノ指揮ヲ爲シタルモノトハ内乱ノ一方ノ隊長トナリタルモノニシテ其他ノ樞要ノ職務ヲ爲シタルモノトハ群衆ノ指揮ヲ爲スカ如キ他ノ樞要ノ職務ヲ爲シタルカ如キモノヲ云フ即軍醫部獸醫部監督部ト云フカ如キ一部ノ長ヲ云フ是等ノモノハ首魁又ハ教唆者ヨリ其情輕キカ故ニ無期徒刑トシ尙ホ輕キモノハ有期徒刑トセリ(全上)

(四) 兵器金穀ノ資給シタルモノ

兵器金穀ノ資給ヲ爲シタルモノトハ内乱ニハ從事セスシテ單ニ金穀兵器ヲ資給セシモノヲ云フ諸般ノ職務ヲ爲シタルモノトハ下級ノ士官軍吏等ノ如キモノヲ云フ此等ノモノニ付テモ地位ニ依リ多少ノ階級アルカ故ニ重キハ重禁獄輕キハ輕禁獄トセリ(全上)

(三) 内亂罪ノ處分

(五) 教唆ニ應シテ附和隨行シタルモノトハ内亂タルコトハ知ルモ特ニ一定ノ目的アルニアラス單ニ他人ノ使喚ニ煽動セラレテ隨行シ又ハ隨行シテ兵卒ノ如キヲ云フ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供ハ指揮ヲシタルモノトハ雇員小使人夫ノ如キヲ云フ共ニ最下級ノ職務ニ從事シタルモノナル故ニ五年以上五年以下ノ禁錮ニ處スルコトニセリ

(乙) 軍備品ヲ切掠セシメ罪ノ處分

軍備品ヲ強略シテハ内亂ヲ起セシモノ、刑ト同一ナリ從テ奪略セシモノ、中ニテ首魁教唆者又ハ附和隨行セシモノヲ區別シテ朝憲ヲ紊亂スル目的ニテ内亂ヲ起シタルモノ、罪ニ準シ其階級ニ應シテ別々ノ刑ヲ科セリ(一一二)

(丙) 政府ヲ變亂スルノ目的ニテ人ヲ謀殺シタルトキ

大勢ハ軍備品ヲ切掠セシモノ、處分ト同一ナルモ獨リ異ナル處ハ手下下シテ人ヲ謀殺セシモノ、處分ナリ他人ノ指揮ヲ受ケテ雜役ニ從事シタルニ過キサルモ謀殺ナレハ死刑ナリ(一一三)

(丁) 内亂ノ未遂豫備陰謀自首者

(一) 未遂(未遂ノ場合ニハ本刑同様ニ處刑セラル(一一四))
(二) 豫備(内亂ノ豫備ヲ爲シタル本刑ヨリ一等ヲ減セラル(一一五))
(三) 陰謀(内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサルモノハ本刑ヨリ二等ヲ減セラル(全上))

一ノ處分

(四) 自首
内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖未タ發覺セサル前ニ官ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免シテ單ニ六月以上三年以下ノ監視ニ附セラルモノナリ(一一六)

(一) 成立要素

(甲) 情ヲ知リテ集會所ヲ知テ人ヲ集會スルコト
(イ) 内亂トハ内亂ノ豫備陰謀等凡テ内亂ニ關スル所爲ヲ云フ情ヲ知ルトハ右ノ如キ内亂ノ用ニ供スルモノタルノ事情ヲ知テ云フ
(乙) 犯人ニ集會所ヲ給與スルコト
(イ) 犯人タルコトヲ要ス而シテ其犯人ハ首魁タルト教唆者タルト其他ノモノタルト問ハス
(ロ) 集會所タルヲ要ス此集會所ハ家屋田野船舶タルト問ハス苟モ犯人カ集會シ得ヘキ場所ナレハ本罪ノ構成ニハ關係セス

(二) 處分

本罪ハ正犯ヲ幫助シテ内亂ヲ容易ナラシメタル從犯ニシテ從犯ノ處分ハ百九條ニ規定シアリ然ルニ法律カ之ヲ總則ニ讓ラヌシテ特ニ第百二十七條ヲ設ケ二年以上五年ノ輕禁錮ヲ科シタルハ之レ正犯ハ首魁教唆者等種々アリテ刑亦異ナルカ故ニ何レノ正犯ヲ標準トスヘキ刑ヲ定ムヘキヤヲ知ルヘカラサルニ依レリ

(四) 内亂タルヲ知リテ集會所ヲ給與スル罪

(二二) 同盟國ニ
敵對スルニ
ヲ要ス

(甲) 日本人タルコトヲ要ス
外國ト交戦中ナルヲ要ス故ニ内乱ノ交戦ハ包含セス又交戦トハ甲國
ト乙國ト又ハ一國ノ甲政黨ト乙政黨トノ人民間ニ於ケル平和關係ニ
代レル争鬪ニシテ兵力ヲ籍リテ各自ノ主張ヲ全フセントスル行爲ヲ
云フ

(丙) 同盟國ニ敵對スルコトヲ要ス同盟トハ戰時同盟ニシテ平時同盟ニア
ラス何トナレハ本罪ハ其所爲ノ本國ニ抗敵スルト同一ナレハナリ

(甲) 日本人タルコトヲ要ス

(乙) 交戦中ナルコト

(二二) 本國ニ背
反シテ敵
兵ニ附屬
シタル場
合

(丙) 日本國ニ背叛シタルコトヲ要ス而シテ日本國トアリテ同盟ト云ハサ
ルハ背叛ナル語ハ日本臣民タル大義名分ニ背クト云フヲ意味スルヨ
リ生スルノ結果タリ
(丁) 敵兵ニ附屬スルコトヲ要ス敵兵トハ我對手ノ軍隊ノ義ニシテ外患ニ
於ケルト内乱ニ於ケルモノトヲ區別セサルノ語ナリ

(甲) 敵兵ヲ誘
導シテ本
國管内ニ

條

(イ) 交戦中ナルコトヲ要ス
(ロ) 日本人タルコトヲ要ス
(ハ) 日本ノ管内ニ入レタルコトヲ要ス日本ノ管内トハ陸地ハ
勿論領海内モ含ム

(二二) 家屋物件
國管内ニ

外患罪

ヲ敵國ニ
交付シタ
ル罪
(二二〇)

入レタル
罪
(二二)

處

分 交戦中日本人ニシテ敵兵ヲ誘引シテ日本國管内ニ入レタルモ
ノハ死刑ニ處セラルルモノナリ

(乙) 軍事ニ關
スル土地
家屋物件
ヲ敵ニ交
付スル罪

條

件 (イ) 日本人タルコトヲ要ス
(ロ) 交戦中ノ所爲ナルコト
(ハ) 軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ敵ニ交付シタルコト
(二) 處分 第一ノ場合ト同シク死刑ナリ

(甲) 一項ノ罪

條

件 (イ) 戰時ナルコトヲ要ス
(ロ) 敵國ニ通知又ハ漏泄シタルコトヲ要ス而シテ一私人ニ友
義上告知スルニアラスシテ其政府ニ告知スルコト必要ナ
リ

(ハ) 其告知セルコトハ日本又ハ同盟國ノ軍情機密道路險夷ノ
コトタルヲ要スルカ故ニ敵ハ通知ヲ得テ利益アルモノナ
レハ皆其中ニ入ル

處

分 本罪ハ前條ノ場合ヨリ其情稍輕キカ故ニ無期徒刑ニ處セラ
ル

意

(二) 問謀罪トハ公然爲戰者ノ一員トセスシテ敵情ヲ探知スルノ任
義ニ當レルモノヲ云フ

(三三) 百三十一
條ノ罪

- (乙) 二項ノ罪
- (一) 戰時タルコト
- (二) 敵國ノ間諜ヲ本國管内ニ入レタルコト
- (三) 敵國ノ間諜ヲ本國管内ニ入レタルコト
- (四) 敵國ノ間諜ヲ本國管内ニ入レタルコト
- (五) 敵國ノ間諜ヲ本國管内ニ入レタルコト

百三十二條ノ罪

- (一) 陸海軍ヨリ委任ヲ受ケ居ルモノナルコトヲ要ス故ニ若シ委任セラレシテ一個人ナレハ別罪ナリ
- (二) 物品ヲ供給シ又ハ工作ヲ爲シタルモノナルコト
- (三) 命ニ背キ軍備ノ欠乏ヲ告ケタルコトヲ要ス命令ニハ背キタルモ軍備ノ欠乏ヲ告ケサルトキハ此限リニアラス
- (四) 交戦中ナルコトヲ要ス
- (五) 敵國ニ通謀又ハ賄賂ヲ受ケタル事情アルコトヲ要ス

列國ノ和親ヲ害スル罪

- (甲) 件
 - (イ) 犯罪ノ主幹ハ日本人ナルコト
 - (ロ) 外國ニ對スルコト
 - (乙) 件
 - (イ) 犯罪ノ主幹ハ日本人ナルコト
 - (ロ) 外國ニ對スルコト
 - (ハ) 私ニ戰端ヲ開キタルコトヲ要ス私カニトハ政府ノ許可又ハ命令ナキ意ニシテ戰端トハ戰爭行爲ノ實行ニ着手セシヲ云フ
- 本罪ヲ犯シタルモノハ有期徒刑ニ處シ豫備ニ止マルトキハ一等又ハ二等ヲ減セラル

局外中立ノ違犯ノ罪

- (甲) 件
 - (イ) 犯罪ノ主幹ハ日本人ナルコト
 - (ロ) 外國ト外國ノ交戦中ナルコト
 - (ハ) 局外中立ノ布告ヲ發シタルコトヲ要ス若シ布告ヲ知リテ犯セハ有罪ナルモ外交ノコトハ機密ニ屬スヘキコト多クレハ布告ナキ故ニ知ラサルハ無罪ナリ
 - (ニ) 中立ノ布告ニ違背ノ所爲アルコト
- (乙) 分
 - 中立ノ布告ニ違犯シタルモノハ六月以上三年以下ノ輕禁錮十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル(一三四)

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第一節 兇徒聚衆ノ罪

- (一) 多數人カ相連合スルコトヲ要ス此人數ハ何人以上ナレハ多數ナルカハ事實裁判官ノ認定ニ任ス
- (二) 暴動ヲ謀ル事實アルコトヲ要ス即チ連合セル多數人ノ目的ハ暴動ニアラサルトキハ或ハ集會條例ノ違犯トナリ又ハ内乱ノ豫備トナルコトアルカ故ニ右ノ場合ニハ本罪トスルコトヲ得ス
- (三) 官吏ノ説諭ヲ受ケタルモ解散セサルコト之レナリ故ニ官吏ノ説諭ニ應シテ解散セハ本罪トナラス

暴動ヲ謀ル罪

兇徒聚
集ノ罪

(乙) 暴動ヲ爲シタル罪
(一三二七)

- (一) 官署ヲ騷カセシコト
- (二) 官吏ニ抵抗セシコト
- (三) 多衆嘯聚シタルコト而シテ其犯人ハ官廳又ハ官吏ニ對シテ要求セントスル事柄ノ適法ナルヤ否ヤヲ問ハサルモノトス
- (四) 暴動ヲ爲シタルコト暴動ナレハ其手段ハ問ハス彼ノ飢渴ニ迫リ金満家ニ押入リ又ハ水利ニ關スル紛議又ハ宗教改革ノ實行等ハ通常暴動トシテ顯ハル、事實ナリ

(二) 成立要素

(丙) 暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ官屋物件ヲ燒燬スル罪
(一三二八)

(二) 處分

- (イ) 多數人カ連合セシコトヲ要ス
- (ロ) 暴動ノ際ナルコトヲ要ス
- (ハ) 人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シタルコトヲ要ス故ニ此事實アレハ犯人ニ豫謀アルト故意ニ出ラタルトヲ區別セサルカ故ニ其所爲ト意思アレハ本罪ナリ又家屋ニハ人ノ居住ノ有無ヲ問ハス
- (イ) 現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツモノハ死刑ナリ
- (ロ) 首魁及ヒ教唆者、教唆者トハ暴動全躰ノ教唆者ニシテ彼ノ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツモノ、教唆者ニアラス是等ハ總則ノ適用ニ依リ下手者ト共ニ正犯トシテ處分セラル
- (ハ) 首魁及ヒ教唆者カ火ヲ放チ手ヲ下シタルモノト同一ノ罪人ニシテ罰セラル、カ爲メニハ(一)情ヲ知ルト(二)制セサルトノ二條件ヲ要ス法律

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

- (一) ハ單ニ情ヲ知ルコトヲ要スルカ故ニ放火又ハ殺人ヲ爲スノ事情ヲ知ルニ於テハ之ニ同意スルト否トハ本罪ノ成立ニ影響セス制セラレコトヲ要スルカ故ニ制スルコト能ハサルカ又ハ制シタルモ犯人ノ從ハサル時ハ本罪人タラス
- (二) 暴動ノ際人ヲ殺死シ又ハ物ヲ破壞スルモ數罪俱發例ニ從ハサル特別罪ナリ

- (一) 抗拒シタルコトヲ要ス抗拒トハ互ニ相排セントスルニ個ノ力ノ争ニシテ少クトモ一ノ力カ他ノ力ニ對シ積極的ニ相争フコトヲ要ス故ニ單ニ官吏ノ命ニ服セスシテ逃走スルカ如キハ抗拒ト云フコトヲ得ス

抗拒ノ手段ハ暴行又ハ脅迫アルコトヲ要ス

暴行ヲ廣義ニ解釋スレハ物ニ對スルト人ニ對スルトヲ問ハス總テ不正ノ腕力ヲ意味ス然レトモ本罪ノ構成ニハ狹義ノ暴行即チ他人ノ身体ヲ強制スル不法ノ腕力ヲ云フ尙ホ之ニ二個ノ制限アリ(一)腕力ヲ以

(イ) 暴行脅迫
ヲ以テ抗
拒ノ所爲
アルコト
ヲ要ス

(ニ) 其手段ハ
暴行脅迫
アルコト
ヲ要ス

(甲) 暴行ノ意
義

テ他人ニ疾病又ハ創傷セシメタルトキハ
暴行ト云ハス毆打創傷トシテ暴行ト區別
シアリ然レトモ他人ニ疾病創傷ヲ負ハシ
メサル毆打ハ多クハ暴行ト區別セス(二)不
法ニ腕力ヲ用ユル其目的及ヒ結果ハ物件
ノミニ止マリテ身軀ニ關セサルモノハ暴
行トハ云ハス毀棄損壞等ノ語アリ又物件
ニ對スルモノハ暴行ト云フコトヲ得スト
雖モ之カ爲メニ直接ニ他人ノ身軀ニ手ヲ
觸レハ暴行ナリ手ノ觸レタル處ハ物ナル
モ之カ爲メニ他人ノ身軀ヲ強制スル目的
及ヒ結果アレハ暴行ナリ

第一項
官職執行
抗拒罪

第一項
官職執行
抗拒罪
ノ
侵
害
ス
ル
罪
(二二九)

(ロ) 抗拒ハ一
私人ノ爲
シタルコ
トヲ要ス

(ニ) 抗拒ハ一
私人ノ爲
シタルコ
トヲ要ス

(乙) 脅迫ノ意
義

ルカ如キ皆包含ス反之狹義ノ脅迫トハ無
形ノ暴行ノ意ニシテ人ノ心裡ニ急迫ナル
危害ヲ受クルノ恐怖心ヲ懷カシムルノ行
爲ヲ云フ故ニ本罪ヲ構成スルニハ廣狹何
レニ依ルヘキヤハ不明ナルモ執行官ノ職
務タル多クハ公權ノ命令ニ服從セサルモ
ノニ對シ實力ニ依リテ強制的ニ執行スル
モノナルカ故職務ノ性質上大聲叱咤目ヲ
瞋ラシタルカ如キ單純ナル脅迫ニ依リ威
赫セラレヘキモノニアラサレハ狹義ニ於
ケル脅迫即チ目前ニ大ナル害アラントス
ル威力ヲ示シテ其結果身軀ヲ強制スルニ
等シキ精神上ノ恐怖ヲ生セシムヘキハ脅
迫ナリ

抗拒ハ一私人ノ爲シタルコトヲ要ス蓋シ職務執行
ヲ抗拒スル所爲ハ公權ノ執行權ヲ有セサルモノハ
所爲ニアラサレハ得ス然レトモ如何ニ官吏タ
ス
ト
雖
モ
職
務
外
ニ
抗
拒
セ
ハ
本
罪
ノ
責
任
ハ
免
レ

ルコト

(一) 官吏ニ對シ爲シタルコトヲ要ス官吏トハ法律規則
ルヲ要ス

抗拒ハ官
吏ノ職務
執行中其
職務ニ對
シテ爲シ
タルコト

(一) 法律ヲ執行スルトハ豫審判事ノ家宅搜索又ハ巡查カ現行
犯ヲ逮捕スル場合等ヲ云フ

情ヲ知リ
テ故意
ルコト

(二) 官吏ノ其職務執行中ナルコトヲ要スルカ故ニ仮令執行ヲ妨害
スルモ官吏タルヲ知ラサルカ又官吏タルヲ知ルモ職務執行ナ
ルコトヲ知ラサルトキハ無罪ナリ尙ホ官吏タリ又職務ノ執行
中ナルヲ知ルモ之ヲ妨害スルノ意ナキトキハ同シク無罪ナリ

(イ) 暴行脅迫ヲ以テ爲シタルコト

官吏トハ法律又ハ命令ヲ執行スル官吏ノ意ナリ又法律ハ

(ロ) 情ヲ知リ故意ヲ以テ爲シタルコト

官吏トハ法律又ハ命令ヲ執行スル官吏ノ意ナリ又法律ハ

官(ハ)吏ノ爲
タル事件

(一) 單ニ官吏タルヲ要スルノミニテ職務執行中タルヲ要セス
シテ本罪ヲ構成ス

官(ハ)吏ノ爲
タル事件

(二) 爲スヘカラサル行爲トハ執行官吏トシテ爲スコトヲ得サ
ル者法ノ行爲ヲ指ス

第二 官職執行ノ妨害罪

官職執行ノ妨害罪

第三 分

(一) 四月以上四年ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラル
官吏ノ職務執行中ニ暴行脅迫ヲ用ヒタル結果官吏ヲ毆傷シタルトキ
ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シテ一等ヲ加ヘテ重キニ從テ處分セラル此
ノ重キニ從フト云フハ毆打致死ノ刑ハ元來重懲役ナルモ一等ヲ加フ
レハ有期徒刑ニ處セラルノ類ナリ(一四〇)

第一 官吏ノ職務ニ對スル

(一) 官吏ノ職務執行中ハ侮辱ノ材料タル事項カ職務ニ牽連スルト
否トヲ問ハス又場所若クハ服裝ノ如何ニ關セシテ侮辱罪タ
リ

(二) 職務執行中ニ
アラサル
トキ

(イ) 形容ヲ以テスル侮辱トハ拳ヲ墜メテ毆打ノ狀ヲ爲
シ目ヲ張リ舌ヲ出ス等總テ身軀ノ舉動若クハ姿勢
ヲ以テ輕蔑ノ意ヲ表スルヲ云フ

第二項 官吏侮辱罪

第二法定ノ侮辱方
コトシタル

形容ヲ以テスル侮辱

ヲ以テスルトヲ問ハス目前ナレハ公然ナルト否ト又第三者ノ居ルト否トヲ問ハス苟モ官吏ニ對シ形容又ハ言語ヲ目前ニテ侮辱スルトキハ侮辱罪ヲ構成ス

(イ) 刊行ノ文書圖書

刊行トハ木、石、銅、鉛、鋅版、複寫版、寫眞版等ニテ複寫シ多數ノ文書圖書ヲ公衆ニ配布スルヲ云フ
文書トハ文字ヲ綴合セテ思想ヲ云ヒ表ハスヲ云フ圖書トハ物ノ形狀ヲ畫キ出シタルヲ云フ

(ロ) 目前ニアラサルト

(ロ) 公然ノ演說

公然ノ演說ヲ以テスル侮辱公然トハ秘密ニ對スル語ニシテ秘密ニアラサルノ總稱ヲ云フ即チ多數人ノ集マリ居ル酒宴ノ如キ芝居貸席等苟モ秘密ナラサルモノハ之ヲ見聞スル人数ヲ問ハス公然ナリ演說トハ多數ノ者ニ聽聞セシムル目的ニテ談說スルヲ云フ公會ノ場所ナルモ個人的ニ談話スルハ演說ニアラス

第三 侮辱シタルコトヲ要ス侮辱トハ官吏ノ品格又ハ尊嚴ヲ損毀スヘキ所爲コトヲ要ス
ヲ云フ而シテ如何ナル行爲ハ侮辱ナルヤハ事實裁判官ノ判定ニアリ

第四 官吏タルヲ知り之レカ職務ヲ侮辱セサルヘカラス故ニ官吏タルコトヲ知リ之カ職務ヲ侮辱スルコトヲ要ス
言語野卑ノ形容アリタル如キハ本罪タラス

第五 官吏侮辱罪ハ官吏タル一人ヲ保護スルニアラスシテ國家ノ一機關タルカ故ニ之ヲ保護スル必要ヨリ之ヲ罰ス即チ公權ノ威嚴ヲ保チ傍ラ職務ノ執行ヲ確實ナラシメントノ政略上ノ理由ニ出ルカ故ニ官吏ノ上級下級ニヨリ區別セシテ一般ニ一年以上以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加スルコト、セリ(一四一)

第六 誹毀トハ某ハ他人ノ妻ト姦通セリト云フカ如キ暗ニ社會ヲシテ善惡ノ品評ヲナサシメンカ爲メ他人ノ惡事醜行ヲ摘發シテ之ヲ社會ニ發表スルノ所爲タリ故ニ之ヲ紹介スル第三者アルヲ要スルモ侮辱ハ馬鹿ナリト云フカ如ク他人ニ拘ハラス自己自ラ其目的タルヘキ官吏ニ對シ品位ヲ毀損スル行爲ヲ云フ

第三節 囚徒逃走ノ罪及罪人ヲ藏匿スル罪

囚徒トハ法令ニ依リ監獄ニ拘禁セラル、者ヲ謂フ監獄則第一條ニ依レハ監獄ノ種類ハ集治監、假留監、地方監獄、拘置監留置場及ヒ懲治場ナリ而シテ集治監、假

留監、地方監獄ハ自由刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲシテ刑ヲ執行セシムル場所ニシテ
拘留監留置場ハ被告人ヲ拘禁シ若クハ一時假ニ留置スル所ナリ又懲治場ハ懲治ヲ
言渡サレタル者ヲ懲治スル所ナリ然ラハ囚徒ハ監獄則ニ所謂囚人及ヒ拘禁セラレ
タル刑事被告人ヲ謂フノミナラス尙ホ刑法第二十七條及ヒ第三十條ニ依リ罰金又
ハ科料ニ代ヘ輕禁錮又ハ拘留ヲ執行スル者及ヒ刑法附則第三十二條ニ依リ監視規
則中監獄内ノ別房ニ留置セラル、者ヲモ包含スヘシ

第一條 件

逃走ノ所
逃走トハ監獄ヨリ逃ケタルノミヲ云フニアラスシテ廣ク相當
官吏ノ監督ノ區域ヲ脱スルヲ云フ已決ノ囚徒逃走罪ハ輕罪ナ
ルモ未遂ヲ罰スルカ故ニ從テ如何ナル所爲ハ未遂ナルカヲ定
メサルヘカラス逃走ノ所爲ノ形ニ付テ云ヘハ監獄ノ中ヨリ逃

已決ノ囚徒タルコ

已決ノ囚徒タルコトヲ要ス即チ已決ノ囚徒トハ有罪ノ確定判
決ノ日ヨリ主刑執行ノ終ルマテノ間ノ囚人ヲ云フ若シ有罪ノ
判決確定セサレハ未決ナレハ勢確定ナラサルヘカラス

第一條件ノ效果

- (一) 主刑執行ノ後監獄内ニテ監視ヲ執行サルルモノハ逃走スルモ逃走罪ニアラズ
- (二) 懲治場ノ留置人ハ逃走スルモ囚人ニアラサル故ニ逃走スルモ逃走ニアラズ刑ノ宣告確定ニ依リ始メテ逃走罪成立ス

第一項 已決囚徒逃走罪

第二處分

爲アルコト
ケルアリ出役先ヨリ逃ケルコトアリ又護送ノ途中ナルコトアリテ元ヨリ之ヲ一定スルコトヲ得サルモ其性質ヨリ云ヘハ相當官吏ノ監督區域ヲ脱セントシテ未タ遂ケサルモノハ未遂ナリ彼ノ距離時ノ長短ヲ標準トスルコトヲ得ス

法定ノ手段ニテ逃走シコトヲ要ス

- (一) 物品又ハ人ニ對シテ暴力ヲ加ヘスシテ看守カ戸ヲ閉ルコトヲ忘レテアル間ニ看守ノ隙ヲ伺ヒ逃走セシトキ之レナリ此場合ニハ處分スヘキハ勿論ナリ
- (二) 暴力ヲ以テ物品又ハ人ニ對シテ暴力ヲ加ヘタル結果逃走セシトキ之レナリ此暴力ト云フハ暴行ト同一意ナリ獄舍トハ監房ノ一部ハ勿論外部ノ圍モ此ノ中ニ入ル獄具トハ手錠繩ヲ云フ之ヲ破獄ト云フ

物品又ハ人ニ對シテ暴力ヲ加ヘスシテ看守ノ隙ヲ伺ヒ逃走シタルトキハ單純逃亡ニシテ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處セラル(一四二)

獄舍獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ三月以上三年以下ニ處セラル(一四二ノ二)

囚徒三人以上共謀シテ逃走シタルトキハ第二ノ場合ニ一等ヲ加ヘテ處分ス之レ逃走スルニ易ク防クニ難キトノ理由ニ出ツ(一四五)

第二項
未決囚徒
逃走罪

(甲) 本罪ノ已決囚徒ト異ナル處ハ犯人ハ既決ナルト云フ点ト入監中ニ逃走セルモノトノニナリ

(乙) 未決囚徒トハ犯罪嫌疑ノタメ起訴サレテ未タ判決ノ確定セサルモノヲ云フ又入監中ト云フ語ハ未決ノ囚徒ヲ拘束スヘキ法定ノ場所ニ入レテ未タ適法ニ解釋セラレサル身分ヲ云フ

(丙) 未決囚徒ノ逃走罪成ル標準

(一) 拘留狀ハ未決ノ囚徒ヲ獄舎ニ入レ置ク效力アリ其以前ナレハ入監ト云フコトヲ得テ拘引サル、途中ナレハ本罪成セス

(二) 法定ノ場所ニ入ル前ニ警察署ヨリ逃走スルモ本罪トナラス

(三) 法律ハ未決ノ囚徒ヲ拘束スヘキ場所ト定メタル處ナレハ其場所ハ何レタルヲ問ハス入監中ナリ警察署ノ留置所へ入ルモ同シク入監中ト云フコトヲ得故ニ一旦法定ノ場所ニ入りタル後ナレハ假令裁判所へ護送ノ途中ナルモ本罪ナリ

(四) 責付又ハ保釋中ノモノハ逃走スルモ本罪タラス

(丁) 未決囚徒ノ逃走罪成ル標準

(一) 囚徒タルコト

(二) 囚徒タルコトヲ知リ之ヲ逃走セシムル意思アル

(三) 未決ノ囚徒逃走シタルモノハ單純ノ未決囚徒ノ逃走ト同シク處分ス但原犯ノ罪ヲ判決スルトキ數罪俱發ノ例ニ從ヒ處分セラル、ナリ(一四四)

(天) 監督ノ職責ナキモタル場合

第一暴力ヲ用ヒザル場合	條(イ) 件	<p>(一) 兇器其他ノ器具ヲハ逃走ノ總與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示スルコト</p> <p>(甲) 兇器トハ刀劍棍棒ノ如キモノヲ云フ器具トハ逃走ノ用ニ充ツルコトヲ得ハキ兇器以外ニ器具、梯子、鋸、板、等ヲ云フ之等ノモノヲ給與シタルコトヲ要ス</p> <p>(乙) 逃走ノ方法ヲ指示シタルトハ戸扉ヲ開キ獄舎ヲ破壊シテ逃走ノ方法ヲ指示シタルトキノ如キヲ云フ</p>
第二暴力ヲ用ヒタル場合	條(甲) 件	<p>(一) 囚徒タルコト</p> <p>(二) 囚徒タルコトヲ知リテ逃走セシムルコト</p> <p>(三) 囚徒ヲ劫奪シ又暴行脅迫ヲ以テ囚徒ヲ逃走シタルヲ助ケタルヲ</p> <p>(イ) 劫奪トハ暴行脅迫タルヲ問ハス他人ニ暴力ヲ加ヘテ囚徒ヲ奪ヒ取ルノ義ナリ</p> <p>(ロ) 囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者トハ之ヲ助ケシテ逃走セシメタルノ義ニシテ未タ囚徒ノ逃走ヲ致サ、ル場合ハ未遂犯ナリ</p>

第三項
囚徒ヲ逃
走ル罪メ

(地)職責アル
場所ハ
合シタル

(一)故意ヲ以
テ囚徒ヲ逃
走ル場
合

(乙)處

分

本罪ノ處分ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五
圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル若シ犯罪ノ
刑ニ處セラレタル囚徒ニ限ルトキハ輕懲役ニ處セ
ラル之レ犯罪ニ係ルトキハ社會ニ害惡ヲ及ボス害
大ナルカ故ナリ(一四七、一四八)

(イ)囚徒タルコト

(ロ)囚徒ヲ逃走セシムルノ意思アルコト

(甲)條

件

(ハ)囚徒ヲ看守シ
又ハ護送スル
モノナルコト
護送ハ看守押丁又ハ巡查ナリ是等ノ
者ノ機械トナリテ働ク人夫ノ如キハ
本罪タラス

(ニ)看守シ又ハ護
送スル囚徒ヲ
逃走セシメタ
ルコト
看守押丁巡查ノ如キモノニシテ自己
ノ監督ノ區域ヲ脱セシメタルトキ始
メテ本罪成立ス逃走セシメントシタ
ルトキハ未遂ナリ

(乙)處

分

本罪ノ處分ハ暴行ヲ用ヒテ囚徒ヲ逃走セシメタル
者ニ科スヘキ刑罰ニ同シ(一四八)
(イ)囚徒タルコト

囚徒及
逃走罪
人藏匿

(二)懈怠ニ依
テ囚徒ヲ逃
走ル場
合

(甲)條

件

(ロ)懈怠ニ囚
徒ヲ看守スル
モノナルコト
ノ護送者ハ常ニ充分ナル注意ヲ以テ囚徒
ヲ監督スルモノナレハ之ヲ逃走セシメタ
ルハ如何ナル場合モ疎虞ニ出ルコトナケ
レハナリ
本罪ハ囚徒ノ逃走シ了リタルトキ始メテ
構成シ懈怠ニヨリ囚徒ヲ逃走セントシタ
メタルコトモ未タ逃走シ了ハラサルトキハ本罪タ
ラス

(乙)處

分

本罪ノ處分ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラ
ル若シ重罪囚ニ係ルトキハ三圓以上三十圓以下ナ
リ(一五〇)

(二)藏匿又ハ
隠避ノ所
ト爲アルコ
ト

(甲)條

件

藏匿トハ犯人ニ隱場所ヲ與フル意ニシテ隠避トハ
犯人ノ潜伏セントスル行爲ヲ援助スルヲ云フ共ニ
積極行爲ナルモ犯人カ自家ニ潜伏スルコトヲ知リ
ナカラ官吏ノ問ニ對シテ知ラスト云フカ如キハ本
罪タラス

〔茲ニ罪人ト云フハ有罪ノ確判判決ヲ受ケ

第四項 罪人ヲハスルハ罪隠蔽

第一項 罪人ヲハスルハ罪隠蔽

處(乙)

(一) 犯人 逃走ノ囚徒トハ不法ニ拘禁ヲ脱シタルモ逃走ノ囚徒トハ不法ニ拘禁ヲ脱シタルモハス木罪ヲ構成ス

(二) 監視ニ付セラレタルモノトハ監視規則ニ違犯シテ逃亡スルモノヲ云フ

(三) 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒若シクハ監視ニ附セラレタルモノナルコトヲ知リ之ヲ藏匿若クハ隠避セシムルノ意思アルコト

本罪ハ十一月以上一年以下ノ輕禁錮二圓以上二十圓以下ノ罰金ナルモ重罪ナレハ一等ヲ加ヘラル又親屬ニ係ル、トキハ本罪タラス(一五二、一五三)

(一) 隠蔽シタル所ヲテ單ニ其所在ヲ蔽フト全ク之ヲ亡失セシムルトヲ問ハス之ヲ包含ス

附加刑ノ執行

條(二)

件

(イ) 公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止セラレ又ハ監視ニ付セラレタルモノ其規則ニ違背シタルコトヲ要ス

(ロ) 私ニ行ヒタルコトヲ要スルカ故ニ夫ノ官廳ノ召ニ應シテ任官シ市町村長ノ通知ニ依リテ議員ノ投票ヲ爲シタル如キハ自ラ進ンテ人ヲ詐キ其錯誤ニ乘シテ公權ヲ行フニアラサレハ本罪ニアラス公權ノ剝奪又ハ停止中ナルコトヲ告ケスシテ官吏トナリ議員ノ投票ヲ爲セハ本罪ナリ

第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

第二項 罪証ヲ隠蔽スル罪

條(甲)

件

(一) 他人ノ罪証トナルヘキ物件ヲ隠蔽シタルコト

(二) 他人ナルコトヲ要スルカ故ニ自己ノ罪証トナルヘキ物件ナルトキハ之ヲ罪トセス罪証トナルヘキ物件ナルコトヲ要スルカ故ニ証人トシテ虚偽ノ陳述ヲナス如キハ本罪タラス

(三) 他人ノ罪ヲ免レシムルヲ目的トスルカ故ニ他人ノ罪ヲ免ル、トキノ如キハ本罪タラス

本罪ノ處分ハ十一月以上六月以下ノ輕禁錮二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス本罪ヲ犯シタルモノ犯人ノ親屬ニ係ルトキハ無罪ナリ(一五二、一五三)

罪

(二) 分

- (イ) 公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止サレタルモノ之ヲ犯セハ一月以上一年ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル(一五四)
- (ロ) 監視ニ附セラレタルモノ其規則ニ違背シタルトキハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處セラル(一五五)

第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪

(一) 本節ヲ設ケタルハ主トシテ内乱又ハ兇徒聚集強盜ノ際賊ノ戰鬪力ヲ増スノ危険ヲ防ニアリトノ理由ニ出ツ

(二) 成立條件
 (イ) 官ノ命令又ハ許可ヲ受ケサルコト
 (ロ) 目的物ハ陸海軍ノ用ニ供スル銃砲彈藥其他破烈質ノモノタルコト
 (ハ) 製造販賣輸入所有等ノ所爲ノ一アルコト
 (ニ) 他ノ罪ノ遠因ヲ有セサルコト若シ否ラサレハ内乱ノ豫備トナル恐レアルカ故ナリ

私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪

(三) 處

原則主刑トシテハ二月乃至二年ノ重禁錮ニ處シ附加刑トシテ二十圓乃至二百圓ノ罰金ヲ科セラル販賣シタルモノハ一月乃至一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加セラル、其販賣ノ用ニ供シタル職工雇人ハ二等ヲ減ス所有シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

往來通信ヲ妨害スル罪

第一項 往來ヲ妨害スル罪

(甲) 道路橋梁河溝港埠タルコト
 (一) 損壞シタルコト
 (二) 往來ヲ妨害シタルコト
 (三) 故意ヲ以テ爲シタルコト

(乙) 全上處分
 (一六二) 因テ殺傷シタルモノハ毆打創傷ノ各本條ニ照ラス(一六八)

(丙) 汽車又ハ船舶ノ往來ヲ妨害スル罪
 (一) 汽車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障害ヲ爲シタルモノハ重懲役ニ處ス(一六五)
 (二) 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐欺ノ標識ヲ點示シタルモノハ前ト同シク處分セラル(一六六) 因テ汽車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル者ハ無期徒刑、死ニ致セハ死刑ニ處セラル(一六八)

(甲) 郵便ヲ妨害スル罪
 (一) 偽計又ハ威力ヲ用キタルコトヲ要ス而シテ偽計トハ詐欺又ハ威力ヲ用キタルコト
 (二) 妨害又ハ阻止
 (三) 妨害トハ郵便夫ヲシテ迂路ヲ取ラシメタルカ如キ阻止トハ郵便物ヲ引止メ配達セシメサルカ如キヲ云フ

第二項 通信妨害罪

- (一) 故意アルコトヲ要スルカ故ニ途中郵便脚夫ト争論ノ結果引ルコト止メタルハ本罪ニアラス
- (二) 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣ヲ不通ニ致シタルモノハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(一六四)

第七節 人ノ住所ヲ侵ス罪

(甲) 家宅侵入罪トハ正當ノ事故ナクシテ拒絕ノ權アル者ノ意ニ反シテ法文ノ列擧スル場所ニ侵入スル所爲ヲ云フ

成立條件

- (一) 侵入ノ所爲アルコトヲ要ス
- (二) 法定ノ場所ニ入りタルコトヲ要ス即チ法定ノ場所トハ邸宅建造物皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵ヲ云フ
- (三) 事故ナクシテ不法ニ入りタルコト
 - (一) 私人ノ邸宅又ハ建造物ニ入りタルトキハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ナルモ皇居禁苑離宮行在所皇陵内ニ入りタルトキハ一等ヲ加重セラル(一七一、一七二)
 - (二) 晝間ナルト夜間ナルトニ依リ刑期ヲ異ニセリ晝間ナレハ十一日以上六月以下ナルモ夜間ナレハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處セラル(一七二)

家宅侵入罪

(丙) 分

- (一) 加重ノ情狀
 - イ 門戸牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入りタルトキ
 - ロ 兇器其他ノ犯罪ノ用ニスル物品ヲ携帯シテ入りタルトキ
- (二) 加重ナル場合
 - ハ 暴行ヲ爲シテ入りタルトキ
 - (二七二) 二人以上ニテ入りタルトキ

第八節 官印ノ封印破毀罪

(甲) 成立要素

- (一) 家屋倉庫其他ノ物件ニ施シタル封印ヲ破毀シタル所爲アルコト
- (二) 其封印ハ官署ノ處分ニ依リ特ニ施サレタルモノナルコトヲ要ス
- (三) 故意アルコト之レナリ

官印ノ封印破毀罪

(乙) 分

- (一) 看守者ニアラサル場合
 - 看守ノ責任ナキモノニ付テハ特ニ封印ヲ破毀スル意思アルトキノミニ二年以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ若シ破毀シタル上盜罪及ヒ物品毀壞ノ所爲アレハ各本條ニ照シ重キニ從テ處分セラル(一七四、一七五)
- (二) 看守者ナルトキ
 - 故意アル場合
 - 看守者自ラ犯セハ看守ノ責任ナキモノ、刑ニ一等ヲ加重サル若シ盜罪物品毀壞ノ所爲アレハ前ニ準シテ加重セラル、ナリ(一七四ノ二)
 - 懈怠ノ場合
 - 故意ナキトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル、モノナリ(一七六)

第九節 公務ヲ行フコトヲ拒ム罪

第一項
出兵ノ要
求ニ應セ
サル罪

- (一) 陸海軍ノ將校出兵ヲ要求スル權アル官署ヨリ其要求ヲ受ケタルコト、將校トハ師團長旅團長艦隊ノ長ヲ云ヒ要求スル官署トハ縣知事司法官ヲ云フ
- (二) 故ナク要求ニ應セサルコトヲ要ス
- (三) 處分
二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(一七七)

第一條

- (一) 身躰ヲ毀傷シテ疾病ヲ起シ其他詐欺ノ所爲アルコトヲ要スルカ故ニ
- (二) 身躰ヲ傷毀スルモ兵役ヲ免ルハ不足ラサレハ無罪ナリ
- (三) 財産ヲ隠シ自己ヲ欠ケハ家族ノ生活ヲ爲ス能ハサル如キコトヲ爲セハ有罪ナリ
- (四) 身躰ヲ毀傷シ疾病ヲ作り其他詐欺ノ所爲ハ免役ヲ謀ル目的ニ在ルコト

公務
行フナ
拒ム罪

第二項
徵兵忌避
罪

第二條

- (一) 犯罪者ハ徵募ニ應スヘキモノナルコト
- (二) 他人ニ囑託シ氏名ヲ詐稱シ代テ徵募ニ應セシメタル所爲アルコト
- (三) 兵役ヲ免ルノ目的ヲ以テ爲シタルコト

第三條

一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス處(一七八)

第四條

其ノ囑託ヲ受ケ徵募ニ應シタル氏名詐稱ヲ以テ罰セラルルモノナリ(一七九)

第三項
解剖分拆鑑定又
ハ証言ヲ故ナク
背セサル

- (一) 官署ヨリ解剖分拆鑑定又ハ証言ヲ爲スヘキコトヲ命セラレタルコト
- (二) 解剖分拆鑑定又ハ証言ヲ爲スノ義務アルモノ
- (三) 故ナクシテ背セサルコト

本罪ノ構成要件ハ

第四項
傳染病ノ
消毒又ハ
検査ノ拒
ム罪

- (イ) 傳染病流行ノ際又ハ傳染病ノ疑アル船舶入港スルニ當リ其病患ヲ検査シ又ハ増減ノ方法ヲ陳述スヘキコトヲ命セラレタルコト
- (ロ) 犯罪ノ主躰ハ醫師タルコト
- (ハ) 故ナクシテ其命令ヲ背セサルコト而シテ人間ニ關スルト獸類ニ關スルトヲ問ハサルナリ

第四章 信用ヲ害スル罪

第一節 貨幣ノ偽造變造罪

凡ソ人ノ事物ヲ虛構スルニ方リ其目的トスル終局ノ害ヲ俟チテ之ヲ罪トス可キ乎將タ又虛構ノ所爲サヘアラハ終局ノ害ヲ俟タスシテ之ヲ罪トス可キ乎ト云フ點是ナリ蓋シ或ル物件ハ一旦其偽造ノ成功ヲ告ク時ハ假令偽造者自身之ヲ行使セサル場合ト雖モ情ヲ知ラサル第三者ノ手ニ因リテ世上ニ現出シ甲ヨリ乙ニ傳ハリテ遂ニハ同種ノ物件ノ信用ヲ墜スカ如キ危險アルヲ以テ偽造ノ所爲其者ヲ獨立ニ處罰スルノ安全ナルニ如カス果シテ而ラハ如何ナル物件ハ行使ノ所爲ヲ別ニシテ其

總說

偽造ノミヲ處罰ス可キ乎、之カ範圍ハ各國刑法ノ間ニ頗ル廣狹ノ別アリ我現行刑法ハ貨幣并ニ官印ニ就テノミ行使ノ所爲ヲ俟タス直ニ偽造ノ所爲ヲ一罪トシ官私文書(詔書ヲ除ク)其他ハ通常行使ヲ俟テ初メテ有罪トスル主義ヲ採用ス

我刑法ハ貨幣並ニ官印ハ之ヲ偽造スルト偽造品ヲ行使スルト各獨立シテ一個ノ犯罪ト成リ得ル主義ヲ採用セリ故ニ偽造ノ所爲ヲ遂クル時ハ偽造品ヲ行使セスト雖モ偽造罪ト成リ情ヲ知テ偽造品ヲ行使スル時ハ自ラ偽造セスト雖モ行使罪ト成ル但シ之カ爲ニ偽造ト行使ト併セ遂クレハ二罪俱發ナリト速丁ス可カラス行使ハ偽造ノ結末ナリ偽造ト行使ノ準備ナリ一人ニシテ偽造シ且ツ行使セハ結局一個ノ犯意ヲ遂行スルニ外ナラサルヲ以テ成立スル所モ亦一個ノ犯罪タルニ過キス貨幣ニ關シテハ明文アリ(一六〇)官印ニ關シテハ明文無シト雖モ恐ク同一ノ解釋ニ出テサルヲ得ザラン

(一) 貨幣トハ交換ノ手段トシテ法律ノ特ニ制定シタル物件ヲ云フ

(イ) 交換ノ手段トシタルモノナルコトヲ要スルカ故ニ金銀塊寶石ノ如キハ貴重ノ物件タルモ貨幣ニアラス

法律ノ特ニ制定シタルコトヲ要スルカ故ニ商人カ便利上作リタル切手又ハ政府ノ發行ニ係ルト

(甲) 貨幣タルコトヲ要ス

第一 日本國ニ通用アル貨幣

(二) 貨幣ノ標準

(ロ) 雖モ信用手形ノ如キハ貨幣トシテ發行シタルモノニアラサルカ爲メ貨幣ニアラス

貨幣ニハ金屬即チ金銀銅ノ三種ニテ製造シタルモノト紙ニテ製造シタルモノトアリテ何レモ政府ハ之ヲ製造スト雖モ時ニ政府ノ許可ヲ得テ銀行ニテ製造スルコトアリ而シテ是等ハ何レモ一定ノ形狀大小模様アリテ貨幣ト他物又ハ貨幣相互ノ差異ヲ識別スルノ用ニ供セリ而シテ白銅モ銅貨ノ一種ナリトス

(ニ) 外國政府ノ發行ニ係ル金銀貨及紙幣モ亦含ム

(乙) 內國通用ノ貨幣タルコトヲ要ス

內國ニテ通用スル內國製造ノ貨幣ハ勿論外國ノ貨幣モ一旦內國ニテ通用スルコトヲ許シタルトキハ包含ス又ハ新ニ通用ヲ廢シ又ハ期限ヲ限リタル貨幣モ其交換期ヲ了ハラサル内ナレハ貨幣ノ偽造又ハ變造ヲ以テ論スヘキモノトス

(一) 貨幣ノ偽造トハ全ク新規ナル材料ヲ以テ眞物ニ類似シタル物件ヲ製造シタルヲ云フ

(イ) 廢毀紙幣ニ或手段ヲ施シテ通用紙幣ニ模擬セシ場合ハ變造ニアラスシテ偽造ナリ

(甲) 偽造

偽造ノ標

- (一) 全ク新規ナル材料ヲ作リタルコトヲ要スルカ故ニ如何ニ真物ニ類似スルモ真貨ヲ基トシタルモノナレハ偽造ナリ
- (二) 犯人ノ製造セシ物件ノ實價ハ真貨ト同一ナルモ造幣權ナキモノ、製造ニ係ル故偽造ナリ
- (三) 製造ノ手段ハ金銀銅ヲ鎔カシテ鑄形ノ中ニ流シ込ミ又ハ適當ナル金屬ノ板ニ眞實ナル模様形造ヲ打出シ元形ヲ失ヒタル處ノ貨幣ニ別貨ノ模様ヲ顯ハシ又紙幣ハ彫刻若クハ印刷器ニテ印刷スル等ヲ問ハス

意

(一) 眞貨ノ上ニ信用ヲ害スヘキ工作ヲ施スヲ云フ

造

準變造ノ標

- (イ) 變造ハ常ニ其原料ヲ眞貨ニ取ルコトヲ要スルカ故ニ若シ原料ヲ新規ノ意ニ取レハ偽造ナリ
- (ロ) 金銀貨ニハ實價ト名義上ノ價格トノニアリテ貨幣ノ物質ヲ變スレハ其價ヲ下スコトヲ得ルモ紙幣ハ名義上ノ價ノミニテ實價ナキ故紙幣ニハ變造ナシト云フ說アルモ妥當ニアラス

成立要素

第二 偽造變造ノ所爲アルコト

貨幣偽造罪

第三 偽造變造ノ情ヲ知リ内國ニ輸入

偽造變造ノ區別

(甲) 輸入 (乙) 取受

- (一) 偽造及ヒ變造ノ區別ハ其材料ヲ眞正ナル貨幣ニ取リタルヤ否ヤニアリテ即チ偽造ハ眞貨以外ノ物件又ハ一見貨幣ノ性質ヲ失ヒタル物件ヲ材料トシテ新ニ眞貨ニ類似シタルモノヲ製造スルヲ云フ
- (二) 變造トハ眞貨ノ實價ヲ減殺シ又ハ劣等ノ貨幣ニ鍍金着色其他詐欺ノ行爲ヲ施シテ一種ノ貨幣ヲ製造セシヲ云フ

(ハ) 半錢銅貨ニ拾又ハ二十ト替ヘテ銀ヲ鍍シテ其作リタルモノハ眞貨ト誤認シテ流通スル程度ニアレハ變造ナルモ右半錢銅貨ノ文字ヲ替ヘ色ヲ付ケタルノミニテハ端ノ模様形狀等ノ異ナル爲メ眞貨ト誤認スル程度ニ達シ居ラサル爲メ變造ニアラス

輸入トハ外國ヨリ日本ニ持來ルト云フ意ニテ輸入者ハ其貨幣ヲ偽造スルコト又外國ニテ有罪ノ判決ヲ受ケタルトヲ問ハス
 取受トハ貨幣ヲ偽造變造セスシテ他ヨリ受取リシトキハ其情ヲ知ルト否ルトニ因リ或ハ罪トナリ又ハ罪トナラザルコトアリ情ヲ知ラスシテ受取リ又ハ行使セシモノ、如キハ無罪ナリ

行使取受ノ所爲ノコト

又情ヲ知リタルトキモ行使スル考ニテ取レハ第一九〇條ノ犯人ナリ受取リタル後發見シテ行使セサレハ罪トナラス行使セハ第一九三條ノ犯人ナリ

(丙) 行使トハ偽造變造ノ情ヲ知り他ノ物品ノ交換ノ用ニ供シタル行總テノ場合ヲ云フ

第四行使ノ意思アルコト

偽造變造ノ貨幣ナルヲ知ルモ行使スルノ意思ナクハ無罪ナリ故ニ美術ノ參考品トシ又ハ技術ノ試験ノ爲ナルトキハ如何ニ偽造變造ノ貨幣ナルモ本罪トナラサルモノナリ

(一) 金銀貨 金銀貨ノ偽造變造シタルモノヲ同列ニ置キタルハ其實價ニ大差ナキカ故ニ社會ニ與フル害モ大差ナキニ依レリ

(二) 紙幣 紙幣ヲ金銀貨ニ準シタルハ其各價同一ナルカ爲メ銅貨ト同列ニ置ク能ハサルニ依レリ

(三) 銅貨 銅貨ハ其價額前二者ニ比セハ少ナク又製造ノ費用及ヒ勞力ニ於テ重輕ナキヨリ犯人ノ得ヘキ利益少ナク社會ニ對スル害モ少ナシトスルニ依レリ

(乙) 所爲ノ性質ニ依リ處分ヲ異ニス

偽造ノ所爲ハ其害變造ノ所爲ヨリ大ナルカ故偽造ハ變造ヨリ重ク罰セ

(二)

分

(丙) 内外國ノ發行ニ依リ處分ヲ異ニス

内國ノ貨幣ハ外國ノ貨幣ヨリ重クシタルハ是ニ因リテ一個人ノ蒙ル所ノ害ハ同一ナルモ外國貨幣ノ信用ヲ失墜スルノ害ハ内國ノ貨幣ニ關スルヨリ其害小ナリト云フニ在リ

(甲) 内國ニ通用スル内國ノ金銀貨及ヒ紙幣ニ關スルトキハ偽造行使ハ無期徒刑變造ナルトキハ輕懲役ニ處セラル(一八二)

(乙) 内國ニ通用ノ外國ノ金銀貨又ハ紙幣ナルトキハ偽造行使ハ有期徒刑變造行使ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ナリ(一八三)

(丙) 内國通用ノ銅貨ナレハ偽造行使ニ係ルトキハ輕懲役變造行使ナレハ一年以上三年以下ノ重禁錮ナリ(一八五)

(一) 行使シタル場合 (二) 行使セサレテ行使セサル場合ニハ偽造變造行使ノ刑ヨリ一等ヲ減セラル(一八六)

(三) 未タ成ラレテ行使セラル場合ニハ偽造變造行使ノ場合ヨリ二等ヲ減セラル(全上)

(丁) 偽造變造ノ所爲ニ依リ處分ヲ異ニス

(四) 偽造ノ器械ヲ豫備シタルトキハ三等ヲ減セラル(一八七) 偽造ノ器械ヲ豫備シタルモノ、刑ヨリ減スルヲ云フ變造ノ器械ノ豫備ハ三等ヲ減スルノ限リニアラス(一八六)

(五) 偽造變造ノ完成前ニ關スル者
 (イ) 職工雜役ニ示ス犯人ノ刑ニ一等ヲ減セラレ補助ヲ爲シタル雜役者ハ職工ノ刑ヨリ一等又ハ二等ヲ減セララル(一八七)

(六) 偽造變造ノ行爲以後ニ關スル場合
 (イ) 初ヨリ情ヲ知リ行使シタルモノヨリ二等ヲ減セラレ未タ行使セサルトキハ三等ヲ減セララル(一九〇)
 (ロ) 情ヲ知ラスシテ取受シタルトキハ行使セサルトキハ無罪情ヲ知テ行使シタルトキハ偽造變造貨幣ノ價額ノ二倍ニ處セララル(但二圓以上)

(七) 輸入
 (一) 貨幣ヲ偽造變造シタルモノ未タ行使セサル前ニ官ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免セラレ六月以上三年以下ノ監視ニ附セララル(一九二)
 (二) 偽造變造ノ貨幣ヲ輸入取受シタルモノ亦同シ(全上)
 (三) 職工雜役及ヒ房屋給與者未タ行使セサル前ナルトキハ本刑ヲ免セララル(一九二ノ二)

第二節 官印偽造罪

(一) 印ノ意義
 印トハ或物体ノ表面ニ存スル一定ノ形狀ヲ他ノ物体ニ押捺シテ一定ノ影蹟ヲ永久ニ現出セシメテ或事實ヲ証明スルノ用ニ供スルモノニシテ而シテ官印ト私印ト二種アリ

(二) 成立條件
 (甲) 官印タル籍什器等ニ押用スル印ノ四種ナリト雖モ此ノ外官吏カ自己氏名ノ記載セル印ニシテ其用ユル處公用ニアルトキ又公署ノ印モ亦官印ト云フヘキモノナリ
 (乙) 偽造又ハ使官印ヲ偽造スルカ又ハ偽造シタル官印ヲ使用スルコトヲ要ス
 (丙) 使用ノ意思アルヲ要スルカ故此意思ナクシテ使用セハ無罪使用ノ意思ナリ

(三) 分
 御璽國璽ヲ偽造シ又ハ偽璽ヲ使用シタルモノハ無期徒刑ニ各官署ノ印ニ係ルトキハ重懲役ニ產物商品等ニ係ルトキハ輕懲役ニ書物什器ニ押用スル官ノ記号印章ニ係ルトキハ一年以上三年以下ノ重懲罰ニ處セララル而シテ偽造ト使用トハ各一罪ナルモ一人ニテ犯セハ行使ハ偽造ノ中ニ合マレテ一罪トナルナリ(一九四、一九五、一九六)

官印偽造罪

第二條 官印盜用

(甲) 條 (乙) 處

- (一) 官ノ印ナルコトヲ要ス(官印ノ何タルハ前ニ示セシニ依リ畧ス)
 - (二) 盜用ノ所爲アルコト印影ノ盜用トハ不法ニ他ヲ害シテ自己又ハ他人ヲ利セントスル所爲ヲ云フ
 - (三) 盜用ノ意思アルコト
- 處分ハ偽造ノ場合ト同一ナルモ監守ノ責任アルモノトナキモノトヲ區別シ責任ナキモノナレハ偽造罪ヨリ一等ヲ減シ責任アルモノナレハ偽造ト同一ナリ(一九七)

第三條 各種ノ印紙界紙又ハ偽造シテ使用スル罪

- (一) 各種ノ印紙界紙又ハ郵便切手ナルコト
 - (二) 偽造又ハ使用ノ所爲アルコト
 - (三) 故意ヲ以テ爲シタルコト
 - (四) 處分ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラレ(一九八)
- 一旦使用シタル各種ノ印紙郵便切手タルコト
- 再ヒ貼用シタル所爲アルコト
- 故意ニテ爲シタルコトヲ要ス
- 處分ハ二圓以上十圓以下ノ罰金ナリ(一九九)

學者盜用ノ何ナリヤヲ解セントスル者ハ皆刑法ノ成語ヲ省ミスシテ其眞意ヲ刑法佛文案ニ求メントス佛文案三百三十二條ニハ「不法

官印ノ盜用

ニ押捺シテ惡意ヲ以テ使用シタル者ハ云々」ト規定ス故ニ學者ハ皆刑法ニ所謂盜用トハ佛文案ノ意味ヲ表示シタル語句ナルコトヲ是認スルニ拘ハラス其佛文案ノ解釋如何ニ因リ自カラ二ノ異ナリタル斷案ニ達スルニ至レリ

第一見解 盜用トハ盜捺使用ナリ此見解ニ依レハ盜用トハ少クトモ眞正ナル印類ヲ押捺シテ現出セシメタル印影ニ關スルコトヲ要ス

第二見解 盜用トハ盜捺使用ナリ此見解ニ依レハ盜用トハ凡テ不正ニ現出セシメタル印影ニ關スルヲ以テ足レリトシ眞正ノ印類ヲ押捺シテ現出セシメタルト否トヲ區別セス

上述二ノ見解ハ文字上唯捺ナルト捺ナルトノ區別アルノミナルモ其趣意ニ至リテハ重大ナル差異ヲ生スルモノナリ彼ノ印影ヲ切り抜キテ之ヲ他ニ使用スル行爲又ハ印影ヲ筆寫シテ偽造スル如キ行爲ハ第二ノ見解ニ依レハ盜用ト云ヒ得ヘク第一ノ見解ニ依レハ盜用ト云フ能ハス大審院ハ從來第二ノ見解ヲ採ル如キモ佛文案ノ規定ヲ玩味スレハ第一ノ見解ヲ採ルヲ妥當ナリト信ス是レ佛文案ニ於テモ上述ノ如ク不法ニ押捺スト明記シ押捺トハ常ニ印類ニ牽聯スルモノニシテ單純ニ印影ヲ使用スル意味ニアラサレハナリ

官印ノ偽造ト成ルニハ眞印ト誤認スルニ足ル印類ノ製作ヲ必要トスル

註

官印ノ偽造

平單ニ印影ノミヲ模擬スレハ官印ノ偽造ト云フヲ得ル乎(1)官印ノ偽造ト成ルニ就テ真物ニ酷似シタル印類ヲ製作セサル可ラストスル學說判例アルハ未タ嘗テ之ヲ聞カス其理由ナシ印類ノ材料ノ如何裝飾ノ有無等ハ必スシモ證據ノ基礎トナル可キ影蹟ニ分離ス可カラサル關係アラサレハナリ故ニ例令ハ木若クハ石ヲ材料トシタル印類ハ銅又ハ金ヲ材料トシタル 御璽國璽ノ真類ニ著シク相違シ石若クハ金風ヲ材料トシタル印類ハ木ヲ材料トシタル官署ノ真ノ印類ニ著シク相違スト雖モ此一點ヲ以テ遽ニ官印ノ偽造ニ非スト速斷スル克ハサルナリ(2)而ラハ真物ト誤認スル程ノ印影タニ模出スレハ全ク印類ヲ製作セサル場合ト雖モ官印ノ偽造ト謂フヲ得ル乎ハ消極ニ決スルハ至當ナラン固ヨリ證據ニ大關係ヲ有スルハ印類ニ非スシテ印影ナリ此一點ヨリ考フレハ印影ノミノ模造ヲ官印ノ偽造トシテ差支ナキカ如シト雖モ印類ヲ製セスシテ印影ノミヲ製スルハ多クノ勞力ヲ費サ、ル可カラサルノミナラス印類ヲ製シタル場合ノ如ク數多ノ印影ヲ現出スル克ハスシテ其危險ノ程度ニ著シキ差別アリ我刑法カ何ソソ之ヲ同列ニ置クノ理アラシヤ(一九七)故ニ真物ト誤認セシム可キ影蹟ヲ現ハスニ足ル印類ヲ製作スルニ非ラサレハ官印ノ偽造ニ非ス(反對論アリ)果シテ然ラハ左ノ如キ結果トナル、附木ヲ以テ輪廓ヲ畫キ筆ヲ以テ文字紋章ヲ書キタル如キ其他總テ印類ヲ製セスシテ單ニ印影ノミヲ模出シタル場合ハ其巧拙如何ヲ

問ハス何レキ官印ノ偽造ニ非サルナリ(一九八)印類ヲ模造シテモ之ヲ以テ現出セル影蹟カ真物ト著シク相違スル時ハ亦官印ノ偽造ニ非ス從テ之ヲ破壞シテ自ラ止マハ無罪ナリ(一九九)然レトモ印影ヲ製作シ其印影ノ現出スル影蹟カ真物ト誤認スル程ニ至ラハ他人ヲシテ彫刻セシメタルト否ト材料並ニ裝飾等カ真ノ印影ニ酷似スルト否トニ論ナク其ニ官印ノ偽造ト斷定セサル可カラス

第三節 文書偽造罪

第一款 總 說

文書ナル語ノ意義ハ明確ナル如クニシテ實ハ最モ不明ナリ特ニ我刑法ニ於テハ印章ヲ認ムルヲ以テ文書ノ意義ハ一層困難ナル問題トナレリ諸外國ノ學者モ種々ナル定義ヲ下シ歸一スル所ナキモ要スルニ文書ハ一、意思表示ナリ 既ニ文書ト云フ以上ハ必スヤ一定ノ意思ヲ明示シ又ハ默示シタルモノナラサルヘカラス

二、形跡ニ付與シタルモノナリ 意思表示ハ言語、形容又ハ行爲ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモ文書ニハ必ス其意思表示ニ何等カノ形體ヲ付シタルモノナラサルヘカラス

三、文字ニ依ルモノナリ

文 書

總論

文書偽造罪ノ定義ニ關スル立法上ノ主義

故ニ文書トハ文字ニ依リ形骸ヲ付與シタル意思表示ナリ
 文書偽造罪トハ或ハ事實又ハ思想ヲ表示スル機關タル文書ソノモノ(即チ形骸)ヲ偽ハル所爲ナリ隨テ之ヲ構成スル爲メニハ(一)他人ヲ欺キ以テ眞正ノ文書形式ノ眞正ナル文書ナリト誤信セシムル意思ト(二)他人ヲ欺クニ足ルヘキ文書ヲ作製スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分ナリトス

文書偽造罪トハ文書ニ依テ文書ノ証明セント欲スル所ノ事實又ハ思想ノ眞正(精神)ヲ偽ハルノ所爲ナリ隨テ之ヲ構成スルニハ(一)他人ヲ欺キ以テ文書カ表示スル所ノ事實ヲ眞正ナリト誤認セシムルノ意思ト(二)眞偽ノ事實ヲ記載シタル文書ヲ作製スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分ナリトス

我刑法ハ右ニ主義中果シテ何レヲ採用セシヤ此點ニ付テハ學者間議論紛然歸着スル所ヲ知ラスト雖モ一方ニ於テ我法文ニハ第二百五條ノ如キ規定アリテ必スシモ文書其モノ、形式ヲ偽ハルモノ、ミナラス單ニ文書ニ依リテ眞實ヲ偽ハルノミル行爲モ亦之ヲ文書ノ偽造トセルト他ノ一方ニ於テ我刑法ハ沿革上乙ノ主義ヲ採用セル佛國刑法ノ主義ヲ學ヒタルモノニシテ現ニ司法省ノ如キハ當時(明治十六年四月三日內訓各裁判所ニ對シ文書ヲ偽造シ又ハ増減減換シテ行使スルノ罪ヲ構成スルニハ必ス眞實ヲ變換スルコト他人ニ害ヲ加フル意思及ヒ害ヲ生スル

(一) 文書偽造罪トハ故意ヲ以テ文書ノ眞正ヲ模擬變更シ害ヲ生セシメテ行使スルヲ云フ

ヲ得ヘキコトアルヲ要ス故ニ之ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使スルモノニ害ヲ加フルノ意思ナク若クハ害ヲ生スルコトヲ得ヘカラサル事件ニ係ル時ハ此等ノ罪ヲ以テ處分スルノ限リニ在ラス因テ裁判官ニ於テハ各事件ニ就キ此條件ノ有無ヲ審究シ相當ノ裁判ヲ與フヘシ云々)ト內訓シ以テ其罪質ヲ明ニセルトニ依リ乙主義ヲ採用シタルモノナリ

(一) 文書ナルコトヲ要スルカ故ニ言語舉動タルコトヲ得ス文書ニハ思想ヲ發表スル記錄ニシテ此記錄ハ手ヲ以テ筆記スルモ印刷其他ノ器械ヲ以テスルモ同シク文書ナリ而シテ文書偽造罪トナルニハ其文書ノ眞正ヲ模擬變更シテ害ヲ要セシ事實アルヲ要ス

(二) 文書ノ示サントスル事實ヲ害スルコト

新ニ文書ヲ作ルカ又ハ既ニ存スル文書ヲ増減變換スルト云フ事實ナケレハ文書ノ偽造ナラス然レトモ右ノ如キ場合ニハ何レモ文書偽造ナリト云フコトヲ得スシテ其文書ノ示サントスル所ノ事實ノ眞正ヲ害スルコト必要ナリ故ニ一二三ノ文字ヲ壹貳叁ト改メタルカ如キハ既存ノ文書ヲ變更シタルモノナルモ其文書ノ示セル事實ヲ害セサルカ故ニ文書偽造タラス反之

(甲) 眞正ヲ模擬變更シテモシテハ文書トナルコト

(二) 眞正ヲ害セラレタル事實ハ文書ノ證明セントスルコトトヲ要ス

他人ノ名ヲ盜ミ或文書ヲ作ルカ又ハ文書ヲ作クヲタルモノ、知ラヌ間ニナキ事實ヲ在ルカ如クナシタルトキハ偽造ナリ
唯ニ文書ノ示サントスル事實ヲ害スルノミニテ未タ偽造罪トスルコトヲ得ス更ニ其ノ文書ノ示サントスル所ノ中ニテ其文書ハ事實ヲ證明スルニ必要ナル所ナラサルヘカラス何トナレハ法律ノ保護スル處ハ文書其者ニアラスシテ文書ノ中ニ含ミアル無形ノ證據力ナルカ故ニ其證據力ナキ部分ヲ偽造スルモ偽造罪トナラス
又新ニ文書ヲ作りテモ法律上證據力ナキ文書ナレハ偽造罪タラス既存ノ文書ヲ變更シテモ其文書ハ證明セントスルコトニ關係ナキコトナレバ本罪タラス

(四) 法律ノ豫見シタル手段ヲ用ヒタルコト

文書ヲ模擬變更ノ所爲ハ法律ノ豫見シタル手段ヲ用キレハ有形的偽造タルト無形的偽造タルトヲ問ハス無形的偽造トハ已ニ死亡セシ人ノ名ヲ用キタル場合又ハナキ事實ヲ在ルカ如キニ仮装シタルヲ云ヒ有形的偽造トハ他人ノ名義ヲ偽リテ新ニ文書ヲ作り又ハ既存ノ文書ニ増減變更ヲ加フルヲ云フ

(一) 文書ニ示

文書ニ示セル事實ニ偽リナキトキハ文書偽造罪タラスシテ偽造罪タルニハ文書ニ偽リノ事實ヲ示セルコト必要ナリ若シ然

(二) 成立要素

(乙) 害ヲ生シ得ルコト

セル事實ヲ示セル事ナラシテ眞正ナル事實ヲ示セルトキハ實害ナシ實害ナケレハカ偽リナ本罪タラス

(二) 法律上證據ト爲シ得ル文書ナルコト
證明ノ用ニ供スル文書ニ偽リノコトヲ記サントシテ眞實ナルコトヲ記セハ無罪ナリ之レ證據力ト爲スニ欠ク處ナケレハナリ又法律上證據ト爲シ得ル文書ニ係ルトキハ偽造スレハ文書偽造罪タリ

(丙) 行使スルコトヲ要ス

行使トハ偽造變更ノ文書ノ事實ヲ信用セシムル證據ニ當テ又ハ當テシタルトキハ行使ナリ
偽造變更ノ所爲ト行使ノ所爲ノ其一ヲ欠クトキハ本罪成立セス從テ偽造變更ノ所爲ハ豫備ニシテ行使ニ着手セサルカ爲メ無罪ナリ公訴ノ時效モ行使ヲ終リタルトキヨリ起算スヘキモノトス

(丁) 害ヲ生シメタル意思

害ヲ生セシムヘキ意思トハ他人ヲ害シテ自己又ハ第三者ヲ利スルト云フ意ナリ故ニ行使スル意思ヲ以テ詐欺ノ證據力アル文章ヲ其種類相當ノ用ニ充テントスル意思アレハ足レリ

第二款 官文書偽造

官文書トハ何ソヤト云フニ付キ二個ノ見解アリ曰ク官吏カ其職務ヲ以テ調製スル凡テノ文書ヲ云フトスルモノト官吏カ國家爲政ノ機關トシテ製スル凡テノ文書ヲ

官文書ノ定義ニ付テノ學說

云フトスルモノト同一ナリ前ノ見解ヲ以テスレハ荷モ官吏タル身分アル者カ法律命令ノ命シタル職務ノ權限内ニ於テ調製スルモノハ其公法上ノ關係ニ於テスルモノト私法上ノ關係ニ於テスルモノトヲ問ハス凡テ皆官文書タルヘシ後ノ見解ヲ以テスレハ官吏カ國家爲政ノ機關即チ公法上所謂統治機關ノ一部トシテ作製シタルモノニ限リ私法上ノ關係ニ於テ作製スルモノハ官文書ト云フヲ得ス從テ各官衙ノ往復文等ハ官文書タルヘキモ官吏カ官署ヲ代表シテ一私人ト取結ヒタル契約書若クハ國家ヲ代表シ一私人ノ資格ヲ以テ裁判所ニ差出シタル訴答文書ノ如キハ官文書ニアラスシテ私文書タルヘシ

第一 意義

官文書トハ主權者又ハ國家爲政ノ機關タル官吏ノ調製シタル總テノ文書ヲ云フ

第二 成立要素

(イ) 特別成立要素 特別ノ成立要素トシテ偽造變造セラレタル文書ハ官文書タルコトヲ要ス而シテ官文書トハ下ノ三種ヲ云フ

(ロ) 文書ノ種類

(一) 詔 詔敕即チ天皇ノ作成セラルヘキ文書ニシテ時ニ詔書敕書ト云フト雖モ歸スル處ハ一ニシテ天皇ノ作成セラル、文書ト云フノ意ナリ

(二) 敕

詔敕又ハ公証文書ヲ除キタル以外ノ總テノ官文書ヲ總括シテ法律命令ハ勿論官衙ノ諸帳簿類及ヒ各官衙ノ往復文書ノ類ヲ云フ

(三) 公文書

公証文書トハ公債證書地券ハ勿論一私人ノ利益ノ爲メ官吏カ或事項ヲ公証シテ特別ノ證據力ヲ附シ以テ一私人ニ下附スル一切ノ文書ヲ云フ與ハ戶籍簿ノ謄本公正證書ノ如シ(二〇四)

官文書 偽造罪

第三 處分

(一) 一般成立 一般成立要素トシテハ第一節ニ陳ヘタルヲ以テ參照スヘシ

(二) 詔書以外ノ公文書タル場合

(甲) 管掌ノ職責ナキモノニ係ルトキハ輕懲役ニ處セラレ而シテ偽造シ又ハ増減變換シタル上行使スルニアラサレハ本罪タラス(二〇三)

(乙) 管掌ノ職責アルモノ

管掌ノ職責アルモノナルトキハ一等ヲ加重セラレ、ナリ(二〇五)

(甲) 官ノ文書

毀棄罪ノ目的物タル官ノ文書トハ官ノ保管ヘキ文書ヲ云フ官吏公吏ノ手ニ成リタル文書タルモ一私人ニ下附スヘキ性質ノ公文書ハ之レヲ破レハ四二四ノ範圍ニ屬ス

(乙) 毀棄

毀棄トハ文書ノ全滅ハ勿論全部ニ墨ヲ塗リタルトキヲ云フ兎ニ角其文書ノ效用ヲ失ハシメタル場合ナリ而シテ結極減少ニ基ク變造ト毀棄トノ區別ハ一部ノ效用ヲ失フト全部ノ效用ヲ失フトノ一点ニアリ

(丙) 處分 處分ハ官文書偽造ト同一ナリ

第四 官文書毀棄

第三款 私印私書ノ偽造罪

他人ノ私印ナルコトヲ要ス他人トハ自己以外ヲ云ヒ而シテ文書ハ自己ノ名ヲ以テ作ルモ罪トナルコトアルモ私印ハ自己ニ屬スルモノヲ偽造スルモ罪トナス罪トナルハ自己以外ノ印ナラサルヘカラス又他人ノ私印ナレハ何等ノ制限ナキ故ニ官ニ届ケ出タルト否ト認印商人ノ仕切印皆包含ス

第一項 私印偽造

(二) 使用又ハ盗用

(甲) 使用

私印ハ官印ト異ナリ偽造セシノミニテハ罪トナラス使用シテ始メテ罪トナルモノナリ而シテ官印ハ法律上其偽造ノ所爲ヲ一罪トスルモ私印ハ豫備トセリ之レ立法者ハ官印ハ真物ト誤認スヘキ影蹟ヲ現ハスニ足ル物品ノ存在スルヲ恐レ私印ハ之ヲ押捺シタル書類ニ容易ニ信用ヲ置クヲ恐レタルニ依レリ

(乙) 盗用

盗用トハ私印ヲ盗捺セル文書ヲ行使セル場合ヲ云フ所有者ノ承諾ナキ文書ニ押セハ何レモ盗捺ナリ之ヨリ下ノ結果ヲ生ス
(イ) 所有者ノ面前ニ於テスルモ文書ヲ解セス又ハ精神喪失ノトキニ押セハ盗捺ナリ
(ロ) 預リ居ル印形ナルモ承諾外ニ使用セハ盗捺ナリ
(ハ) 詐欺ノ手段ヲ以テ所有者ヲシテ承諾外ニ使用セハ盗捺ナリ

私印私書ノ偽造罪

第二項 私文書偽造

第一成立條件

(三) 害ヲ生セシムルノ意思アルコト
(四) 害ヲ生セシムヘキコト
(五) 偽造シテ使用シタル者ハ六月以上五年以下ノ重懲罰ニ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二〇八)若シ他人ノ印影ヲ盗用シタル者ハ一等減セラル(二〇八ノ二)

(一) 私文書偽造罪ノ成立要素ハ使書偽造罪ニ關スル要素ノ外下ノ要素ナカレヘカラス

(二) 偽造又ハ變造又ハ變造セラレタル文書ハ私書ナルコト而シテ私文書トハ下ノ三種ヲ指ス

(イ) 流通証書トハ爲替手形約束手形小切手又ハ裏書ヲ流通証書以テ賣買スヘキ証書ヲ云フ

(三) 私文書ノ種類
(一) 權利義務ニ關スル証書トハ賣買交換貸借其他權利義務ニ關スル証書トアルカ故財産上ニ關スルモノヲ云フ
(二) 權利義務ニ關スル証書トハ前二者ニ掲ケタル以外ノ証書ヲ云フ委任セサル証書
(三) 權利義務ニ關スル証書トハ前二者ニ掲ケタル以外ノ証書ヲ云フ委任セサル証書
狀ノ如キハ其一例ナリ

(一) 流通証書ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタルモノハ輕懲役ニシテ刑重ク官文書ト同一ナルハ紙幣ト同一ナルトノ理由ニ出ツ(二〇九)

第二分

- (一) 權利義務ニ關スル證書ヲ偽造變造シテ行使シタルモノハ四月以上四年以下ノ重禁錮四圓以上四十圓以下ノ罰金ナリ(二一〇)
- (二) 權利義務ニ關セサル證書ヲ偽造變造シテ行使シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル(二一〇ノ二)

第四款 特種ノ證書偽造罪

第一項 免許鑑札ヲ偽造變造スル罪

- (一) 免許鑑札ナルコト
- (二) 偽造變造シテ行使シ又ハ官廳ヲ欺キテ之カ下附ヲ受ケタルコト
- (三) 害ヲ生セシムヘキコトヲ得ヘキコト
- (四) 害ヲ生セシメタルコト

第二項 疾病證書ヲ偽造スル罪

- (一) 疾病證書ニ係ルコト
- (二) 偽造變造シテ行使シタルコト
- (三) 害ヲ生セシムヘキコトヲ得ヘキコト
- (四) 害ヲ生セシメタルコト

特種ノ證書偽造罪

- (一) 免許鑑札ヲ偽造シテ行使シタルモノハ一月以上一年以下ノ重禁錮四圓以上四十圓ノ罰金ナリ(二一一)
- (二) 疾病證書ヲ偽造シテ行使シタルモノハ一月以上一年以下ノ重禁錮四圓以上四十圓ノ罰金ナリ(二一二)

第三項 分

(イ) 免許鑑札ヲ偽造行使シタル處分

職責ナキモノ
 (甲) 屬籍氏名ヲ詐稱シテ免許鑑札ヲ受クルモノ十五日以上六月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓ノ罰金(二一四)
 右何レモ之レカ爲メ官印ヲ偽造又ハ盗用シタルモノハ官印偽造ヲ以テ論セラレ(二一三)

(乙) 職責アリ官吏情ヲ知テ免許鑑札ヲ下付シタルトキハ前二者ニ對シ一等ヲ加重サル(二一四ノ二)

(ロ) 疾病證書ヲ偽造行使シタル處分

(甲) 囑託者
 公務ヲ免ルヘキ爲メ一醫師ノ氏名ヲ用ヒ疾病證書ヲ偽造シテ行使シタルトキハ自己ノ爲メナルト他人ノ爲メナルトヲ問ハス一月以上一年以下ノ重禁錮三圓以上三十圓ノ罰金ナリ(二一五)

(乙) 醫師囑託ヲ受ケ詐欺ノ證書ヲ作りタルトキハ一等ヲ加重セラル(二一五ノ二)

第四節 偽證罪

第一款 總說

刑法第百五條ニ依レハ「人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者ハ亦正犯ト爲ス」ト規定セリ故ニ證人、鑑定人又ハ通事タルヘキ者ヲ教唆シテ重罪又ハ輕罪タルヘキ偽證若クハ虛偽ノ鑑定又ハ通事ヲ爲シタル罪ノ正犯ヲ以テ論スヘキコトハ疑ナキ所ナリ而シテ刑法第二百

二十五條ニ依レハ賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑托シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定、通事ヲ爲サシメタル者モ亦偽證ノ例ニ同シト規定ス故ニ學者ノ第二百二十五條ニ對スル見解ハ自ラ二様ニ分岐セリ

第一見解 本條ハ偽證若クハ虛僞ノ鑑定又ハ通事ヲ爲ス罪ニ付キテ特別ナル教唆ヲ規定シタルモノナリ教唆ノ一般規定ニ依ルトキハ單ニ人ヲ教唆シ云々ト規定シアルニ拘ハラズ本條ノ教唆ハ其方法ヲ賄賂其他ノ方法ニ限定セリ即チ教唆ノ方法ノ何タルヤハ區別セサルモ必スヤ何等カノ方法ヲ用キサルヘカテナルナリ若シ教唆ノ一般規定ト本條ノ規定トニ前述セル如キ差異アリトスレハ刑法ノ眞意ハ本節ノ罪ニ付テハ教唆ノ一般規定ヲ適用スルコトヲ妥當ナラスト思料シ特別ニ本條ニ於テ教唆ノ特別規定ヲ設ケタルナリ惟フニ大審院ノ判例ハ此見解ヲ採リシ如ク或ハ刑法第二百二十五條ニ所謂其他ノ方法ト云ヘルハ脅迫、詐欺、威權、約束等不正ニ涉ル手段ヲ指シタルモノナリト云ヒ或ハ不法ノ方法ヲ用キス單ニ過去ニ屬スル思慮上ノ關係ヲ説キテ偽證ヲ囑托シタル所爲ハ法律上罪ト爲ラスト云ヒ或ハ賄賂其他ノ方法ニ依ラス單ニ人ニ囑託シテ偽證ヲ爲サシムルモ刑法第二百二十五條ノ犯罪ヲ構成セスト云ハリ

第二見解 本條ハ單ニ教唆ノ一般規定ノ適用アルコトヲ明カニシタル規定ニ過キス佛國草案註釋ニ依レハ本條ニ教唆ノ一般規定ノ適用ニ過キサルヲ以テ裁判所ノ適用スルニ一任シテ不可ナキモ偽證罪ニ對スル刑ト共ニ偽證セシメタル罪ノ刑ヲ規定スルコトハ從來ノ習慣ナル旨ヲ明記セリ刑法ハ佛國草案ノ規定ヲ襲用シタルニ過キサルノミナラス教唆ノ一般規定ニハ單ニ人ヲ教唆シト云フモ何等カノ方法ニ依ラサル教唆ハ想像スルコト能ハサルナリ

總說

要スルニ本條ノ規定ト教唆ノ一般規定トハ其實質ニ於テハ何等ノ差異ナキモノナリ蓋シ第二ノ見解妥當ナラン

然レトモ偽證又ハ虛僞ノ鑑定、通事ハ第二十八條第三號及ヒ第二二十四條ノ場合ノ如ク違警罪タル場合アリ違警罪ノ教唆ハ一般規定ニ依リテ之ヲ處罰スルコトヲ得サルモ本條ノ規定ハ全然不必要ノ規定ナリト云フコト能ハサルモ其重ナル適用ハ教唆ノ一般規定ノ適用アルコトヲ示シタルニ外ナラス

第二款 偽証罪

第一項 偽證トハ証人鑑定人通事等カ裁判ヲ誤マラサルカ爲メ裁判所ニ於テ不實ノ申立ヲ意(爲スヲ云フ)

(甲) 裁判所ニテ証人鑑定人通事タル資格アルコト	(一) 裁判所ニ呼出サレ又ハ出頭スルコト
(二) 資格アルコト	

裁判所トハ刑事ハ勿論民事商事及ヒ行政ノ各裁判所ノ總稱ニシテ此等裁判所ヨリ呼出サレタル証人鑑定人通事ハ各其資格ヲ以テ裁判所ニ對シテ虛構ノ事實ヲ陳ソルニアラサレハ偽証罪トナラス呼出サレシテ自ラ出頭ザルモ宣誓セハ呼出サレタルト同一ナリ

証人鑑定人通事タル資格アルニアラサレハ偽證トナラス此資格ハ宣誓スルト否トニ依リテ分ル(通事ニハ宣誓ノ必要ナシ)被告人ハ偽リヲ云フモ偽證タラサルハ宣誓ナキニ依レリ又幼者暗啞者精神喪失者剝奪公權者ハ証人鑑定人通事トナルコトヲ得ス

偽証罪

第二項
成立要素

(乙) 不實ノ申立

(一) 一定ノ申立

証人鑑定人カ宣誓スルモ默シテ答ヘス又ハ知ラスト云フカ如キハ他ノ罪トナルモ偽証罪トナラサルカ故ニ偽証トナルニハ申立アルヲ要ス其申立ハ口頭タルト書面タルトヲ問ハス
偽証罪トナルニハ不實ノ申立カ必要ナル故証人等ニ於テ偽リヲ申立アル考ニテ事實ヲ申立レハ本罪タラス其手段方法ヲ問ハサレハ在ルコトヲナシト云ヒ無キコトヲ有ルト云フカ如キハ不實ナリ

(二) 不實ナルコト

(丙) 裁判ヲ誤ルニ足ル事實アルコト

偽リノ申立ハ裁判ヲ誤ルニ足ル事實ニアラサレハ偽証罪タラス即チ裁判ヲ誤ルトハ犯罪ノ成立ニ關スルコトニ付偽リノ事實ヲ申立ツルヲ云フ

(丁) 故意アルコト
裁判ヲ誤マラセルト云フ故意ナケレハ本罪ハ成立セス即チ考ヘ違ヒヨリ偽リヲ云ヒタルトキハ無罪ナリ

(甲) 被告人正當ノ刑ヲ

(一) 曲庇トハ不正ニ被告人ヲ利スル義ニシテ重キ刑ヲ受クヘキモノニ輕キ刑又ハ全ク之ヲ免レシムルヲ云フ

(二) 重罪輕罪違警罪ト云ハ公訴提起當時ノ名義ナリ重罪ヲ曲庇スル爲ノ偽証ハ二月以上二年以下ノ

(三) 重禁錮四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處セラル

免レサリシトキ

(二二八)

(四) 輕罪ノ曲庇ナレハ一月以上一年以下二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(全上)

(五) 違警罪ナレハ違警罪ノ本刑ニ依テ處斷ナル(全上)

(乙) 被告人刑ヲ免レタルトキ

正當ノ刑ヲ免レタルトキトハ重罪犯人ハ輕罪違警罪等ノ刑ヲ受ケタルトキハ勿論刑罰全免ノトキヲ云フ如此場合ニハ前條ノ刑ヨリ一等ヲ加ヘラル(三一九)

第一
刑事事ニ關
スル偽証
罪ノ處分

(イ) 被告人
曲庇セルヲ
思ニ出テ
タルトキ

(甲) 被告人刑ヲ受ケサルトキ

- (一) 陷害トハ未タ刑ヲ受クヘカラサルカ又ハ輕キ刑ヲ受クヘキ被告人ヲシテ不法ニ刑ヲ受ケ又ハ重キ刑ヲ受ケシメタルヲ云フ
- (二) 重罪ニ陥ラシムル爲メ偽証シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮十圓以上五十圓以下ノ附加罰金ナリ(二二〇)
- (三) 輕罪ナルトキハ六月以上二年以下四圓以上四十圓以下ノ附加罰金ナリ(全上)
- (四) 違警罪ナルトキハ一月以上三月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓ノ附加罰金ナリ(全上)

(ロ) 被告人
陷害セルヲ

トスル意
タルトキ

(イ) 被告人死刑以外ノ刑ニ處テ
トキ
(乙) 被告人刑ヲ受ケタルトキ

(ロ) 死刑ニ處セラレタルトキ

- (一) 偽証ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタル後偽証罪發覺シタルトキハ偽証者ヲ其刑ニ反坐ス若シ反坐ノ刑偽証ノ刑ヨリ輕キトキハ偽証ノ刑ニ照シテ處分セラレ(二二二)
- (二) 刑期限内偽証ノ罪發覺シタルトキハ現ニ經過シタル日數ニ照シテ反坐ノ刑期ヲ減スルコトヲ得ルト雖モ陪害偽証ノ刑ヨリ降スコトヲ得ス
- (一) 偽証ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタルトキハ反坐ノ刑ニ等ヲ減セラレ未タ發覺セサル前ナルトキハ二等ヲ減セラレ(全上)
- (二) 被告人ヲ死ニ陥ルノ目的ヲ以テ偽証シタルトキハ死刑ナルモ未タ執行前ナレハ一等ヲ減セラレ(全上)

第三項分處

第二條 民事行政 民事事又ハ行政裁判ニ關シテ偽証ヲ爲シタルモノハ一月以上一年以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金ナリ(二二三)

第三特別處分

(甲) 偽証ヲ囑託シタル者ノ處分(五)
(乙) 自首者(一) 裁判宣告前ナルコトヲ要ス
(二) 自首シタルコトヲ要ス

第五節 度量衡偽造罪

- (一) 販賣シタル度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣シタルモノハ二年以上五年以下ノ重禁錮十圓以上五十圓以下ノ附加罰金ナリ(二二七)
- (二) 情ヲ知ツテ販賣シタル度量衡ヲ販賣シタルモノハ前條ヨリ一等ヲ減セラ
- (三) 所 用 有 以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金ナルモ之レカ爲メニ利ヲ得タルトキハ詐欺取財ヲ以テ論セラレ(二二九)
- (四) 人ノ囑託ヲ受ケ度量衡ヲ偽造變造シタルモノハ囑託シタル犯人ノ刑ヨリ一等ヲ減セラレ(二三〇)

度量衡偽造罪

第六節 身分詐稱罪

身分詐稱罪

- (一) 官署又ハ官吏ニ對スルコト
- (二) 屬籍、身分、氏名年齢職業ナルコト
- (三) 文書又ハ言語ヲ以テ詐稱スルコト
- (四) 知テ之ヲ詐ルノ意思アルコト
- (一) 官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章内外國ノ勳章ナルコト
- (二) 公然借用シタルコト
- (三) 故意ヲ以テ爲シタルコト

第七節 公然ノ投票ヲ偽造スル罪

法律ヲ以テ組織スル議會ノ撰舉ハ第一真正ナルヲ要ス投票ノ偽造ヲ罰スルハ此点ヨリ出

公然ノ投票ヲ偽造スル罪

- (一) 第二潔白ナルヲ要ス賄賂ハ此点ヨリ出ツ
- 第三安全ナルヲ要ス暴行ヲ加フルモノヲ罰スルハ此ヨリ出ツ
- (二) 公然ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタルモノハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二三三)
- (三) 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二三四)
- (四) 投票ヲ檢査シ及其數ヲ計算スルモノ投票ヲ偽造又ハ増減シタル者ハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二三五)

- (五) 調書ヲ作り投票ノ結果ヲ報告スルモノ其數ヲ増減シ其他詐欺ノ所爲アリタルトキハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二三六)
- (六) 他ハ特別法ニ依リ處分セラル

第五章 健康ヲ害スル罪

第一節 阿片烟ニ關スル罪

- (一) 阿片烟ヲ輸入、製造、販賣シ又ハ其器具ヲ輸入シ製造シ販賣シタルモノ、處分(二三七、二三八參照)
- (二) 情ヲ知リテ二者ヲ輸入セシメタル稅關吏ノ處分(二三九)
- (三) 吸飲ノ爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖ル者及引誘シテ吸引セシメタル者ノ處分(二四〇)
- (四) 阿片烟ヲ吸食シタル者ノ處分(二四一)
- (五) 阿片烟及ヒ其器具ヲ單ニ所有シ又ハ受寄シタルモノ、處分(二四二)

第二節 飲料ノ汚穢ニ關スル罪

- (一) 飲料ニ關スル水道池水井水等ニ泥土塵芥等ヲ投シ又ハ其水底ヲ攪乱シテ之ヲ汚穢シ因テ用キルコト能ハサルニ至ラシメタル者ノ處分(二四三)
- (二) 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變シ又ハ腐敗セシメタル者ノ處分(二四四)
- (四) 因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ歐打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處分セラル(二四五)

第三節 傳染病預防ニ關スル罪

本罪ハ第二百四十六條乃至第二百四十九條ヲ以テ規定セラル何レモ取締法違背ノ行爲ナルカ故ニ其刑罰極メテ輕微ナリト雖モ又一種ノ輕罪タルカ故ニ上陸運搬又

健康ヲ
害スル
罪

ル罪

第四節
危害品及
健康ヲ害
ス可キ物
品製造ノ
規則ニ關
スル罪

第五節
健康ヲ害
スヘキ飲
食物及ヒ
藥劑ヲ販
賣スル罪

第六節
私ニ醫業
ヲ爲ス罪

一ハ他所ニ出ス等皆有意ノ行爲ナルコトヲ要ス(條文參照)尙ホ特別法ヲ參觀スヘシ

本罪ハ第二百五十條乃至第二百五十二條ニ規定セリ(條文參照)而シテ危害品ト健
康ヲ害スヘキ物品トノ區別ハ危害品トハ火藥其他ノ爆發物等總テ之ヲ製造スルニ
當リ一朝過失アルトキハ一時ニ多數ノ人命ヲ物質的ニ破壞スルノ危險アルヘキ物
品ヲ云ヒ健康ヲ害スヘキ物品トハ之ヲ製造スルニ當リ著シク惡臭ヲ放チ又ハ空氣
ヲ腐敗セシムル等其製造ト衛生ヲ害スヘキ物品ヲ云フモノナラン

本罪ハ第二百五十三條乃至第二百五十五條ニ規定セリ(法文參照)然シテ其中注意
スヘキ点ハ(1)人ノ健康ヲ害スヘキ物品、飲食物ニ關スルカ故ニ之ヲ服用スルトキ
ハ人身ヲ傷害スルノ結果ヲ生スヘキ總テノ有害物ヲ云フ

毒藥、劇藥明治二十五年內務省令第二號ニ掲クル所ニ依テ其一班ヲ知ルト全時ニ
法律ハ其數ヲ限定セサルカ故ニ右省令ノ外尙ホ毒藥劇藥ト稱シ得ヘキモノアルコ
トニ留意セサルヘカラス

- (一)官許ヲ得サルコト
- (二)醫業ヲ爲シタルコトヲ要スルカ故ニ醫師ヲ營業ト爲シタルモノ、謂ヒナリ一
回他人ノ望ニ依リ診察セシ位ニテハ本罪トナラス
- (三)治療ノ方法ヲ誤リ因テ人ヲ死ニ致シタルトキハ過失殺傷罪ニ依リ罰セラル(二
五六、二五七)

第六章 風俗ヲ害スル罪

第一節
猥褻罪

(甲)公然猥褻
ヲ爲シタル
罪

(乙)公然猥褻
ノ物品ヲ
陳列シタル
罪

販賣シタル
罪

- (一)猥褻ノ所爲アルコトヲ要ス
- (二)公然之ヲ爲シタルコトヲ要ス
- (三)故意ヲ以テ爲シタルコトヲ要ス
- (四)處分三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處セラル(二五八)

一風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ナルコト

二公然陳列シ又ハ販賣シタルコト

三故意アルコト

四處分四圓以上四十圓以下ノ罰金(二五九)

(一)賭博トハ二人以上ノモノ偶然ノ勝負ヲ以テ財物ヲ得喪スルヲ
意(云フ)

(イ)博奕ヲ爲シタルコト

(ロ)財物ヲ賭シタルコトヲ要スルカ故ニ此財物ヲ賭セスシテ
遊戯ヲ爲シタルトキハ本罪タラス

(ハ)現ニ行ヒ居リタル時發見セラレタルコトヲ要スルカ故ニ
如何ニ賭博ヲ爲スモ現行ノモノニアラサレハ本罪トシテ
罰スルコトヲ得ス之レ他ノ罪ト異ナル處ナリ然レトモ現
場ニ踏ミ込マレ發見後逃走セハ本罪ナリ

(三)處分(一)月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金
ヲ附加セラル(二六一)

(甲)賭博罪

(二)成立條件

風俗
害スル
罪

第二
賭博罪

(乙) 房屋ヲ給
與シタル
罪

- (一) 情ヲ知リタルコト
- (二) 情ヲ知リテ房屋ヲ給シタルコトヲ要ス然レトモ是レカ爲メ報酬ヲ得タルヤ否ヤハ問ハス
- (三) 本罪ハ賭博ノ從タル所爲ナルカ故本犯賭博犯成立セハ本罪モ不成立ナリ(二六一)

(丙) 賭場ヲ開張シ
又ハ博徒ヲ招
結シタル罪

賭場ヲ開張シテ利ヲ計リ又ハ博徒ヲ招結シタルモノモ賭博罪ト同シ、處分ハ三月以上一年以下ノ重禁錮十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二六〇)

(二) 定

富籤トハ二人以上ノ者ノ財物ヲ醜集シテ財團ヲ作り更ニ抽籤ノ方法ニ依リ其財物ノ全部又ハ一部ヲ不平等ニ出資者ニ分配シ依テ出資者ノ或者カ利益ヲ僥倖シ他ノ者カ損失ヲ受ケタルヲ云フ

(丁) 富籤罪

(二) 條

- (イ) 二人以上ノ者カ財物ヲ醜集シテ財團ヲ作ルコト
- (ロ) 抽籤ノ方法ニ依リ其財物ノ全部又ハ一部ヲ不平等ニ出資者ニ分配スルコト
- (ハ) 出資者ノ或者カ利益ヲ僥倖シ他ノ者カ損失ヲ受ケタルコト

(三) 處分 一月以上六月以下ノ重禁錮ニ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラル(二六一)

死屍
毀棄シ
及ヒ墳
墓ヲ發
掘スル
罪

(一) 死屍毀棄罪
(二) 墳墓發掘罪

- (一) 死屍タルコトヲ要ス
- (二) 埋葬スヘキモノタルコト
- (三) 毀棄シタルコト
- (四) 埋葬スヘキ死屍タルヲ知り之ヲ毀棄スルノ意思アルコト
- (五) 處分 一年以上一年以下ノ重禁錮ニ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル(二六四)
- (一) 墳墓ヲ發掘シタルコト
- (二) 棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタルコト
- (三) 情ヲ知り且故意ヲ以テ爲シタルコト
- (四) 處分 二月以上二年以下ノ重禁錮ニ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二六五)

第三
信教妨害罪

- (一) 神祠佛堂墓所其他禮拜堂ニ對スルコト
- (二) 不敬罪 公然爲シタルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル
- (三) 信教ノ自由ヲ妨害シタルモノハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處セラル(二六三)

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

第八章 商工農ヲ妨害スル罪

商工農
ヲ妨害
スル罪

(一) 商業妨害罪

(甲) 物品ノ賣買妨害罪

- (一) 妨害ノ手段ハ偽計威カヲ用キタルコト
- (二) 妨害ノ目的ハ賣買品タルコト
- (三) 賣買ヲ妨害シタル結果アルコト
- (四) 妨害スルノ意思アルコト
- (五) 處分一月以上六月以下ノ重禁錮ニ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二六七)

(乙) 糶賣又ハ入札ノ妨害罪

- (一) 妨害ノ手段ハ偽計又ハ威カナルコト
- (二) 妨害ノ目的ハ糶賣又ハ入札ナルコト
- (三) 妨害ノ結果アルコト
- (四) 故意ヲ以テ爲シタルコト
- (五) 處分十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加セラル(二六八)

(二) 農工業ヲ妨害スル罪

(甲) 雇賃ヲ増減セシメ又ハ農工業ノ景況ヲ變セシムル罪

- (一) 農工業ノ雇主又ハ雇人ナルコト
- (二) 妨害ノ手段ハ偽計又ハ威カタルコト
- (三) 農工業ノ自由ヲ妨害シタル結果アルコト
- (四) 雇賃ヲ増減シ又ハ農工業ノ景況ヲ變セントスル意思アルコト
- (五) 處分一月以上六月以下ノ重禁錮ニ三圓以上三十圓以下ノ附加罰金(二七〇)

(乙) 衆人ノ需用物品ノ價ヲ昂低セシムル罪

- (一) 虚偽ノ風説ヲ流布スルコト
- (二) 穀類其他衆人ノ需用物品ノ直段ノ昂低ヲ目的トスルコト
- (三) 自然ノ價値ヲ昂低セシメタル結果アルコト
- (四) 故意アルコト
- (五) 處分十圓以上百圓以下ノ罰金(二七二)

第九章 官吏濫職罪

第一節 官吏公益ヲ害スル罪

第一款 總 說

官吏ト云フ資格アル者カ之ヲ犯スニ因リテ始メテ成立スルカ故ニ本章ノ犯罪ハ官吏ト云フ資格アル者カ主トシテ之ヲ犯スノ事實アルニアラスンハ發生スルコト無シト雖モ之ヲ發生セシムルニ必要ナル行爲ノ或モノハ必スシモ官吏タルヲ要セス一人ト雖モ亦之ヲ分擔シ得ヘキカ故ニ官吏ト云フ資格アル者ニ加効シテ本罪ヲ發生セシメタル一人ハ資格ナシト雖モ總則共犯ノ原則ニ依リ本罪ノ共犯タルヘシ夫ノ或一派ノ學者カ身分ニ因リテ構成スヘキ犯罪ハ身分ナキ者ニ於テ共犯タルコトヲ得スト云フカ如キハ凡ソ犯罪ヲ發生セシメタル者ハ必ス犯罪者ノ一人トシテ責任ヲ負ハサルヘカラスト云フ總則共犯ノ原則ニ對シ例外ノ條文ヲ特說スルニアランハ不通ノ謬論タリ

第二款 官吏公益ヲ害スル罪

總 說

官吏公
益ヲ害
スル罪

- (一) 官吏其管掌ニ係ル法律規則ヲ公布施行セヌ又ハ他ノ官吏ノ公布施行ヲ妨ケタ
ルモノ
- (二) 故意ヲ以テ爲シタルコト
- (三) 處分 二月以上六月以下ノ輕禁錮十圓以上五十圓以下ノ附加罰金(二七三)
- (四) 兵隊ヲ要求シ及ヒ之ヲ使用スル權アル官吏タルコト
- (一) 兵隊ヲ要求シ及ヒ之ヲ使用スル權アル官吏タルコト
- (二) 其地方騷擾其他兵權ヲ以テ鎮撫スヘキ時ナルコト
- (三) 故意ヲ以テ爲シタルコト
- (四) 處分 三月以上三年以下ノ輕禁錮二十圓以上百圓以下ノ罰金(二七四)
- (一) 官吏タル身分アルモノナルコト
- (二) 規則ニ違背シテ商業ヲ爲シタルコト
- (三) 故意アルコト
- (四) 處分 二十圓以上五十圓以下ノ罰金(二七五)

第二節 官吏人民ニ對スル罪

- 第一項 官吏ノ威權ヲ亂用スル罪
- (一) 官吏タル身分アルモノナルコト
- (二) 擅ニ威權ヲ用ヒ其權利ナキコトヲ行ハシメ又ハ爲スヘキ權利ヲ行ハシメサルヲ
- (三) 故意アルコト
- (四) 處分 十一日以上二月以下ノ輕禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(二七六)

官吏人
民ニ對
スル罪

- 第二項 故ナク人
民ノ保護
ヲ爲サ
ル罪
- (一) 身軀財產ヲ妨害スルノ犯人アルニ當リ被害者ヨリ右ニ付報告アリタルコト
- (二) 豫審判事檢事警察官ハ報告ヲ受ケテ速ニ其處分ヲ爲ササルコト
- (三) 故意アルコト
- (四) 處分 十五日以上三月以下ノ輕禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(二七七)
- 第三項 不法ニ逮
捕又ハ監
禁シタル
罪
- (一) 逮捕官吏タルコト
- (二) 程式規則ヲ遵守セサルコト
- (三) 三人ヲ逮捕シ又ハ監禁シタルコト
- (四) 處分 十五日以上三月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(二七八)
- 第四項 囚人虐待
罪
- (一) 逮捕官吏司獄官吏又ハ囚人護送者タルコト
- (二) 飲食衣服ヲ屏去シ其他苛酷ノ所爲ヲ爲シ又ハ水火震災ノ際故ナク囚人ノ監禁
ヲ解クコトヲ怠リタルコト
- (三) 囚人ヲ死傷ニ致シタルトキハ毆打創傷罪ノ各本條ニ依リ一等ヲ加重サル
- (四) 處分 三月以上三年以下ノ重禁錮四圓以上四十圓以下ノ附加罰金(二八〇)
- 第五項 拷問及裁
問罪
- (一) 裁判官檢事及司法警察官タルコト
- (二) 被告人ニ對シ罪狀ヲ陳述セシムル爲メナルコト
- (三) 暴行ヲ加ヘ又ハ陵虐ノ所爲アルコト
- (四) 處分 四月以上四年以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金
(二八一)

判ヲ爲サ
ル罪

(乙) 裁判ヲ爲
サハル罪

- (一) 裁判官及検事タルコト
- (二) 刑事又ハ民事ノ訴ナルコト
- (三) 故ナク事件ヲ受理セス受理スルモ審理セザルトキナルコト
- (四) 處分 十五日以上三月以下ノ輕禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金(二八三)

(甲) 成立條件

- (一) 官吏タル身分アルコト
- (二) 職務ノ執行ニ關スルコト
- (三) 囑託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ聽許シタルコト

第六項
官吏收賄
罪

(乙) 處分

- (一) 一般官吏
附加罰金ナリ因テ不正處分ヲ爲シタルトキハ一等ヲ加重セラ
ル(二八四)
- (二) 裁判官ナ
ルトキ
- (イ) 民事ノ裁判ニ關シ賄賂ヲ受ケ又ハ之ヲ聽許シタル
民事ナルトキハ二月以上二年以下ノ重禁錮五圓以上五十圓
トキ
以下ノ附加罰金ナリ(二八五)
- (甲) 裁判官檢事警察官賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シ
タルトキハ二月以上二年以下ノ重禁錮五圓以上
五十圓以下ノ附加罰金ナリ(二八六)

(乙) 刑事ニ關
スルトキ

- (乙) 囚テ被告人ヲ曲庇シタルトキハ三月以上三年以
下ノ重禁錮十圓以上百圓以下ノ附加罰金ナリ
(全上)
- (丙) 陷害シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮二
十圓以上二百圓以下ノ附加罰金ナリ若シ枉斷シ
タル所ノ刑之レヨリ重キトキハ第二二一第二二二
二條ニ依リ反坐ス(全上)
- (丁) 前者ノ官吏賄賂ヲ聽許セスト雖モ情ニ徇ヒ又ハ
怨ヲ以テ被告人ヲ曲庇陷害シタルモノ亦同シタ
處分セラレ(二八七)

第三節 官吏財産ニ對スル罪

第一項
官吏監守
盜罪

- (一) 被告人ハ金穀物件ヲ監守スヘキ身分アル官吏タルコトヲ要ス
- (二) 竊取ノ所爲アルコトヲ要ス
- (三) 自己ノ官職ノ爲メニ監督スヘキ金額物件ヲ竊取シタルコト
- (四) 處分 輕懲役(二八九)

官吏財
産ニ對
スル罪

第二項
正數外ノ
金穀物品
ヲ徵收ス

- (一) 租稅其他諸般ノ入額ヲ徵收スル官吏タルコト
- (二) 正數外ノ金額及ヒ物品ヲ徵收シタルコト
- (三) 故意アルコトヲ要ス

(四)處分 二月以上四年以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金(二九〇)

監守盜罪ノ竊取ト云フハ第三百六十六條竊盜罪ノ規定ノ中ニ在ルト同一ノ語ナリト雖モ其意同シカラス彼ニ在リテハ他人ノ所持内ニ在ル有弊動產ヲ竊ニ握取シ自巳ノ所持内ニ遷移スルヲ謂ヒ本罪ノ場合ニ在テハ官吏自ラ監守ス可キ金額物件ヲ握取遷移シ若クハ費消スルヲ謂フ換言スレハ本條ニ所謂竊取ハ官吏自ラ監守ス可キ責任アル金額物件ニ係ル時ハ巳ノ同僚等ノ所持スル間ニ之ヲ握取シテ自巳ノ所持内ニ遷移シタルト現ニ監守スル爲メ己ノ手ニ在ル間ニ費消シタルトヲ含ミ常人ノ竊監ト成ル可キ所爲並ニ受寄物費消ト成ル可キ所爲ヲ總稱シタルモノナルコトニ留意スヘシ

註

第二編 身體財産ニ關スル罪

第一章 身體ニ對スル罪

第一節 殺人罪

(一)意義(殺人罪トハ故意ヲ以テ不法ニ他人ノ性命ヲ斷ツヲ云フ

(一)生命アル人類タルヲ殺サントスルモ殺人罪ニアラス又人ノ身體ヨリ生シタルモノヲ要スナレハ容貌甚シク普通人ニ異リ居ルモ之ヲ殺セハ殺人罪タリ

第一殺人罪ノ性質

(二)成立要素

(一)死亡ノ原因ヲ與ヘタルト云フ所爲アレハ手段ノ如何ハ殺人罪ノ成立ニ關係セス然レトモ死亡ノ原因ヲ與ヘタルノミニテ死ト結果アルコト

(二)單ニ人身ニ危害ヲ生スヘキ行爲ヲ爲スノ意思アルノミニテハ本罪タラス更ニ進ンテ生命ヲ斷ツノ意思アルコトヲ要ス之レ

(三)毆打創傷致死ト異ナル處ナリ

(四)刑ヲ執行スル官吏ノ行爲又ハ正當防衛權アルモノ同シク人ヲ殺スモ之レ適法行爲ナレハ殺人罪トナラス苟モ殺人罪トナルニハ人ノ生命ヲ斷チシ行爲ハ不法ナルコトヲ要スル所以ナリ

(一)故殺トハ故意即チ一時ノ感激ニ依リ決定セラレタル意思ニ依テ行ハレタル殺人行爲ヲ云フ

(二)謀殺トハ豫謀即チ深思熟考ノ上決定セラレタル意思ニ依リテ行ハレタル殺人行爲ヲ云フ

第一謀故殺

(甲) 殺人罪トナルニハ常ニ故意アルコトヲ要ス而シテ其故意ノ中豫謀アリヤ否ヤハ謀故殺ノ區別ヲ生スル要點ナリ豫謀トハ深思熟考ト云フ意ニテ所爲ヲ實行スル前ニ豫謀アリテ決行セハ謀殺ナリ之ニ反シテ一時ノ怒ニ乘シ深意熟考ナキ間ニ人ヲ殺セハ故殺ナリ即チ人ニ侮辱

殺人罪

(三) 二者ノ區別

サレ怒ニ乗シテ人ヲ殺セハ其意ヲ起シテヨリ決行スル
間ニ多少ノ時間アルモ怒ノ繼續中ナレハ深思熟考ノ事
實ナキ故ニ故殺ナリ而シテ謀殺ハ死刑ニシテ故殺ハ無
期徒刑ナリ

(乙) 豫謀セル殺人ナルモ怒ニ乗シテ決行セハ故殺ナリ又豫
謀アルニ拘ハラス故意ナキニ意外ニ其目的ヲ達スルコ
トアリ過失犯ノ如シ

(丙) 二者ノ刑罰ニ輕重アルハ豫謀ニ出テタルトキハ其結果
ヲ見ル確實ナリトノ理由ニ出ツ

(四) 處分 (謀殺ハ死刑(二九二)故殺ハ無期徒刑(二九四))

(一) 毒殺罪 此罪ハ殺人罪一般ノ要素ヲ備ヘタル上ニ毒殺使用ト云フ手
段加ハリテ殺スヲ特色トス

第二 毒殺罪

(二) 毒物施用 毒物トハ人ヲ吸入セシメテ血液ニ混和シタル結果遂ニ生命
ヲ亡失セシムル特種ノ能力ヲ有スルモノヲ云フ施用トハ吞マ
シムルノミナラス注射スルモ含ム而シテ毒殺ハ謀殺ヲ以テ論
セラル(二九二)

(一) 殘酷ナル手段ニ慘酷ナル所爲トハ身軀ヲ裂キ四肢ヲ折ル等人情忍
テ殺シタルコト(ヒサル殘忍ノ行爲ヲ云フ)

第二項 殺人罪ノ種類

第三 慘殺罪

(一) 故殺タルヲ要スルカ故ニ謀殺ニ出テタルトキハ第二九二條ノ
範圍ニ屬シテ本罪タラス而シテ普通故殺ト異ナリ死刑ニ處ス
ルヲ要スル所以ハ情狀重キカ故ナリ(二九五)

(二) 故殺シタ 故ニ謀殺ノ場合ハ勿論故殺ノ場合ト雖モ普通ノ故殺及ヒ慘刻
ルコト 故殺ハ本罪ニアラス

第四 重輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メトアルカ故ニ犯人カ故殺シ
且罪ヲ免ルノ故殺

(一) 重輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メトアルカ故ニ犯人カ故殺シ
タル目的ハ重輕罪ヲ犯スニ便ニシ又ハ其罪ヲ免レントス
ルニアルコトハ明カナリ從テ本罪ノ目的トスル所ノ重輕
罪トハ原因結果ノ關係アルコトヲ要ス

第五 誘導殺人

(一) 謀故殺ヲ行ヒタルコト
(二) 誤テ他人ヲ殺シタルコト
人ヲ殺スノ意ニ出テ詐稱誘導シテ危害ニ陷レ死ニ致シタルモノハ故殺
ヲ以テ論シ豫メ謀リタルトキハ謀殺ヲ以テ論ス(二九七) 本條ハ故殺及
謀殺罪アル以上ハ無用ノ條文ナリ

第六 殺

(三) 議論

(一) 本罪ハ人違殺人罪ナルモ已ニ犯人カ人ヲ殺スノ目的ヲ以テ目的外ノ人ヲ殺シタルニセヨ人ヲ殺ス意思ト其結果人ハ死シタリトノ事實アレハ殺人罪ナリト

(二) 本罪ハ殺人行爲ニ依リテ併發シタル過失殺人ヲ規定シタル特例ニシテ數罪俱發重キニ從テ論ストノ規定ヲ避ケタルニ過キスト

(四) 處分(謀故殺ヲ以テ論セラル(二九八))

第二節 毆打創傷罪

(甲) 定義

毆打創傷罪トハ故意ヲ以テ刑法ニ暴行其他一定ノ偽計ヲ施シ以テ人ヲ疾病創傷ニ致シ若クハ殺意ナクシテ死ニ致シタルヲ謂フ

第一 性質

(乙) 成立要素

(一) 不法ナルコト

加害ノ行爲ハ不法ナルヲ要スルハ一般犯罪ニ於テ然リ然ルニ特ニ茲ニ不法ト云フハ父母ノ子ヲ懲戒ノ爲メ毆打スルカ如キ醫師カ疾病治療ノ爲メ身軀ヲ切開スルカ如キ角力ノ如キハ不法行爲ニアラサルカ故ニ毆打創傷罪トナラサルナリ

(二) 故意アルコト

故意モ一般犯罪ニ欠クヘカラサルモ本罪ニ付特ニ之ヲ要スルハ他罪ト區別スルノ必要ニ出ツ若シ人ヲ殺ス故意ニ出テタルトキハ單ニ疾病創傷ニ至ラシメタル結果ヲ生スルモ本罪ニア

(二) 故意アルコト

コト

ラスシテ殺人ノ未遂ナリ又毆打ノ故意ニシテ意外ニモ被害者死亡セハ殺人トナラスシテ毆打致死ナリ又故意ナクシテ人ヲ殺セハ過失犯ナリ是レ特ニ故意ヲ要スト云フ所以ナリ

(三) 被害者生命アル人タルヲ要セス

生命ヲ有スル人ニアラサレハ本罪タラス即チ死屍ヲ毆打スルモ又人ニ對スルモ自由若クハ名譽等ニ對シテハ本罪タラス

(四) 毆打ノ所爲

此所爲ハ積極ナルヲ要ス又毆打トアルカ故ニ毆打ノミヲ指スカ如キ觀アルモ其外劇藥ヲ投スルモ婦女ニ對シテハ髪ヲ切ルモ毆打ナリ

(五) 結果アルヲ要スナリ

本罪トナルニハ毆打ノ結果トシテ被害者ハ疾病又ハ死亡創傷アルヲ要ス若シ此等ノ結果ナケレハ本罪ニアラスシテ違警罪ナリ

(イ) 死ニ致シタル場合

死ニ致シタルトハ犯人ノ行爲カ原因トナリ死ノ結果ヲ生シタルトキヲ云フ若シ犯人ノ行爲ト死ト云フ結果ヲ生シタル原因結果ノ關係ナクシテ他ノ原因ニテ死シタルトキハ毆打致死ニアラス而シテ本罪ハ重懲役ナリ(二九九)

傷 毆打創

第一 普通處分

(甲) 毆打創傷ノ人身ニ損傷ヲ及ボシタルヨリ處分ヲ異ニス

(乙) 篤疾ニ致シタル場

篤疾トハ兩目ヲ害シ兩耳ヲ聾シ兩肢ヲ折リ舌ヲ斷チ陰陽ヲ毀壞スルノ所爲ヲ云フ如此場合ニハ輕懲役ニ處セラル(三〇〇)

(丙) 癡疾ニ致シタルモノ

此場合ハ前者ニ比スレハ稍輕キモノヲ云フ即チ一目ヲ害シ一耳ヲ聾シ一手一足ヲ折リテ身軀ヲ不具ナラシメタルヲ云フ二年以上五年以下ノ重禁錮ナリ(三〇〇ノ二)

(丁) 疾病休業セシ場合

(甲) 二十日以上ノ職業ヲ爲スコト能ハサルトキハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處セラル職業トハ吾人日常ノ働キヲ爲スコトヲ得サルノ意ニシテ人ニ依リ異ナレリ(三〇一)
(乙) 二十日以上ノ疾病休業ノ時間二十日以内ナルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ナリ(三〇一ノ二)
(丙) 身軀ニ創傷ヲ爲シタルノミニテ疾病休業ニ至ラサルトキハ十一月以上一月以下ノ重禁錮ナリ(三〇一ノ三)

第二 處分

(甲) 二人以上ノ場

二人以上同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ疾病創傷ニ到ラシメタルトキハ共謀アレハ總則共犯例ヲ適用スルモ本罪ハ共謀ナキ場合ノ規定ニシテ共犯ニ對スル例外ヲ定ムルト同時ニ例令共謀セサルモ同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ其傷ヲ爲セル輕重ヲ知ルコト能ハサルトキニ不問ニ付スルノ制裁ナリ

(乙) 二人以上ノ場

二人以上同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ疾病創傷ニ到ラシメタルトキハ共謀アレハ總則共犯例ヲ適用スルモ本罪ハ共謀ナキ場合ノ規定ニシテ共犯ニ對スル例外ヲ定ムルト同時ニ例令共謀セサルモ同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ其傷ヲ爲セル輕重ヲ知ルコト能ハサルトキニ不問ニ付スルノ制裁ナリ

(丙) 二人以上ノ場

二人以上同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ疾病創傷ニ到ラシメタルトキハ共謀アレハ總則共犯例ヲ適用スルモ本罪ハ共謀ナキ場合ノ規定ニシテ共犯ニ對スル例外ヲ定ムルト同時ニ例令共謀セサルモ同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ其傷ヲ爲セル輕重ヲ知ルコト能ハサルトキニ不問ニ付スルノ制裁ナリ

(甲) 二人以上ノ場

二人以上同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ疾病創傷ニ到ラシメタルトキハ共謀アレハ總則共犯例ヲ適用スルモ本罪ハ共謀ナキ場合ノ規定ニシテ共犯ニ對スル例外ヲ定ムルト同時ニ例令共謀セサルモ同時ニ同一ノ被害者ヲ毆打シテ其傷ヲ爲セル輕重ヲ知ルコト能ハサルトキニ不問ニ付スルノ制裁ナリ

第二節 特別處分

不明ナル場合 (生スルニ比シテ優レリトノ理由ニ出ツ(三〇五))

(丙) 二人以上共ニ人ヲ毆打スルニ當リ自ラ人ヲ傷セスト雖モ幫助シテ傷ヲナサシメタルモノハ現ニ傷ヲ爲シタルモノ、刑ニ一等ヲ減シテ處分セラル(三〇六)

(丁) 健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシメタルモノハ豫メ謀テ毆打創傷スルノ例ニ從テ處分セラル(三〇七)

(戊) 人ヲ殺スノ意ニアラスト雖モ詐稱誘導シテ危害ニ陥レ因テ疾準毆打ノ病死傷ニ致シタルモノハ毆打創傷ヲ以テ處分セラル(三〇八)

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及不論罪

(イ) 自己ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(一) 自己ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(二) 自己以外ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(三) 暴行ヲ受ケタルヘカラス

(一) 怒ヲ發スルコトヲ要スルコトハ意思憤激シテ平均ヲ失ヒタル状態ヲ云フ此ヲ欠ケハ本罪タラス

(直チニハ怒ヲ發シタルコト、暴行人ヲ殺傷シタルコトノ二者ニ繋續スル文字ニシテ單ニ怒ヲ發シタル云々ノ文字ノミニ繋カルモノニアラス

直チニ怒ヲ發シテ殺傷シタルニアラサレハ本罪タラス故ニ深思ノ上怒ヲ發シテ暴行人ヲ殺傷セハ別罪ナリ

暴行ト憤怒殺傷行爲トハ原因結果ノ關係アルコトヲ要ス然ラサレハ本罪タラス

第一節 自己ノ身ヲ暴行ヲ受ケタル場合(三〇九)

(ロ) 暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(二) 自己以外ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(イ) 自己ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(一) 自己ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(二) 自己以外ノ身ヲ暴行ヲ受ケタルヲ要スルカ故ニ財産ニ受ケルコト

(三) 暴行ヲ受ケタルヘカラス

(一) 怒ヲ發スルコトヲ要スルコトハ意思憤激シテ平均ヲ失ヒタル状態ヲ云フ此ヲ欠ケハ本罪タラス

(直チニハ怒ヲ發シタルコト、暴行人ヲ殺傷シタルコトノ二者ニ繋續スル文字ニシテ單ニ怒ヲ發シタル云々ノ文字ノミニ繋カルモノニアラス

直チニ怒ヲ發シテ殺傷シタルニアラサレハ本罪タラス故ニ深思ノ上怒ヲ發シテ暴行人ヲ殺傷セハ別罪ナリ

暴行ト憤怒殺傷行爲トハ原因結果ノ關係アルコトヲ要ス然ラサレハ本罪タラス

(ハ) 暴行人ノ行爲ハ不法ナルコトヲ要ス若シ夫レ暴行ノ所爲ナキニ拘ハラス之ヲ反撃セハ本罪タラス又自ラ之ヲ招キタルモノニアラサレコトヲ要スルカ故ニ若シ反撃者ハ此恩典ニ浴セントシテ對手者ニ不正ノ行爲ヲ加ヘ之ヲ理由トシテ自己ノ身ヲ暴行ヲ加ヘシメ依テ以テ恩典ヲ受ケントスルカ如キハ本罪ニアラス反ツテ其對手者コソ此恩典ヲ受クル一人ナリ

第一項 殺傷ニ關スル宥恕

毆打シテ互ニ創傷シテ下セル前後ヲ知ラサルトキハ何レカ一方ハ正當防衛者ナルモ知レズ然レトモ兩人カ共ニ正當防衛者タルコトヲ得サ

第二 爲 准宥恕行 (三二〇)

ル事實ナレハ双方無罪トスルコトヲ得ス前後ヲ知ルコト能ハサル故ニ不問ニ附ストセハ大ナル弊害アルカ故ニ結極事實ノ狀況ニ應シテ處分スルノ方寸ヨリ出テタルモノナリ若シ夫レ同時ニ毆打セシ事實明ラカナレハ双方共ニ毆打犯人ニシテ又宥恕スヘキモノニアラス

(イ) 本夫タルコト 本夫トハ戸籍上ノ本夫ニシテ本罪ノ主跡タル本夫ハ之ヲ指ス

(ロ) 姦夫姦婦 姦夫姦婦タルコトヲ要スルカ故ニ此ノ二者以外ノ二者ヲ媒介シタルモノヲ殺傷セハ本罪タラス姦婦トハ本夫アル婦女ハ貞操ヲ破リテ他ノ男ト不正ニ交接スルヲ云フ姦夫トハ有夫ノ婦女ト不正ニ交接シタルモノヲ云フ

第三 姦通ニ關スル宥恕

(ハ) 姦所ニ於テ殺傷トアルカ故ニ姦所以外ニテ殺傷セハ恩典ヲ受ケス (一) 姦所ニ於テ殺傷トアルカ故ニ他ノ行爲ニハ特典ナシ (二) 殺傷トアルカ故ニ他ノ行爲ニハ特典ナシ (三) 姦通ヲ覺知スルト同時ナルヲ要スルカ故ニ豫メ妻ノ姦通ヲ覺知シタルコトヲ要スルカ故ニ姦所ニ闖入シタル如キハ特典ナシ

(ニ) 前ニ本夫ハ姦通 本夫カ許シタモノナレハ本罪ノ特典ナキハ明カナヲ許サハルコトヲ

殺傷ニ關スル宥恕及不諭罪

第四 門戸邸宅ニ入ルヲ防ク爲メナルコト (三二二)

(イ) 晝間ナルコトヲ要ス晝間トハ日出ヨリ日没マテラ云フ (ロ) 故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り又ハ門戸牆壁ヲ踰越セサル前ナ損壞セントスル者ヲ防止スルコトヲ要ス (一) 家屋タルヲ要セス家屋ヲ構成スル處ノ邸宅ノ一部ニ入レハ可ナリ (二) 人ノ住居以外ナレハ保護スルノ必要ナシ (三) 未タ邸宅ニ入り又ハ門戸牆壁ヲ踰越損壞セサル前ナラサルヘカラス既ニ之ヲ遂ケタル後ナレハ第三一四條ノ正當防衛行爲トナルモ本罪タラス

(ハ) 之ヲ殺傷シ之レヲ殺傷シタルコトヲ要スルカ故ニ其所爲以外ニハ宥恕ノ特典ナシ

(甲) 防衛ハ不

(イ) 攻撃カ急迫ナリシコトヲ要スルカ故ニ若シ然ラズシテ公權ノ保護ヲ受クルコトヲ得ルトキハ不論罪タラス (ロ) 他日回復スルコトヲ得サル重大ナラサルヘカラス然ラサレハ不諭罪トスルコトヲ得ス (三) 如何ニ防衛ノ爲ニスルモ必要ノ程度ヲ越ユヘカラス (四) 危害ノ去リタル後ニアラサルコトヲ要ス (三二一六)

(甲) 身體生命ニ關スルモ

(一) 止ムヲ得サルニ出テタルコトヲ要ス (二) 防衛ノ手不己ナルコトヲ要ス (三) 得場合ナキ

第二項 殺傷ニ關スル不論罪
三三二
三三四
三五四

(二) 自己又ハ他人ノ生命身體ニ暴行ヲ加フルモノニ對スルニアラサレハ不論罪トナラス名譽ニ對シテ不論罪ナシ

(三) 自己カ不正ノ行爲ヲ爲シテ暴行ヲ加ヘラレ其機ニ乘シテ暴行ヲナセハ不論罪トナルコトヲ得サルハ宥恕ノトキナルモノニアラキ

(乙) 財産ニ對スル場合

- (一) 放火其他暴行ノ所爲アリテ之ヲ防ク爲メナルトキ
- (二) 盜犯ヲ防止シ又盜賊ヲ防止スルニ出テタルトキ
- (三) 夜間夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戶牆壁ヲ踰越損壞スルモノヲ防止スルニ出テタルトキ

第四節 過失殺傷罪

(甲) 意義

過失殺傷トハ自己ノ不注意ヨリ他人ノ身軀ヲ毀損セシメテ死亡又ハ疾病ニ至ラシメタルヲ云フ元來過失ハ故意ナキ一ノ出來事ナレハ罰セザルハ原則ナルモ法律ニ於テ此過失犯ヲ罰スルハ疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セサル不注意ヲ罰スルニ過キス若シ夫レ人ヲ殺スモ其モノニシテ疎虞懈怠ナキトキハ斷然無罪ナリ

一 疎虞トハ自己ノ行爲ニ依リ生スル結果ヲ豫見シ居

過失殺傷

第一項 過失殺傷ノ性質

(乙) 成立要素

第一 疎虞又ハ懈怠ノ要

(一) 疎虞ノ意

ル地位ニアリナカラ豫見セシメテ不期ノ結果ヲ生セシメタルヲ云フ尙ホ未熟ニ基ク疎虞ト疎忽トノ二アリ夫ノ醫師ノ如キ其技術ニ拙クシテ人ヲ死ニ致シタルカ如キハ未熟ニ基ク疎虞ニシテ疎忽ニ基クモノトハ例ハ乳母ハ寢テ居ル子ヲ壓死セシムルカ如キヲ云フ即チ或結果ヲ生スルト云フコトヲ知ルニ拘ハラズ偶其場合ヲ豫見セシメテ死傷セシメタルカ如キ之レナリ而シテ其注意ノ不十分ナル處ハ刑事責任ノ根本ナリ

(二) 懈怠ノ意

懈怠トハ自己ノ行爲ヨリ生シ得ル結果ヲ豫見シ居リナカラ其レヲ豫防セサルヨリ不期ノ結果ヲ生シタルヲ云フ故ニ疎虞ニ比シテ其情重シ例ハ機關師ハ汽車ニ損所アルヲ知リツ、使用中破烈セシメテ人ヲ死傷セシメタル場合はレナリ其結果ヲ豫見スルト云フコトハ疎虞ト異ナル要點ナリ

第二 疎虞懈怠ノ結果他人ノ身軀ヲ毀損シタルコト

第三 故意ナキコトヲ要ス若シ故意アリテ他人ノ身軀生命ヲ毀損セハ殺人罪又ハ毆打創傷トナルモノナリ

- 第二項 過失殺傷ノ效果
- (一) 結果ノ大小ニ依リ刑罰ヲ異ニセリ
 - (二) 過失殺傷ニハ故意ナキ故未遂犯ナシ
 - (三) 同一ノ理由ニ依リテ共同ノ過失ハアリ得ルモ共犯者ナシ
- 第三項 分
- 死ニ致シタルモノハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金(二一七)、廢篤疾ニ致シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金(二一八)、疾病休業ニ至ラシメタル者ハ二十圓以上五十圓以下ノ罰金(二一九)

第五節 自殺ニ關スル罪

- 第一項 義
- 自殺トハ死者自身ノ意思ヲ原動力トスル殺人行為ナリ而シテ自殺ハ現行刑法ハ之ヲ罰セス只人ヲ自殺セシメタルモノハ罪トシテ罰シ居レリ
- 人ヲ教唆シテ自殺セシメタル場合此場合ハ其教唆ノ方法即チ他人ヲシテ自殺ノ決心ヲ生セシメタル手段ハ言語ヲ以テスルモ書面ナルモ同一ナリ只形容ノ如キ性質ノ漠トシテ居ルモノハ事實ノ不明ナル点ヨリ無罪ナリ罪トナルニハ被教唆者ハ自殺ノ上ニアラサレハ得ス
- (一) 囑託ヲ受ケテ自殺人ノ爲メニ手ヲ下セル場合ニ囑託ヲ受ケス自ラ進ンテ殺セハ假令自ラ死セントスルモノヲ殺スモ殺人罪ナリ被害者ノ死ヲ望ムトキモ同一ナリ
 - (二) 自殺ノ補助罪ハ其現場ニ於テスルト否トヲ問ハス故ニ自殺前ニ器具ヲ給與シ方法ヲ指示スルモノハ手ヲ現ニ下ササルモ補助罪トナルナリ
 - (三) 自殺ノ補助罪ハ其現場ニ於テスルト否トヲ問ハス故ニ自殺前ニ器具ヲ給與シ方法ヲ指示スルモノハ手ヲ現ニ下ササルモ補助罪トナルナリ

自殺ニ關スル罪

- 第二項 自殺罪ノ殊容
- (一) 自殺ノ教唆者下手者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮十圓以上五十圓以下ノ附加罰金ナリ補助者ハ一等ヲ減セラル(二二〇)
 - (二) 自殺ハ罪ニアラサル故共犯ノ關係ナキ獨立ノ一罪ナリ故ニ自殺ノ教唆者ヲ教唆セハ總則ノ適用ヲ受ク

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

- 第一項 成立條件
- (一) 人ヲ逮捕又ハ監禁シタルコトヲ要ス逮捕トハ往復ノ自由ヲ奪フ意ニシテ其手段ハ繩又ハ他ノ方法ヲ取ルモ問ハス監禁トハ幽閉ノ意ナリ一人ニテ時ヲ異ニシ其意思ヲ異ニシテ罪ヲ犯ストキハ二罪ナリ然レトモ逮捕ハ監禁ノ手段ニシテ監禁ハ逮捕ノ結果ナルモ同一人ニテ同時ニ爲セハ一罪ナリ
 - (二) 不法ニ爲シタルコトヲ要スルカ故ニ父母力懲戒ノ爲ニ一時監禁スルハ本罪タラス
 - (三) 故意ニテ爲シタルコトヲ要ス

- 第二項 分
- (一) 普通ノ場合 十一日以上二月以下ノ重禁錮三圓以上二十圓以下ノ罰金ナルモ監禁日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加ヘラル(二二二)
 - (二) 特別ノ處分
 - (イ) 毆打拷責又ハ飲食衣服ヲ屏去シタルトキハ二月以上二年以下ノ重禁錮三圓以上三十圓以下ノ附加罰金ナリ(二二三)
 - (ロ) 水火震災ノ際監禁ヲ解クコトヲ怠リタルモノモ前ト同シ(二二四)

不法監禁罪

第七節 脅迫罪

(一) 脅迫トハ人ヲシテ一定ノ危害アルヘキヲ告ケテ其人ヲシテ恐怖セシムルノ所爲ヲ云フ

(イ) 人ヲシテ恐怖セシムルノ所爲アルコト
(ロ) 一定ノ危害アルヘキコトヲ告ケ其人ヲシテ恐怖セシメタルコトアレハ其手段ハ問ハス
(ハ) 故意アルコト

脅迫罪

性第一

質

處第二

分

- (イ) 人ヲ殺サントシ又ハ住宅ニ放火セント脅迫シタルモノハ一月以上六月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(三二六)
- (ロ) 毆打創傷其他暴行ヲ加ヘ又ハ財産ニ放火シ及ヒ毀壞劫掠スト脅迫シタルトキハ十一月以上二月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(三二六ノ二)
- (ハ) 兇器ヲ持シテ脅迫ヲナセハ一等ヲ加フ(三二七)

第八節 墮胎ノ罪

(一) 墮胎トハ自然ノ分娩期ニ先チ人工ヲ以テ胎兒ヲ母胎ヨリ産落サシムルヲ云フ

(イ) 墮胎ノ所爲アルコト
(ロ) 母胎ヨリ産ミ落サシムルコト而シテ其ノ手段ハ問ハス

性第一

質

墮胎罪

(一) 成立條件

(ハ) 故意アルコト
(ニ) 分娩期ニ先チ人ヲ以テ墮胎セシメタルコト

(一) 普通ノ場

(イ) 懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テシ又他人ハ依頼ヲ受ケテ墮胎セシメタルトキハ一月以上六月以下ノ重禁錮ナリ又依頼ヲ受ケテ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ一年以上三年以下ノ重禁錮ナリ(三三〇、三三一)

(二) 加重シテ處分スルテ場合

- (イ) 懐胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑騙シテ墮胎セシメタルモノハ一年以上四年以下ノ重禁錮ナリ(三三二)
- (ロ) 懐胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他ノ暴行ヲ加ヘ墮胎セシメタルモノハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニシテ墮胎セシムルノ意アルトキハ輕懲役ナリ(三三四)
- (ハ) 前二者ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ癡篤疾ニ致シタルモノハ毆打創傷ノ刑ニ照シ重ニ從テ處斷サル(三三五)

處第二

分

(二) 加重シテ處分スルテ場合

第九節 幼者老疾者ヲ遺棄スル罪

第一 幼者老疾者ヲ遺棄

- (一) 遺棄ノ所爲アルコトハ被害者ノ傍ヲ離レテ保護又ハ養育ノ責ヲ免ル、ヲ云フ
- (二) 遺棄サレタルモノハ幼者、老者、疾病者ナルコト是等ノモノハ獨立シテ生活スル能ハサルカ故ニ之ヲ保護ス

幼者老疾者ヲ遺棄スル罪

- スル罪
- (一)故意アルコトヲ要ス
- (二)加害者ハ被害者ヲ保育ノ任アルモノナルコトヲ要ス
- (三)處分(三三六乃至三三九参照)
- (四)自己ノ所有内ナルコト
- (五)遺棄セラレタル幼者老疾者タルコト
- (六)知テ之ヲ扶助セス又ハ官ニ報告セサルコト
- (七)故意アルコト
- (八)處分 十五日以上六月以下ノ重禁錮(三四〇)

第二官ニ申告セサル罪

第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪

幼者ヲ略取誘拐罪

- 第一 幼者ヲ略取誘拐罪
- (一)二十歳未満ノ幼者ナルコト男女又ハ結婚ノ有無ヲ問ハス
- (二)略取又ハ誘拐ノ所爲アルコト
- (三)自ラ藏匿シ若クハ他ノ内國人外國人ニ交付スルコトヲ要ス
- (四)處分 (三四一、三四二、三四五参照)
- 第二 準略取 略取誘拐シタルモノナルコトヲ知テ自己ノ家屬僕婢トシタルモノモ亦略取誘拐罪ト同シク論セラル(三四三)

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪

猥褻姦淫重婚罪

- 第一 猥褻罪
- (一)意義(猥褻罪トハ直接又ハ間接ニ淫事ニ關スル醜行ヲ云フ)
- (二)成立條件
 - (イ)猥褻ノ所爲ヲ爲シタルコト
 - (ロ)十二歳以下ノ幼女ニ對シテ爲シタルカ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シテ暴行脅迫ヲ以テ爲シタルコト
- (三)處分(三四六、三四七参照)
- 第二 淫行媒介罪
- 第一 犯罪ノ客體ハ十六歳未満ノ男女ナルコト
- 第二 之カ淫行ヲ誘導シテ媒介シタルコト
- 第三 處分ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(二五二)
- 第三 強姦罪
- (一)意義(強姦トハ暴行脅迫ヲ用ヒテ不法ニ婦女ヲ強姦シタルヲ云フ)
- (二)成立條件
 - (イ)強姦シタルコト
 - (ロ)其手段トシテ暴行脅迫ヲ用ヒタルコト
 - (ハ)婦女ニ對スルコト
- (三)處分(輕懲役(三四八))
- 第四 姦通罪
- (一)意義(姦通罪トハ有夫ノ婦本夫以外ノ男子ト交接スルヲ云フ)
- (二)成立要件
 - (一)有夫ノ婦ナルコト
 - (二)姦通ノ所爲アルコト

第五
重婚罪

- (三) 處分(六月以上二年以下ノ重禁錮(三五三))
- (一) 意義(重婚罪トハ配偶者アルモノ重子ヲ婚姻ヲ爲スヲ云フ)
 - (甲) 前ニ適法ノ婚姻ヲ爲シ未タ解除セサルコト
 - (一) 第一ノ婚姻ノ適法ナルヲ要スルカ故ニ婚姻ノ成立條件ヲ欠キタルトキハ重婚トナラス
 - (二) 婚姻解除後結婚セハ重婚ニアラサルカ故ニ其結果トシテ前婚ノ解除サレタルヲ知ラス重テ結婚ノ意思ヲ以テスルモ無罪ナリ
 - (乙) 再ヒ結婚シタルコト
 - 再ヒ結婚スルニアラサレハ重婚罪タラス再ヒ結婚シテ始メテ重婚ノ既遂トナルナリ
 - (丙) 故意アルコトヲ要ス
 - 前婚ノ適法ニ成立シ且未タ解除セラレサル情ヲ知リテ更ニ第二ノ結婚ヲ爲ス意思ニ出ツルルキノミヲ有罪トス
- (二) 成立條件
 - (イ) 告訴發ハ官ニセサルヘカラス
 - (ロ) 人ヲ特定セサルヘカラス一人ト數人ト氏名ヲ明示シタルト暗示シタルトハ問ハス
 - (ハ) 罪トナルヘキ事實ヲ特定スルコト
- (三) 處分(六月以上二年以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金(三五四))

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

(一) 定 義
誣告罪トハ故意ヲ以テ不實ノコトヲ告訴發スルヲ云フ

第一項
誣告罪

第一
誣告罪ノ
性質

(一) 成立條件

- (甲) 官ニ告訴發スルコト
 - (イ) 告訴發ハ官ニセサルヘカラス
 - (ロ) 人ヲ特定セサルヘカラス一人ト數人ト氏名ヲ明示シタルト暗示シタルトハ問ハス
 - (ハ) 罪トナルヘキ事實ヲ特定スルコト
- (乙) 不實ノ事柄ナルヲ要ス
 - 眞ニ犯罪アリテ告訴又ハ告發スルハ勿論ナルモ其事柄ナクシテ爲シタルハ本罪構成ノ特色ナリ
- (丙) 故意アルヲ要ス
 - 告訴發セントスル事柄ノ不實ナルヲ知リテ更ラ訴出テタルヲ要ス之ヲ知ラスシテ爲セハ罪トナラス

第二
處分

- (一) 不實ノコトヲ以テ人ヲ誣告シタルモノハ偽証罪ノ例ニ依リ處分サル(三五五、二二〇)
- (二) 誣告ヲ爲スト雖モ被告人ノ推問ヲ始メサル前ニ自首セハ本刑ヲ免セラル(三五六)
- (三) 誣告ニ依リ被告人刑ニ處セラレタルトキハ偽証罪ノ例ニ依リ處分サル(三五七、二二一、二二二)

(一) 定 義
法定ノ手段ヲ以テ一定ノ人ノ惡事醜行ヲ摘發シテ故意ニ之ヲ辱シムルヲ云フ

誣告及
誹毀罪

第二項
誹毀罪

(乙) 成立條件

(甲) 一定ノ惡事醜行ヲ摘發スト雖何人ノ惡事ナルカ又ハ何人ノ醜行ナルカ明カナラサレハ本罪タラス然レトモ本名ヲ用キス雅号異名等ヲ用キテ何人タルコト明カナレハ本罪タリ

(乙) 惡事醜行トハ名譽ヲ毀損スヘキ行爲ヲ特定シテ表白スルヲ云フ之ヲ表白シタル結果名譽ヲ毀損スル性質ヲ有スルコトヲ要ス行爲ヲ特定セサレハ誹毀罪トナラス故ニ自己ノ製藥ハ良好ナルモ他ニ有害無效ト云フカ如キ又ハ單ニ人ニ對シテ懶怠ナリト云フモ誹毀罪トナラスト雖モ或ル某ハ竊盜ヲ犯セリトカハ誹毀ナリ誹毀ナルヤ否ヤハ事實論ナレハ裁判官ノ認定ニ任ス又誹毀ハ事實ノ有無ヲ問ハスシテ成立ス

(丙) 法定ノ手段トハ(一)公然ノ演舌(二)文書圖畫ノ公布又ハ雜劇偶像ノ作爲トス何レモ第三者ノ耳ニ達スヘキ場合ヲ示セルカ故ニ誹毀者ト被誹毀者ノミナレハ外ニ一人モ見聞セシモノナキトキハ本罪タラス是レ官吏侮辱罪ト異ナル所ナリ

(丁) 故意ニ出テタルコトヲ要ス

(甲) 公然ノ演舌ヲ以テ誹毀セハ十一日以上三月以下三圓以上三十圓以下ノ附加罰金(三五八)

(乙) 文書圖畫ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ誹毀シタルトキハ十五日

祖父母
父母子
孫ニ對
スル罪

(甲) 加重ニ關スルモノ

(乙)

第三項
陰私漏告
罪

(三) 處分

(乙) 以上六月以下ノ重禁錮五圓以上五十圓以下ノ附加罰金(三五八ノ二)

(丙) 本罪ハ被害者又ハ親族ノ告訴ヲ以テ成立ス(三六一)

(一) 法定ノ身分若クハ(法定ノ身分及職業ヲ有スルコト即チ醫師藥商穩婆代言人職業ヲ有スルモノ)辯護人代書人神官僧侶等ナリ

(二) 知リタル陰私ヲ其身分職業ニ依リテ知り得タル陰私ヲ漏告シタルコト

(三) 故意アルコトヲ要ス

(四) 處分 十一日以上三月以下ノ重禁錮三圓以上三十圓以下ノ附加罰金(三六〇)

第十二節 祖父母父母ニ對スル罪

(一) 子孫其祖父母父母ヲ謀殺シタルモノハ死刑ニ處セラル(三六一)

(二) 子孫、其祖父母、父母ニ對シ毆打創傷ノ罪其他監禁脅迫誣告誹毀ノ罪ヲ犯シタルモノハ凡人ノ刑ニ二等ヲ加フ癡疾ニ致シタルモノハ有期徒刑ニ處シ癡疾ニ致シタルモノハ無期徒刑死ニ致シタルモノハ死刑ナリ(三六三)

(三) 祖父母父母ニ對スル殺傷ノ罪ハ特別ノ宥恕又ハ不論罪ヲ用ヒス但犯ストキ知ラサルトキハ此限リニアラス(三六五)

子孫祖父母父母ニ對シ衣食ヲ給與セス其他必要ナル奉養ヲ欠キタルモノハ十五日

奉養ヲ欠ク罪

以上六月以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金ナリ因テ疾病又ハ死ニ致シタルモノハ加重ニ關スルモノヲ適用ス(二六四)

第二章 財産ニ對スル罪

第一節 盜罪

第一 盜罪トハ權利ナクシテ他人ニ屬スル動産ヲ不正ニ領得スルノ意ヲ以テ之ヲ奪取スルノ行爲ヲ云フ

(甲) 盜罪ノ的物ハ人ノ所有物トスルコト

(イ) 人ノ所有物タルコト

茲ニ人トハ自己以外ノ人ニシテ親族以外ノ人ト云フ意ニアラス故ニ人ノ所有物ト云フハ他人ノ所有物人ノ所有物ノ意ニシテ他人ノ所有權ニ係ルモノハ勿論他人ニ所有權ナクシテ單ニ占有ニ係ルモノ即チ他人ノ所有内ニ在ルトノ意ナリ其結果トシテ自己ノモノト雖モ他人ノ占有内ニ在リタルトキ盜取セハ盜罪タルヲ免レヌ何トナレハ之カ被害ヲ蒙レルハ所有權者ニアラスシテ占有者即チ物ノ所有者ナレハナリ現行刑法ニ於テ人ノ所有權ト云ハスシテ所有物ト書キタル文法ヨリ見ルモ明カナリ

盜罪ノ目的物トナリ得ルニハ必ラスヤ有躰物ニシ

第一項 盜罪ノ性質

第二 成立要素

(乙) 盜取ノ所ト爲アルコト

(ロ) 犯人ノ所持内ニ移ス

(イ) 他人ノ所持内ニ移ス

(ロ) 目的物

テ且動産タルヲ要ス無形物ハ握手遷移スル能ハス從テ盜罪ノ所爲アリ得サルナリ又不動産ハ握手遷移シ得サルカ故目的物トナルコトヲ得サルモ民法ノ不動産タル戸障子ノ如キハ之ヲ家屋ヨリ引放シタルトキハ盜罪ノ目的物トナルコトヲ得ルナリ

犯人ノ所爲ヲ以テ遷移セル物件ハ他人ノ所持内ニアルコトヲ要ス他人ノ所持外ニ在ル無主物遺棄遺失物埋藏物ニ付テ他人ノ所持内ニアルト云フコトヲ得サルカ故盜取ト云フコトヲ得ス

目的物ハ他人ノ所持内ニ在リタル他人ノ行爲ヲ以テ自己ノ所持内ニ移ササルヘカラス若シ目的物ヲ他人ヨリ引渡サレタルトキハ契約ニ出テタルト錯誤ニ出テタルヲ問ハス盜罪ニアラサルノ所爲ナリ寄託ノ如キ他人ノ自ラ諾シテ犯人ノ所持内ニ移シタル之ヲ費消スルニ依リテ受寄物費消ノ罪トナル又錯誤ニ因テ他人ノ目的物ヲ引渡スハ犯人ノ施シタル詐欺ニ出ツルコトアリ又否ラササルコトアリ詐欺ノ爲メニ錯誤ニ陥リタルカ爲メニ他人カ物ヲ